伊丹市国民保護計画

平成３１年度（２０１９年度）修正

itami

伊　丹　市

目　　次

第１編　総　　論

第１章　計画の趣旨
１　計画作成に当たっての基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３　市の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
４　計画に定める事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
５　計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
６　計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
７　計画の見直し、変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第２章　基本方針
１　市民の基本的人権の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
２　市民の権利利益の迅速な救済・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
３　市民に対する情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
４　関係機関相互の連携協力の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
５　市民の協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
６　高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施・・・・・・・・４
７　指定公共機関等の自主性の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
８　保護措置に従事する者及び協力する者の安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・５

第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等
１　関係機関の事務又は業務の大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
２　関係機関の連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

第４章　市の地理的、社会的特徴
１　地形・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
２　気候・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
３　人口分布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
４　昼夜間人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
５　人口密度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
６　高齢者等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
７　外国人登録者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
８　道路の位置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
９　鉄道・バス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
10　空港・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
11　自衛隊施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
12　建物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

第５章　計画が対象とする事態
１　武力攻撃事態等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
２　緊急対処事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

第２編　平素からの備えや予防

第１章　組織・体制の整備等
第１節　市における組織・体制の整備
１　市の各部における平素の準備業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
２　初動体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
３　消防団の充実・活性化の推進等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
第２節　関係機関との連携体制の整備
１　基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
２　県との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
３　近接市町との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
４　指定公共機関等その他関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
第３節　市民に期待される取組等
１　市民に期待される取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
２　市民との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
３　自主防災組織に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
４　ボランティア活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
第４節　通信の確保
１　非常通信体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
２　情報通信機器等の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
第５節　情報収集・提供等の体制整備
１　基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
２　警報等の伝達に必要な準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
３　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
４　被災情報の収集・報告に必要な準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
第６節　研修及び訓練
１　研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
２　訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

第２章　避難及び救援に関する平素からの備え
１　避難に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
２　避難実施要領のパターンの作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
３　救援に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
４　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
５　一時集合場所の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
６　避難施設の指定への協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
７　医療体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０

第３章　武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え
１　生活関連等施設の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
２　市が管理する公共施設等における警戒・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２

第４章　物資及び資材の備蓄、整備
１　物資及び資材の備蓄、整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
２　市が管理する施設及び設備の整備及び点検等・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

第５章　啓発
１　保護措置に関する啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
２　武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発・・・・・・・・・・４５

第３編　武力攻撃事態等への対処

第１章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
　第１節　危機管理対策本部等における初動体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
　１　危機管理対策本部等の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
　２　市対策本部との調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
　第２節　市対策本部の設置等
　１　市対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
　２　動員の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
　第３節　通信の確保
　１　非常通信体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
　２　情報通信機器等の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５

第２章　関係機関相互の連携
　１　国・県対策本部との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６
　２　指定行政機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６
　３　県との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６
　４　指定公共機関等への措置要請等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５７
　５　自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８
　６　他の市町長等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９

第３章　市民の協力等
　１　市民への協力要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
　２　自主防災組織に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２
　３　ボランティア活動への支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２
　４　民間からの救援物資の受入れ等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２

第４章　警報の伝達等
　１　警報の伝達等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６４
　２　警報の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６

第５章　住民の避難
　第１節　避難の指示の通知・伝達等
　１　避難の指示の際の調整への協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６７
　２　避難の指示の通知・伝達等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６８
　第２節　避難住民の誘導
　１　避難住民の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６９
　２　知事による避難住民の誘導の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７３
　３　高齢者、障がい者、乳幼児等への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７４
　４　避難所等における安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７４
　第３節　避難の類型
　１　屋内への避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７５
　２　市内の避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７５
　３　県内他市町への避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６
　４　県外への避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６
　第４節　避難に当たって留意すべき事項
　１　地域特性に応じた留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７７
　２　事態の類型等に応じた留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７７

第６章　救援
第１節　救援の実施
１　県による救援の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１
２　市による救援の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１
第２節　救援に必要な物資の確保等
１　物資の売渡しの要請等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８６
２　土地等の使用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８６
３　公用令書の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８７
４　立入検査等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８７
５　医療の実施の要請等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８７
第３節　救援の実施方法
１　収容施設の供与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８９
２　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給・・・・・・・・・・・・・９１
３　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与・・・・・・・・・・・・・・・・９５
４　医療の提供及び助産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９６
５　被災者の捜索及び救出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９９
６　埋葬及び火葬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１００
７　電話その他の通信設備の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０１
８　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０１
９　学用品の給与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０１
10　死体の捜索及び処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０２
11　障害物の除去・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０３

第７章　安否情報の収集・提供
１　安否情報の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０４
２　県に対する報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０７
３　安否情報の照会に対する回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０７
４　日本赤十字社に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１０

第８章　武力攻撃災害への対処
第１節　武力攻撃災害への対処
１　基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１１
２　武力攻撃災害の兆候の通報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１１
３　緊急通報の発令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１１
第２節　応急措置等
１　武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示・・・・・・・・・・・・・・・１１３
２　退避の指示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１３
３　警戒区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１４
４　土地、建物の一時使用等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１６
５　消防に関する措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１６
第３節　生活関連等施設における災害への対処等
１　生活関連等施設等の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１８
２　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除・・・・・・・・・・・・・・１１８
第４節　武力攻撃原子力災害及びＮＢＣ攻撃による災害への対処
１　武力攻撃原子力災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２２
２　ＮＢＣ攻撃による災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２３

第９章　被災情報の収集・報告及び公表
１　被災情報の収集・報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２６
２　被災情報の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２９

第 10 章　保健衛生の確保その他の措置
１　保健衛生の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３０
２　廃棄物の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３１
３　文化財の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３２

第 11 章　市民生活の安定に関する措置
１　生活関連物資等の価格安定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３３
２　避難住民等の生活安定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３４
３　生活基盤等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３４

第 12 章　特殊標章の交付及び管理
１　特殊標章の意義及び普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３６
２　特殊標章等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３６

第４編　復旧等

第１章　応急の復旧
１　基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３８
２　ライフライン施設等の応急の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３８

第２章　武力攻撃災害の復旧
１　国における所要の法制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３９
２　市における当面の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３９
３　市が管理する施設及び設備の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３９

第３章　財政上の措置等
１　費用負担及び支弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４０
２　損失補償、実費弁償及び損害補償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４１
３　総合調整及び指示に係る損失の補てん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４１
４　市民の権利利益の救済に係る手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４１
５　市における費用の支弁等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４２

第５編　緊急対処事態への対処

１　緊急対処事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４３
２　緊急対処事態における警報の通知及び伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・１４３

資料編

【資料１】伊丹市国民保護対策本部組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４４
【資料２】平素の準備業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４５
【資料３】伊丹市国民保護対策本部事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４９

第１編　　総　　論

第１章　計画の趣旨

国民の保護のための措置（以下「保護措置」という。）に関する市の責務を明らかにするとともに、計画作成に当たっての基本的な考え方や計画の目的、対象等計画の趣旨について示す。

１　計画作成に当たっての基本的考え方

市は、兵庫県の国民の保護に関する計画（以下「県保護計画」という。）に基づき、以下の基本的考え方のもと、伊丹市の国民の保護に関する計画（以下「市保護計画」という。）を作成する。

（１）平和なまちづくりを前提とした計画づくり

市民の生命、身体及び財産を守るためには、まずは平和な国際社会の実現への取り組みが重要であることを再認識し、本市の役割として多様な分野における草の根交流による相互理解、多文化共生社会づくりによる地域からの国際平和に対し、積極的に取り組み続ける。そのうえで、不測の事態に備えるといった危機管理の基本として市保護計画を作成する。

（２）市民の「安全・安心」の確保

いかなる事態においても市民の生命、身体及び財産を守ることが市の責務である。武力攻撃事態等から市民を保護することも同様であり、市民の自由と権利を尊重しながら、有事における市民の安全と安心を確保するために作成する。

（３）防災態勢を活かした国民保護態勢の確立

武力攻撃事態への対応は、原因の意図性、攻撃の反復性などの点で、自然災害や大規模事故との違いはあるが、市民の安全を確保するための態勢については共通する部分も多い。阪神・淡路大震災等の自然災害等への経験を踏まえて作成した地域防災計画との整合性を図りつつ、地域防災計画に基づく取り組みで活用できるところは、できる限り活用しながら計画を作成する。

（４）市民、関係機関から幅広く意見を聴取

保護措置の実施に当たっては、市民の理解と自発的な意思に基づく協力が必要であることから、国民保護協議会には、防災会議の委員を基本として、地域活動団体や事業者団体など幅広く参画いただくとともに、パブリックコメントの実施など広く市民の意見を聴取して計画を作成する。

（５）継続的な計画の見直し

市内における具体的な事態の想定や、市の地理的、社会的状況を踏まえた留意点等については、今後の国からの情報を踏まえ、関係機関と連携しながら、研究・検討していくべき事項があり、有効な計画となるよう、適時、計画の見直しを行う。

２　計画の目的

この計画は、伊丹市の地域にかかる住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの保護措置を的確かつ迅速に実施し、武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民の生活や経済への影響が最小となることを目的とする。

３　市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び県保護計画を踏まえ、市保護計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら保護措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する保護措置を総合的に推進する。

【市が実施する保護措置】（法１６条１項）

①　警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
②　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
③　退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
④　水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
⑤　武力攻撃災害の復旧に関する措置

４　計画に定める事項

市保護計画に定める事項は、次のとおりとする。

【市保護計画に定める事項】（法３５条２項）

①　市の区域に係る保護措置の総合的な推進に関する事項
②　市が実施する保護措置に関する事項
③　保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
④　保護措置を実施するための体制に関する事項
⑤　保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
⑥　上記のほか、市の区域に係る保護措置に関し市長が必要と認める事項

５　計画の対象

市保護計画においては、市の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市の区域内に滞在する人や市域を越えて避難してきたすべての人（外国人を含む。）及び市の区域内において活動を行うすべての法人その他の団体（以下、これらを「市民」という。）を保護の対象とする。

６　計画の構成

市保護計画は、以下の各編により構成する。

第１編　総論
第２編　平素からの備えや予防
第３編　武力攻撃事態等への対処

第４編　復旧等
第５編　緊急対処事態における対処
資料編

７　計画の見直し、変更

（１）計画の見直し

市保護計画については、今後、国における保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県保護計画の見直し、保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、必要な見直しを行う。

市保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会（以下「市保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

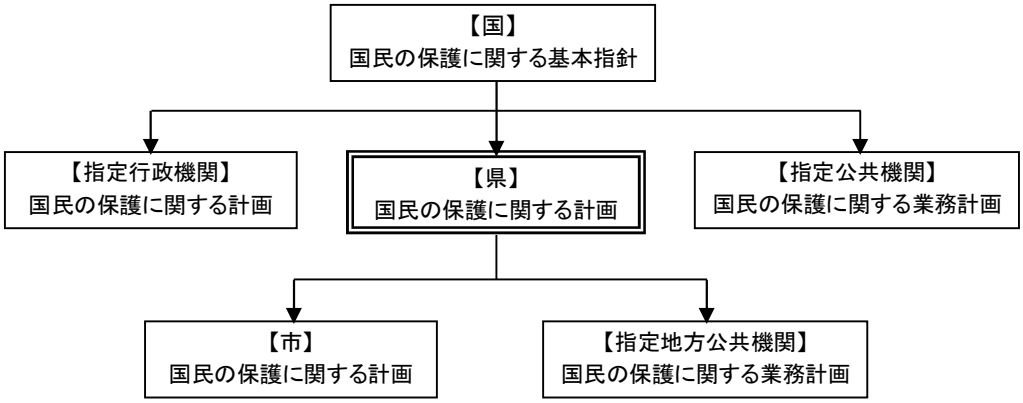

（２）計画の変更手続（法３５条８項・法３９条３項）

市保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第３９条第３項の規定に基づき、市保護協議会に諮問の上、知事に協議し、その同意を得た後、市議会に報告し、公表する。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市保護協議会への諮問及び知事への協議は不要とされている。

【軽微な変更】（令５条）

① 行政区画、郡、区、市町内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和３７年法律第１１９号）第３条第１項及び第２項若しくは同法第４条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更

② 指定行政機関、指定地方行政機関、都道府県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更

③ 上記のほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

第２章　基本方針

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項を次のとおり定め、保護措置の基本方針として示す。

１　市民の基本的人権の尊重

市は、保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を最大限に尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

２　市民の権利利益の迅速な救済

市は、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続について、これらの手続きを迅速かつ適切に実施するための処理体制を確保する。

３　市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

４　関係機関相互の連携協力の確保

市は、防災のための連携体制を踏まえ、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関（以下「指定公共機関等」という。）と平素から相互の連携体制の整備に努める。

５　市民の協力

（１）住民及び自治会等の協力

市は、保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民の自発的な意思を尊重し、強制にわたることのないよう配慮する。

避難や救援などにおいて、住民の自発的な協力が得られるよう、市は、平素から保護措置の重要性について広く啓発を行うとともに、自治会、地区社会福祉協議会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの活動環境の整備等の支援に努める。

（２）企業・団体の協力

市は、保護措置の実施のため必要があると認めるときは、企業・団体に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、企業・団体の自主的な判断を尊重し、強制にわたることがないように配慮する。

また、市は、企業・団体の地域防災活動への参画を促すとともに、企業・団体における防災対策への取組に対する支援に努める。

６　高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救護等の保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用され

る国際人道法の的確な実施を確保する。

７　指定公共機関等の自主性の尊重

市は、日本赤十字社が実施する保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者が実施する保護措置について、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、市は、指定公共機関等の保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

８　保護措置に従事する者及び協力する者の安全の確保

市は、市、指定公共機関等が実施する保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等

保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割及び連絡先を明らかにするため、関係機関の事務又は業務の大綱及び連絡先について示す。

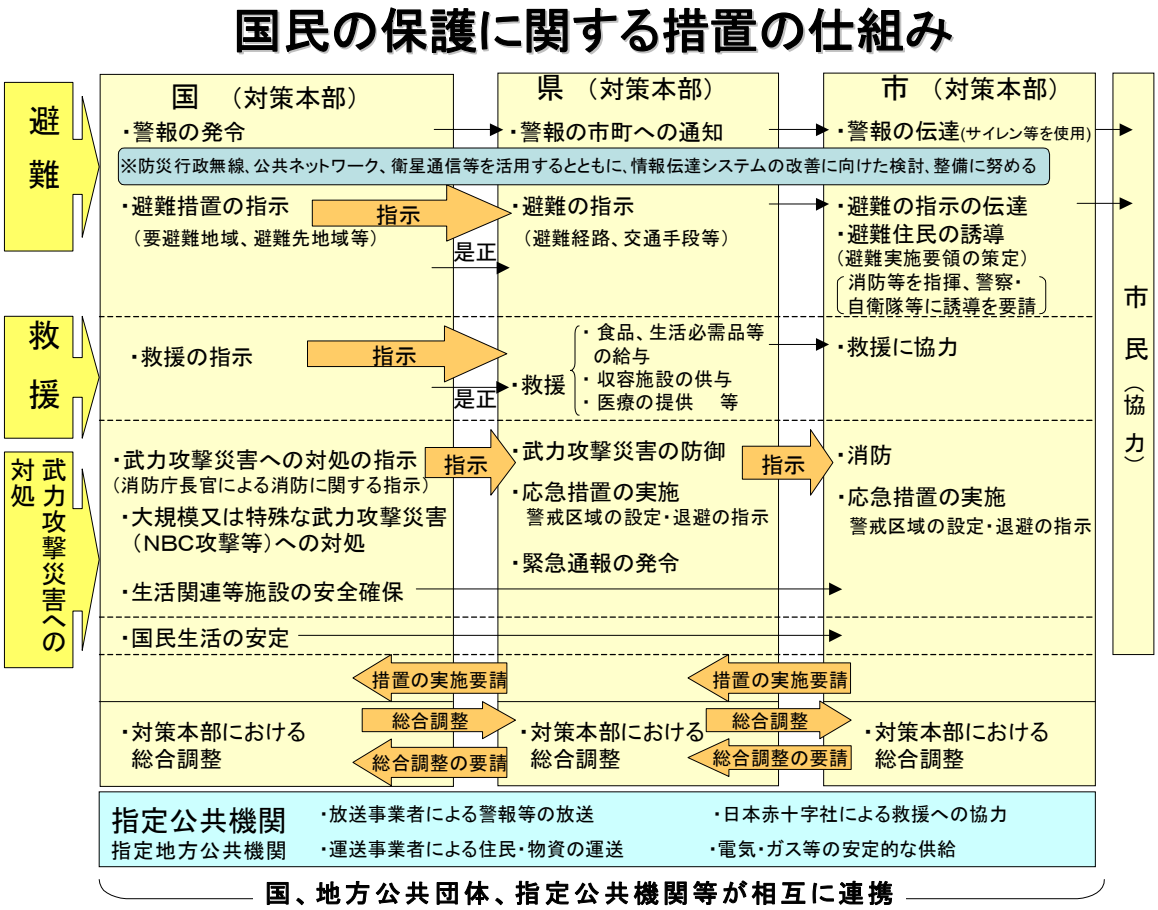

１　関係機関の事務又は業務の大綱

保護措置について、県、市、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関等は、概ね次に掲げる業務を処理する。

【地方公共団体】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	１　県保護計画の作成 ２　県協議会の設置、運営 ３　国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 ４　組織の整備、訓練 ５　警報の通知 ６　住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 ７　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 ８　武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ９　生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の県民生活の安定に関する措置の実施 10　交通規制の実施 11　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
市	１　市保護計画の作成 ２　市協議会の設置、運営 ３　国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 ４　組織の整備、訓練 ５　警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 ６　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 ７　退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ８　水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置の実施 ９　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
［陸上自衛隊］ 中部方面隊 ［海上自衛隊］ 呉地方隊 舞鶴地方隊 ［航空自衛隊］ 中部航空方面隊	１　武力攻撃事態等における保護措置の実施及び関係機関が実施する保護措置の支援等

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	１　管区内各府県警察の保護措置及び相互援助の指導・調整 ２　他管区警察局との連携 ３　管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 ４　警察通信の確保及び統制
近畿中部防衛局	１　所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 ２　米軍施設内通行等に関する連絡調整
近畿総合通信局	１　電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 ２　電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること ３　非常事態における重要通信の確保 ４　非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 神戸財務事務所	１　地方公共団体に対する災害融資 ２　金融機関に対する緊急措置の指示 ３　普通財産の無償貸付 ４　被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関	１　輸入物資の通関手続
近畿厚生局	１　救援等に係る情報の収集及び提供
兵庫労働局	１　被災者の雇用対策
近畿農政局	１　武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 ２　農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	１　武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	１　救援物資の円滑な供給の確保 ２　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 ３　被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部近畿支部	１　電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 ２　鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	１　被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧

機関の名称	事務又は業務の大綱
	２　港湾施設の使用に関する連絡調整 ３　港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	１　運送事業者への連絡調整 ２　運送施設及び車両の安全保安
神戸運輸監理部	１　運送事業者への連絡調整 ２　運送施設及び船舶の安全保安
大阪空港事務所	１　飛行場使用に関する連絡調整 ２　航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	１　航空機の安全確保に係る管制上の措置
神戸地方気象台	１　気象状況の把握及び情報の提供
第五管区海上保安本部・ 第八管区海上保安本部	１　船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 ２　海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 ３　生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 ４　海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 ５　海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
近畿地方環境事務所	１　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ２　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【指定公共機関等】

機関の名称	事務又は業務の大綱
［放送事業者］	１　警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
（指定公共機関）日本放送協会、朝日放送㈱、㈱毎日放送、関西テレビ放送㈱、讀賣テレビ放送㈱、大阪放送㈱ （指定地方公共機関）㈱サンテレビジョン、兵庫エフエム放送㈱、㈱ラジオ関西	
［運送事業者］	１　避難住民の運送及び緊急物資の運送 ２　旅客及び貨物の運送の確保
①　国内旅客船事業者 （指定公共機関）、㈱ダイヤモンドフェリー、阪九フェリー㈱、マルエーフェリー㈱ （指定地方公共機関）㈱淡路ジェノバライン、高速いえしま㈱、ジャンボフェリー㈱、沼島汽船㈱、坊勢汽船㈱ ②　バス事業者 （指定公共機関）西日本ＪＲバス㈱、日本交通㈱、阪急バス㈱、 （指定地方公共機関）淡路交通㈱、神姫バス㈱、全但バス㈱、山陽バス㈱	

機関の名称	事務又は業務の大綱
③　航空運送事業者 （指定公共機関）エアーニッポン㈱、㈱ジャルエクスプレス ㈱日本航空インターナショナル、全日本空輸㈱ （指定地方公共機関）日本エアコミューター㈱、但馬空港ターミナル㈱ ④　鉄道事業者 （指定公共機関）西日本旅客鉄道㈱、阪急電鉄㈱、阪神電気鉄道㈱ （指定地方公共機関）北近畿タンゴ鉄道㈱、神戸高速鉄道㈱、神戸新交通㈱、 神戸電鉄㈱、(一財)神戸すまいまちづくり公社、 山陽電気鉄道㈱、智頭急行㈱、WILLER TRAINS㈱、 能勢電鉄㈱、北条鉄道㈱、北神急行電鉄㈱、 六甲摩耶鉄道㈱ ⑤　内航海運事業者 （指定公共機関）井本商運㈱ ⑥　トラック事業者 （指定公共機関）佐川急便㈱、西濃運輸㈱、日本通運㈱、福山通運㈱ ヤマト運輸㈱ （指定地方公共機関）(一社)兵庫県トラック協会	
［電気通信事業者］	1　避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2　通信の確保及び保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
（指定公共機関）西日本電信電話㈱、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱、㈱ＮＴＴドコモ、 エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ㈱	
［電気事業者］	1　電気の安定的な供給
（指定公共機関）関西電力㈱、電源開発㈱、電力広域的運営推進機関	
［ガス事業者］	1　ガスの安定的な供給
（指定公共機関）大阪ガス㈱ （指定地方公共機関）(一社)兵庫県 LP ガス協会	
郵便事業を営む者	1　郵便の確保
［病院その他の医療機関］	1　医療の確保
（指定公共機関）(独)国立病院機構 （指定地方公共機関）(一社)兵庫県医師会	
［河川管理施設、道路の管理者］	1　河川管理施設、道路の管理
（指定公共機関）(独)水資源機構 西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱ （指定地方公共機関）神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有ドライブウイ㈱	
日本赤十字社	1　救援への協力 2　外国人の安否情報の収集、整理及び回答

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本銀行	１　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 ２　銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

２　関係機関の連絡先

内閣官房、指定行政機関、指定地方行政機関等、自衛隊、県、県地方機関、市、指定公共機関等、その他の関係機関の連絡先については、資料編に記載する。

なお、関係機関の連絡先については、本計画とは別に一覧表を作成しておくこととし、随時、最新の情報への更新を行うよう留意する。

（記載事項）名称、担当部署、所在地、電話・ＦＡＸ、e-mail、その他の連絡方法

第４章　市の地理的、社会的特徴

市は、保護措置を適切かつ迅速に実施するため考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴について示す。

１　地形

伊丹市は兵庫県阪神地域の南東部に位置し、周囲を兵庫県尼崎・西宮・宝塚・川西各市、大阪府豊中・池田両市と接しており、面積２５．０９㎢の市域を有している。神戸市から約２０㎞、大阪市からは約１０㎞の圏内にある。地形は全体に平坦で、北から南に穏やかに傾斜し、市の東端を猪名川、西端を武庫川が流れている。

２　気候

気象は、一般に年間を通じて気温が高く降水量が少ないという瀬戸内気候を示している。平成 29 年の平均気温は 16.1℃、平均年間降水量は 1,250 ㎜である（伊丹市統計書）。

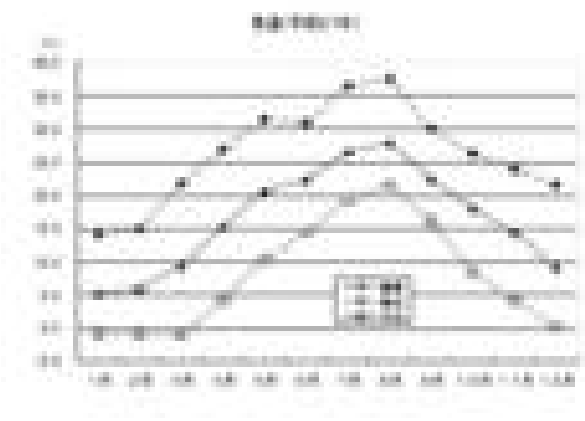

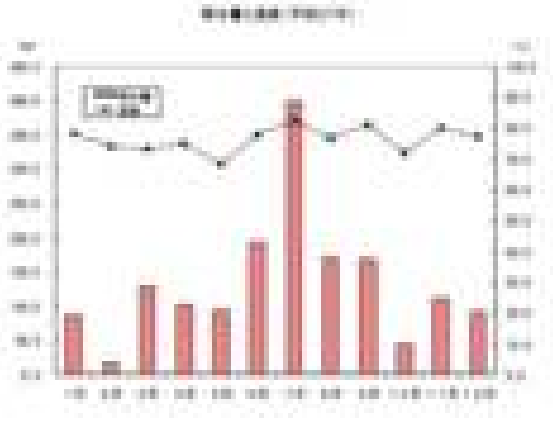

３　人口分布

平成 31 年 4 月 1 日現在で本市の人口は、197,973 人となっており、微増傾向にある。人口の伸び率は昭和５０年～５５年で 3.6%、昭和５５年～６０年で 2.5%、昭和６０年～平成２年で 1.9%、平成２年～７年で 1.2%、平成 7 年～平成 12 年で 2.0%、平成 12 年～平成 17 年で 0.05%、平成 17 年～平成 22 年で 2.0%、平成 22 年～平成 27 年で 2.0%、平成 22 年～平成 27 年で 0.4%となっており、鈍化傾向になっている。

４　昼夜間人口

昼夜間人口について、隣接地域への従業・通学等により、昼夜率が昭和 60 年以降、100 を下回っている。

市外への流出人口は、52,015 人で、流出先別では、多い順に、①大阪市（14,807 人、28.5%）、②尼崎市（11,897 人、22.9%）、③神戸市（4,508 人、8.7%）、④西宮市（3,598 人、6.9%）、⑤宝塚市（3,251 人、6.3%）となっている。

市内への流入人口は、33,776 人で、多い順に、①尼崎市（6,945 人、20.5%）、②宝塚市（6,122 人、18.1%）、③川西市（4,228 人、12.5%）、④西宮市（2,967 人、8.8%）、⑤大阪市（2,173 人、6.4%）となっている。（平成 27 年国勢調査）

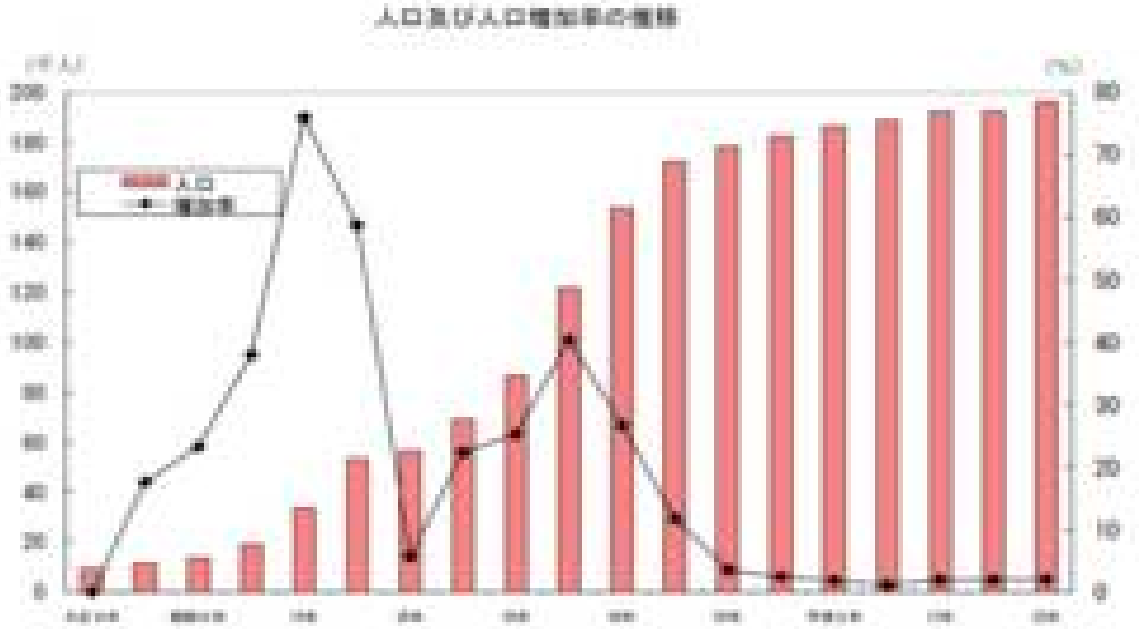

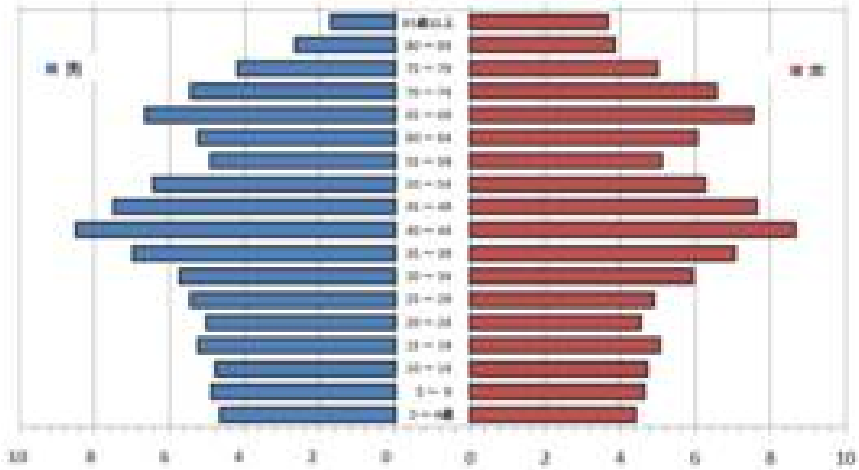

５　人口密度

本市の人口密度は、7,891 人／㎢で、兵庫県下各市のうち、2 番目に高い数値となっている。（伊丹市統計書）

６　高齢者等の状況

65 歳以上の人口は 51,095 人（平成 31 年 4 月 1 日現在・住民基本台帳）で、うち一人暮らしの高齢者は 7,463 人（平成 30 年 6 月民生児童委員による実態調査）で、高齢者人口の約 25.2%となっている。

また、障がい者（児）の人数は 10,332 人となっており、乳児（1 歳未満）の人数は 1,651 人（平成 31 年 3 月 31 日現在）となっている。

７　外国人登録者数

本市に在住する外国人は、3,094 人で、市人口の 1.5%を占めている。国籍別では、多い順に、①韓国・朝鮮（1,768 人、57.1%）、②中国（535 人、17.3%）、③ベトナム（184 人、5.9%）、④フィリピン（74 人、2.6%）、⑤ブラジル（74 人、2.4%）、などとなっている。(伊丹市統計書)。

８　道路の位置等

道路は国道１７１号が市の中央部を東西に横断し、中国自動車道及び国道１７６号が市域の北部を東西に通過している。

また、幹線的な道路のうち主なものは、東西に伊丹飛行場線と宝塚池田線、南北には尼崎港川西線、塚口長尾線、尼崎宝塚線の３線がある。

伊丹市内道路種別状況　　（平成 30 年 4 月 1 日現在、単位：km）

法区分	管理者等		実延長	改良済	改良率	舗装延長	舗装率
高速自動車国道	中国縦貫自動車道		1.4	1.4	100%	1.4	100%
	計		1.4	1.4	100%	1.4	100%
一般国道	１７１号		5.4	5.4	100%	5.4	100%
	１７６号		1.4	1.4	100%	1.4	100%
	計		6.8	6.8	100%	6.8	100%
県　道	主要	尼崎池田線	4.0	4.0	100%	4.0	100%
		尼崎宝塚線	2.6	2.6	100%	2.6	100%
		伊丹豊中線	2.8	2.8	100%	2.8	100%
		伊丹停車場線	0.4	0.4	100%	0.4	100%
	小　計		9.8	9.8	100%	9.8	100%
	一般県道		23.3	20.1	86%	23.3	100%
	阪神高速大阪池田線		1.1	1.1	100%	1.1	100%
	計		34.2	31.0	91%	34.2	100%
市　道	伊丹市道		409.0	302.4	74%	406.0	99%
	計		409.0	302.4	74%	406.0	99%
総　計			451.4	341.6	76%	448.4	99%

【伊丹市内における主要道路】

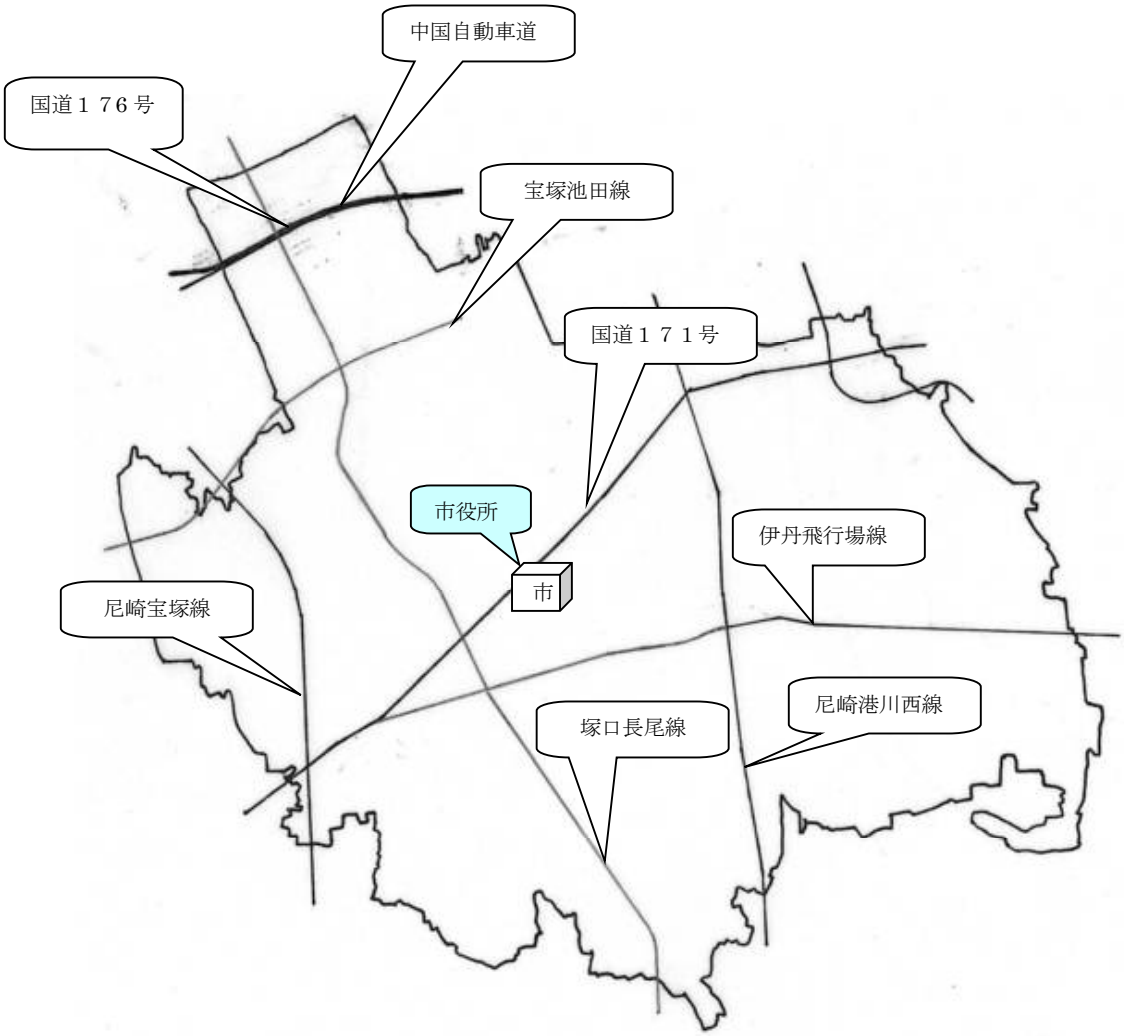

９　鉄道・バス

鉄道は、ＪＲ福知山線（伊丹駅、北伊丹駅）と阪急電鉄伊丹線（伊丹駅、新伊丹駅、稲野駅）があり、大阪・神戸及び阪神地域の都市と結び、山陽新幹線が市域の南部を東西に通過している。平成 29 年の１日平均利用者数は、ＪＲ福知山線では、伊丹駅が 48,570 人、北伊丹駅が 10,738 人、阪急電鉄伊丹線では、伊丹駅が 24,601 人、新伊丹駅が 7,490 人、稲野駅が 8,383 人となっている。

また、市域内には伊丹市営バスが走っており、平成 29 年の１日平均利用者数は、40,417 人となっている（伊丹市統計書）。

10　空港

空港は、拠点空港としての大阪国際空港が本市の東に立地している。1,828m と 3,000ｍの二本の滑走路を有している。大阪国際空港の平成 29 年の年間の乗降客数は、15,597,777 人であり、航空機の年間の着陸数は 69,228 機となっている（伊丹市統計書）。

11　自衛隊施設

伊丹市内には、陸上自衛隊駐屯地が２ヶ所ある。東海・北陸・近畿・中国・四国地区２府 19 県を管轄する中部方面隊の総監部が緑ヶ丘に、近畿２府４県を管轄する第３師団の司令部が広畑にある。

名　　称	所　　在　　地	主 な 部 隊 等
伊丹駐屯地	伊丹市緑ヶ丘7丁目1－1	・中部方面総監部 ・第 36 普通科連隊
千僧駐屯地	伊丹市広畑1丁目1番地	・第 3 師団司令部 ・第 3 後方支援連隊

12　建物

本市の建物棟数（平成 31 年１月１日現在）は、41,572 棟で、このうち木造建物は 33,745 棟、全建物の約 81.2%となっている。

第５章　計画が対象とする事態

市保護計画では、基本指針及び県保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

なお、県保護計画では、県内における具体的な事態の想定や、県の地理的、社会的状況を踏まえた留意点等については、今後も国からの情報を踏まえ、関係機関と連携しながら、研究・検討していくこととなっており、それにあわせて、市保護計画も適時見直しを行う。

以下、この章において、県保護計画に記載される事態想定等を明記する。

【基本指針等で想定されている事態】

１　武力攻撃事態

①　着上陸侵攻

②　ゲリラや特殊部隊による攻撃

③　弾道ミサイル攻撃

④　航空攻撃

２　緊急対処事態

①　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃

②　多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃

③　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃

④　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等

１　武力攻撃事態等

（１）武力攻撃事態等の定義

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第２条による武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）の定義は、以下のとおりである。

【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

【武力攻撃予測事態】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

（２）武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、基本指針においては、次の４つの類型が想定され、その特徴及び留意点が示される。なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

事態の類型	特　　徴、留　意　点
着上陸侵攻	**【攻撃目標となりやすい地域】** ・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ・航空機により侵攻部隊を投入する場合は、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域（特に当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合）が目標となりやすい。 ・着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。 **【想定される主な被害】** ・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 **【被害の範囲・期間】** ・一般的に保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期間に及ぶことが予想される。 **【事態の予測】** ・敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等から、予測が可能である。 **【留意点】** ・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を踏まえ、適切に対応する必要がある。 ・広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	**【攻撃目標となりやすい地域】** ・都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 ・海岸から潜入した後、攻撃目標へ移動することが考えられる。 **【想定される主な被害】** ・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、施設の破壊等が考えられる。 ・ＮＢＣ兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用される場合がある。 **【被害の範囲・期間】** ・被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設（原子力事業所等の生活関連等施設等）の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 **【事態の予測】** ・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、攻撃者もその行動を秘匿するため、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 **【留意点】** ・危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。 ・事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

事態の類型	特　　徴、留　意　点
弾道ミサイル攻撃	**【攻撃目標となりやすい地域】** ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 **【想定される主な被害】** ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 **【被害の範囲・期間】** ・弾頭の種類（通常弾頭又はＮＢＣ弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 **【事態の予測】** ・極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。 **【留意点】** ・迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害の拡大を抑制することが重要である。 ・警報と同時に近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下街等の地下施設など屋内へ避難させ、着弾後、被害状況を迅速に把握したうえで、事態の態様、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難の指示を行う。
航空攻撃	**【攻撃目標となりやすい地域】** ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることが想定される。 ・ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。 **【想定される主な被害】** ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 **【被害の範囲・期間】** ・その意図が達成されるまで繰り返し攻撃が行われることも考えられる。 **【事態の予測】** ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 **【留意点】** ・攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 ・生活関連等施設に対する攻撃がある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

※　大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における避難及び救援については、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を待って対応することを基本とする。

　このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる避難及び救援を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進める。

（３）ＮＢＣ攻撃の場合の対応

武力攻撃事態において、ＮＢＣ攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）が行われた場合は、それぞれの特徴に応じた特殊な対応に留意する必要がある。

攻撃の種類	特　　徴、留　意　点
核兵器等	**【想定される主な被害】** ・核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 ・放射性降下物（放射能をもった灰）は、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に被害が拡大する。 ・放射性降下物の皮膚への付着による外部被ばく、あるいは放射性降下物の吸飲や汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。 ・ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 **【留意点】** ・核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。 ・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ・避難に当たっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるなど、被ばくを防止することが重要である。 ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 ・汚染地域への立入制限を確実に行い、救急救助活動や医療活動にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。
生物兵器	**【想定される主な被害】** ・生物剤は、人に知られることなく散布が可能であり、また潜伏期間に感染者が移動することにより、散布判明時には、既に被害が拡大している可能性がある。 ・生物剤の特性（ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等）により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃の場合、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 **【留意点】** ・国（厚生労働省）及び県は、一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動及びまん延防止を行うことが重要である。

攻撃の種類	特　　徴、留　意　点
化 学 兵 器	**【想定される主な被害】** ・一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受け、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。 ・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 **【留意点】** ・原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を行い、住民を安全な風上の高台に誘導する等、適切な避難措置が必要である。 ・汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。 ・化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、原因物質を取り除くことが重要である。

２　緊急対処事態

（１）緊急対処事態の定義

事態対処法第 22 条による緊急対処事態の定義は、以下のとおりである。

【緊急対処事態】

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

（２）緊急対処事態の分類

緊急対処事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。基本指針においては、事態例として、攻撃対象施設等又は攻撃の手段の種類により、以下のものが想定されている。

① 攻撃対象施設等による分類

分　　類	事　態　例	被害の概要
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく
	石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生 ・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障
	危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生 ・港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障
	ダムの破壊	ダムの下流に多大な被害が発生
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	・大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破	爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大

② 攻撃手段による分類

分　　類	事　態　例	被害の概要
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	・爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等が発生 ・ダーティボムの放射線による細胞機能の攪乱により、後年にガン発症の可能性あり ・小型核爆弾ついては、核兵器の特徴と同様
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様
	市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様
	水源地に対する毒素等の混入	毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来	・施設の破壊に伴う人的被害が発生（施設の規模によって被害の大きさが変化） ・攻撃目標である施設周辺への被害も予想 ・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生 ・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障

第２編　平素からの備えや予防

第１章　組織・体制の整備等

保護措置の実施に必要な組織・体制や関係機関の連携体制等に関する平素からの備えについて示す。

第１節　市における組織・体制の整備

市が保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な各部局の平素の業務、初動体制の整備など組織・体制の整備について定める。

１　市の各部における平素の準備業務

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、地域防災計画に定める災害予防事務を基本として、平素から準備を行う。

⇒地域防災計画　資料編【資料２】参照

２　初動体制の整備

（１）職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

（２）２４時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、特に、勤務時間外においては、宿日直者や消防局と密接な連携を図りながら、速やかに市長及び危機管理室職員に連絡が取れる２４時間即応可能な体制を確保する。

（３）市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、保護措置の体制整備を行うとともに、参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

（４）職員の連絡手段の確保

市の幹部職員及び危機管理室職員は、参集時の連絡手段として、携帯電話等の携行や、外出先の明確化などにより、常時、電話・メール等による連絡がとれるようにしておく。

（５）参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び危機管理室職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員】

名称	代替職員 （第１順位）	代替職員 （第２順位）	代替職員 （第３順位）
本部長　　市長	副　市　長	教　育　長	市長付参事 （危機管理担当）
副本部長　副市長	教　育　長	市長付参事 （危機管理担当）	総務部長

３　消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取り組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する保護措置についての研修を実施するとともに、保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、市における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第２節　関係機関との連携体制の整備

市は、保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関等その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制の整備のあり方について定める。

１　基本的考え方

（１）防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

（２）関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関等その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

（３）関係機関相互の意思疎通

市は、迅速かつ的確な保護措置の実施に資するため、平素から関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図る。

２　県との連携

（１）県との緊密な連携

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（ＦＡＸ）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と緊密な連携を図る。特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、県との間で、特に、調整が必要な分野における連携に留意するとともに、緊密な情報の共有を図る。

（２）県保護計画との整合性の確保

市は、県との協議を通じて、県の行う保護措置と市の行う保護措置との整合性の確保を図る。

（３）県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

３　近接市町との連携

（１）近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

この場合において、防災のために締結されている相互応援協定の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

（２）消防機関の連携体制の整備

市は、消防の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備

を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のＮＢＣ対応可能部隊数やＮＢＣ対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

なお、消防応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

⇒地域防災計画　資料編【資料２３】【資料４０】　参照
⇒地域防災計画　資料編　応援協定等一覧　参照

参考【ＮＢＣ対応資機材の保有状況】（平成３１年４月１日現在）

資機材名	局	東署	西署	計	備考
レベルＡ化学防護服		５	５	１０	ＰＳ-2100　陽圧式
レベルＢ化学防護服					
レベルＣ化学防護服	３４	１８	１８	７０	タイケムＦ　非陽圧式
放射線防護服		４	２	６	NUK-6000
除染シャワー		１		１	
中和剤散布器		１	１	２	
放射線測定器	９	２	２	１３	ＧＭサーベイメーター
個人線量計	２３	５	５	３３	
有毒ガス検知管		２	１	３	ドレーゲル
簡易呼吸器		２	２	４	

４　指定公共機関等その他関係機関との連携

（１）指定公共機関等との連携

市は、市域内の指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておくなど指定公共機関等との緊密な連携を図る。

（２）医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

（３）関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定等の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、市域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

⇒地域防災計画　資料編　応援協定等一覧　参照

第３節　市民に期待される取組等

保護措置の円滑な実施のため市民に期待される取り組みや市民との連携等について示す。

１　市民に期待される取組

（１）住民及び自治会等に期待される取組

①　平素における取組

ア　各家庭において水及び食料を備蓄するとともに、医薬品や携帯ラジオ等の非常持ち出し品を準備しておく。

イ　怪我などに対する応急処置等に関する知識を身につける。

ウ　家族が離ればなれになったとき等に備えて、あらかじめ、連絡先や集合場所を決めておく。

エ　最寄りの避難施設とそこまでの経路を確認しておく。

②　武力攻撃事態等における取組

ア　屋外拡声器等による警報をはじめ、テレビ、ラジオ等により情報収集に努める。

イ　避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。

ウ　自治会等は、市からの警報等の情報を連絡する。

エ　避難に当たっては、できる限り、自治会等の単位で行動する。

（２）自主防災組織に期待される取組

①　平素における取組

ア　情報伝達、消火、救助等の活動を行うための資機材を整備する。

イ　市と連携して、個人情報の取扱いに注意しつつ、地域の高齢者、障がい者等の所在を把握して、警報等の伝達方法を定めておく。

ウ　地域における危険箇所を把握しておく。

エ　市と連携して、訓練を実施する。

②　武力攻撃事態等における取組

ア　市からの警報等の情報を住民に伝達する。

イ　地域の住民の安否確認を行う。

ウ　市と連携して、避難住民を誘導する。

（３）事業所に期待される取組

①　平素における取組

ア　事業所内において水及び食料等を備蓄する。

イ　事業所内における危険箇所を把握する。

ウ　最寄りの避難施設とそこまでの経路を確認するとともに、事業所内における避難計画を定めておく。

エ　市（消防）と連携して、事業所内における避難や消火の訓練を実施する。

②　武力攻撃事態等における取組

ア　市からの警報等の情報を従業員や顧客に伝達する。

イ　従業員により、顧客の避難誘導を行う。

ウ　従業員等の安否確認を行う。

エ　避難に当たっては、できる限り、事業所等の単位で行動する。

２　市民との連携

（１）住民及び自治会等との連携

市は、県と協力しながら、住民に対し、共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、自治会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

（２）企業・団体との連携

市は、県と協力しながら、事業所等における防災対策への取り組みに対する支援に努めるとともに、民間企業が有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

また、保護措置を適切かつ迅速に実施するためには、公共的団体の幅広い協力を得ることが重要であることから、市は、社会福祉協議会等の社会事業団体、農業協同組合等の経済団体等、災害救援活動を行うＮＰＯ法人等との連携に努める。

３　自主防災組織に対する支援（法４条３項）

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

４　ボランティア活動への支援（法４条３項）

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第４節　通信の確保

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。

１　非常通信体制の整備

（１）非常通信体制の整備

市は、地域防災計画に基づき、専用電話設備等の有線通信設備及びMCA無線等の防災行政無線等の無線設備の整備を図りつつ、通信体制の維持向上に努める。加入電話や携帯電話などが使用できない場合で、その他の有線通信を利用することができないとき又は著しく困難なときに対処するため、近畿地方非常通信協議会の活動を通じて、非常通信体制の整備充実に努める。

（２）非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

【参考】地域防災計画　第２編　第１章
第１０節　災害通信体制の整備

２　情報通信機器等の活用

（１）フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）

市は、的確かつ迅速に保護措置を実施するため、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、県が整備した市町、消防本部、警察本部・警察署、自衛隊、管区海上保安本部、県関係機関、ライフライン事業者等の各防災関係機関を高速デジタル専用線やISDN回線で結ぶフェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）を活用する。

（２）兵庫衛星通信ネットワーク

市は、衛星通信にＩＳＤＮや移動系用の地上無線を組み合わせた複合ネットワークで、音声、ファクシミリ、データ、画像などのさまざまな種類の情報を的確かつ迅速に伝送することができる兵庫衛星通信ネットワークを活用する。

第５節　情報収集・提供等の体制整備

警報の通知及び伝達、安否情報の収集・整理、被災情報の収集・報告等を行うために必要な情報収集・提供等の体制整備について定める。

１　基本的考え方

（１）情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

（２）体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、個人情報の保護に配慮しつつ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

①施設・設備面

○　非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。

○　武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。

○　無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。

○　被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、市対策本部等に電送する画像電送無線システムの運用に努める。

○　武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検するとともに、適時の設備更新を図る。

②運用面

○　夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。

○　武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。

○　通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

○　無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

○　電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

○　担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

○　警報の情報収集・通知・伝達に当たっては、緊急情報ネットワークシステム

（Em-Net）や全国瞬時警報システム（J-ALERT）を適切かつ効果的に活用する。

○　市民に情報を提供するに当たっては、屋外拡声器、ＭＣＡ無線、ＩＰ通信システム、防災行政無線、コミュニティＦＭ放送、緊急災害情報メール、エリアメール及び広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

【緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）】

内閣官房が整備を進めている、行政専用回線である総合行政ネットワークシステム「LGWAN」を利用した国（総理大臣間官邸）と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム。

（３）関係機関における情報の共有

市は、保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

２　警報等の伝達に必要な準備

（１）警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、日本語の理解できない外国人等に対する伝達に配慮する。

（２）屋外拡声器の運用

市は、同報係 MCA 無線親局及びＩＰ通信システムを介した屋外拡声器と全国瞬時警報システム（J-ALERT）を連動させることにより、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達に努める。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）】

対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム

（３）市民に対する情報伝達手段の整備

市は、武力攻撃事態等における市民に対する情報伝達手段として、屋外拡声器とあわせて、ＩＰ通信システムによる施設内放送、コミュニティＦＭ放送、インターネット、ＣＡＴＶ、緊急災害情報メール、エリアメール等を活用するなどにより、多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

（４）県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

（５）国民保護に係るサイレン音の住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成１７年

７月６日付消防運第１７号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

（６）大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、警報の内容を迅速に伝達すべき施設として、区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設を把握しておくとともに、県との役割分担を踏まえて連絡先、連絡方法等について定めておく。

（７）民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、期待される役割について周知するとともに、技術的な支援を行う。

３　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

（１）安否情報の種類及び報告様式

市長は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第１条に規定する様式第１号及び第２号の安否情報報告の様式に収集し、安否情報システムを用いて都道府県に報告する。

【収集・報告すべき情報】（令２３条第１項・２項、令２４条第１項）

１　避難住民（負傷した住民も同様）

①　氏名　　②　フリガナ　　③　出生の年月日④　男女の別
⑤　住所（郵便番号含む）　　⑥　国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
⑦　①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
⑧　負傷又は疾病の該当　　⑨　負傷又は疾病の状況　　⑩　現在の居所
⑪　連絡先その他安否の確認に必要と認めれらる情報
⑫　親族・同居者からの照会があった場合の①～⑪を回答する場合の希望の有無
⑬　知人からの照会があった場合の①⑦⑧を回答する場合の希望の有無
⑭　①～⑪の親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表するかどうかの希望の有無

２　死亡した住民（上記①～⑥に加えて）

⑮　死亡の日時、場所及び状況
⑯　死体の所在

（２）安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、担当窓口の明確化など市対策本部事務局の体制を整備するとともに、必要な研修・訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行い、連携体制の構築に努める。

（３）安否情報の収集のための準備

市は、県との役割分担のもと安否情報の収集について協力を求める可能性のある区域内の医療機関、諸学校、大規模事業所等の連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、市対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、避難施設の管理者等に対して、あらかじめ安否情報の報告先、報告手段等を周知する。

４　被災情報の収集・報告に必要な準備

（１）情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当窓口の明確化など市対策本部事務局等の体制整備を図る。

（２）被災情報収集のための準備

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡の担当窓口の担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等に必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

あわせて、県対策本部事務局等への報告が速やかに行われるよう、報告先、報告手段等を把握しておく。

第６節　研修及び訓練

市が実施する研修及び訓練について定める。

１　研　修

（１）国の研修機関における研修の活用

市は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

（２）県の研修機関等における研修の活用

市は、県が実施する自治研修所、消防学校、人と防災未来センター等における研修課程などを有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、ｅ－ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

（３）外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても、積極的に活用する。

２　訓　練（法４２条）

（１）訓練の実施

市は、国、県、市町等関係機関と共同するなどして、保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

また、市は、訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、自衛隊等関係機関との連携による、ＮＢＣ攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

（２）訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練など実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

【訓練の例】

訓練の形態	訓　　練　　の　　項　　目
市対策本部設置運営訓練	職員の非常参集、本部の設置、職員の動員配備、情報の収集・伝達、武力攻撃災害の想定に応じた応急対策の検討等の訓練
通知・伝達訓練	住民や関係機関等に対する警報・避難の指示等の円滑な伝達を図るための訓練
避難誘導訓練	市の区域を越える広域的な避難を想定した避難施設・避難経路の確認、避難住民の誘導等の訓練
救援訓練	避難施設の開設、炊き出し、医療等の訓練
ＮＢＣ攻撃災害への対処訓練	ＮＢＣ攻撃災害の発生を想定した警戒区域の設定、原因物質の特定、除染、医療救護等の訓練

（３）訓練に当たっての留意事項

①　保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、保護措置についての訓練と防災訓練とを共同して実施する。

②　訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会、自主防災組織の協力を求めるとともに、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

③　住民に対し、広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に努めるとともに、訓練への参加を要請する場合は、訓練の趣旨を事前に説明するとともに、訓練の時期、場所等は、住民が自発的に参加しやすいものとなるよう努める。

④　訓練の実施においては、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

⑤　市は、県と連携し、学校、病院、駅、空港その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

⑥　市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第２章　避難及び救援に関する平素からの備え

市長は、避難の指示の伝達や、避難実施要領の策定等により避難誘導を行うとともに、救援に関する措置を行うことから、避難及び救援に関する平素からの備えについて示す。

１　避難に関する基本的事項

（１）基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

○住宅地図（人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
○区域内の道路網のリスト（避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト）
○輸送力のリスト（鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）（鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
○避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
○備蓄物資、調達可能物資のリスト（備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
○生活関連等施設等のリスト（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
○関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
○自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧（代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
○消防機関のリスト（消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）（消防機関の装備資機材のリスト）
○避難行動要支援者名簿

（２）隣接する市との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

（３）高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

①　避難支援システムの確立

市は、避難住民の誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から自然災害時における取り組みとして行う避難支援システム及び避難行動要支援者名簿を活用し、住民との協働のもと、避難行動要支援者の避難支援を行う。

②　高齢者、障がい者等の日常的把握

市は、自らが管理する病院および社会福祉施設等における入院患者数及び入所者数を把握するとともに、民間が管理する病院等についても、関係団体の協力を得ながら、これらの把握に努める。

また、個人情報の取り扱いに注意しつつ、民生児童委員、自主防災組織、ボラン

ティア、自治会等の協力を得て、高齢者、障がい者等の状況を把握し、一覧表を作成しておくなど、地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう体制整備に努める。

③　情報伝達方法の整備

市は、音声情報や文字情報など、高齢者、障がい者等のニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努める。

また、日本語の理解が十分でない外国人に対して、インターネット、コミュニティＦＭ等を用いた外国語による情報伝達手段の確保に努める。

④　緊急通報システムの活用

市は、高齢者、障がい者等との緊急通報システムを活用し、その周知に努めるとともに、福祉所管部と消防本部との連携を図るなど、その的確な運用に努める。

⑤　運送手段の確保

市は、運送事業者や社会福祉施設等が保有する車両のうち、高齢者、障がい者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、あらかじめ把握する。

また、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両について定めておき、自ら避難することが困難な者の運送手段として優先的に利用する。

（４）民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

（５）学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

２　避難実施要領のパターンの作成

市は、県、県警察、自衛隊等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンを作成するものとする。

この場合において、自治会、事業所等の協力を得て、できる限り自治会、学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うとともに、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮するものとする。

また、昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮するとともに、特に、避難経路の選定等について県、県警察から必要な助言を受けて作成するものとする。

３　救援に関する基本的事項

（１）救援の活動内容

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や県の行う救援を補助する場合について、市が行う救援の活動内容について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ定めておく。

（２）基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

４　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

（１）運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○　輸送力に関する情報
①　保有車輌等(鉄道、定期・路線バス、飛行機等)の数、定員
②　本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法　　など

○　輸送施設に関する情報
①　道路　（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
②　鉄道　（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
③　飛行場　（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）
④　ヘリポート　（ヘリポート名、滑走路長、管理者の連絡先など）

（２）避難候補路の把握及び維持管理等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る避難候補路の情報を共有する。

また、道路管理者である市は、避難候補路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、武力攻撃災害発生時に被災した場合には、安全の確保に配慮した上で、迅速な復旧に努める。

（３）ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等

市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り、航空輸送を確保する。

【ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧】

番号	所在地	名　称	管理者名	連絡先	最大対応機種	敷地の広さ（延長×幅）
阪048	伊丹市鴻池１丁目１－１	伊丹市スポーツセンター陸上競技場	伊丹市	783-5613	川崎ＢＫ-117C-2	185×110
阪049	伊丹市東桑津字池田川筋地先	猪名川第３運動広場Ｂ	近畿地方整備局長	06-6493-1281	川崎 BK-117C-2	98×65

５　一時集合場所の選定

市は、あらかじめ、避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所について、地域防災計画に定める指定緊急避難場所を基本として指定し、地域住民に周知する。

６　避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により共有し、県と連携して住民に周知する。

また、施設管理者である市は、当該施設が武力攻撃災害時にも最低限の機能を維持し、避難住民の生活や管理運営が確保できるよう、設備等の整備に配慮する。

７　医療体制の整備

○災害救急医療システムの充実

市は、民間の医療機関を含む医療資源を把握し、救護所の設置、救護班の派遣、救護班の要請及び受け入れ、被災患者の受け入れ、医療機関相互の応援など、特に、初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から応急的に医療を実施する体制を整備するとともに、災害拠点病院、市立伊丹病院、近畿中央病院、医師会等との連携を図る。

【参考】地域防災計画　第２編　第１章
第１９節　医療救護体制の整備

第３章　武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

武力攻撃事態等においては、市民の生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等の安全確保について、特に配慮する必要があることから、これらの施設に関する平素からの備えについて示す。

１　生活関連等施設の把握

（１）生活関連等施設の定義（法１０２条１項）

生活関連等施設とは、次のいずれかに該当する施設であって、政令で定めるものをいう。

① 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、浄水施設等）

② その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物質の貯蔵施設等）

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】（令２７条・２８条）

施行令		施　設　の　種　類	所管省庁名
27条１号		発電所（最大出力５万kw以上）、変電所（使用電圧10万Ｖ以上）	経済産業省
27条２号		ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備に限り、簡易ガス事業用を除く）	経済産業省
27条３号		取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池（供給能力10万m^3／１日以上）	厚生労働省
27条４号		鉄道施設、軌道施設（平均利用者数10万人／１日以上）	国土交通省
27条５号		電気通信事業用交換設備	総務省
27条６号		放送用無線設備（ＮＨＫ等の国内向けの放送局であって、地上にあるもののうち､中継局を除くいわゆる親局の無線設備）	総務省
27条７号		水域施設、係留施設	国土交通省
27条８号		滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
27条９号		ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム及び基礎地盤から堤頂までの高さが 15m未満のダムを除く）	国土交通省 農林水産省
27条10号	28条１号	危険物の取扱所	総務省消防庁
	28条２号	毒物劇物営業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所	厚生労働省
	28条３号	火薬類の製造所、火薬庫	経済産業省
	28条４号	高圧ガスの製造施設、貯蔵施設	経済産業省
27条10号	28条５号	核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設	原子力規制委員会
	28条６号	核原料物質使用施設、製錬施設	原子力規制委員会

施行令		施　設　の　種　類	所管省庁名
	28条 ７号	放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	原子力規制委員会
	28条 ８号	薬局、一般販売業の店舗、毒薬劇薬の製造業者等	厚生労働省、農林水産省
	28条 ９号	ＬＮＧタンク、発電機冷却用水素ボンベ、脱硝用アンモニアタンク	経済産業省
	28条 10号	生物剤・毒素の取扱所	各省庁 （主務大臣）
	28条 11号	毒性物質の取扱所	経済産業省

（２）生活関連等施設の把握

市は、その市域内に所在する生活関連等施設について、県からの情報提供等に基づき、以下に掲げる項目について把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

【把握しておくべき施設の情報】

・施設の種類
・名称
・所在地
・管理者名
・連絡先
・危険物質等の内容物
・施設の規模

２　市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県警察との連携を図りつつ、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。

【予防対策の例】

１　庁内の緊密な情報連携
２　庁舎内における不審物の有無の点検
（１）庁舎内の巡回点検
（２）登庁時及び退庁時の執務室内の点検
（３）不審物発見時の警察等への通報
（４）退庁時の施錠徹底
３　その他管理施設等の警戒態勢及び不審な事案等に係る連絡体制の徹底

第４章　物資及び資材の備蓄、整備

保護措置を実施する上で必要な物資及び資材について、その備蓄、整備のあり方について示す。

１　物資及び資材の備蓄、整備（法１４２条、１４５条、１４６条）

（１）防災のための備蓄との相互補完

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、市は、これらについては、地域防災計画に定めている備蓄体制を踏まえ、備蓄し、または、調達体制を整備する。

【参考：地域防災計画に定めている備蓄体制等】
第２編　第１章災害予防対策　第１６節　食糧供給体制の整備
第１７節　給水体制の整備
第１８節　生活必需品体制の整備
第１９節　医療救護体制の整備

（２）保護措置の実施のために必要な物資及び資材

保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具　など

（３）県との連携

市は、保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

２　市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

（１）施設及び設備の整備及び点検及び代替性の確保

市は、保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について整備し、又は点検するとともに、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

（２）復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既

存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第５章　啓　発

武力攻撃災害による被害の最小化には、市民一人ひとりの適切な行動や自発的な協力が必要であり、そのためには、広く市民が保護措置の意義や仕組みについての理解を深め、正しい知識を身につけることが重要であることから、啓発のあり方について示す。

１　保護措置に関する啓発

（１）啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、出前講座、広報誌、広報番組、パンフレット、ホームページ等の様々な媒体を活用して、保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

（２）防災に関する啓発活動との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発活動とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

（３）学校における啓発

市教育委員会は、県教育委員会とも連携しながら、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、これまでの防災教育の取り組みの成果等を踏まえ、啓発を行う。

２　武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

（１）市民が取るべき対処等の啓発

① 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して、市民への周知を図る。

② 県は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来時における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達及びとるべき避難行動や、地域においてテロが発生した場合に県民が取るべき対処についても、国が作成する各種資料を活用し、県民に対し平素から周知に努める。

③ 市は、日本赤十字社、県などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

④ 平日昼間に事態が発生した場合は、各事業所単位で適切な行動をとる必要があることから、市は、県と連携して、各事業所等に対する啓発にも努める。

（２）自動車の運転者が取るべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等において自動車の運転者が取るべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底することとされており、市はこれに協力する。

第３編　武力攻撃事態等への対処

第１章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

武力攻撃事態等において、内閣総理大臣の指定に基づき設置する市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）や、必要に応じて、対策を講じるために設置する危機管理対策本部など、その状況に応じて適切な措置を実施するための市の組織体制等について示す。

第１節　危機管理対策本部等における初動体制

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その原因が明らかではないことも多いと考えられ、政府の武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われる前の段階から初動体制を確立する必要がある。また、事態認定は行われたが、本市が市対策本部を設置すべき市に指定されていない場合においても、警報の伝達等の措置を実施するなど、保護措置等を実施するための体制を確立する必要がある。

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、状況に応じて、以下に定める危機管理連絡会議等を設置し、対応に当たる。

【組織設置のフロー図】

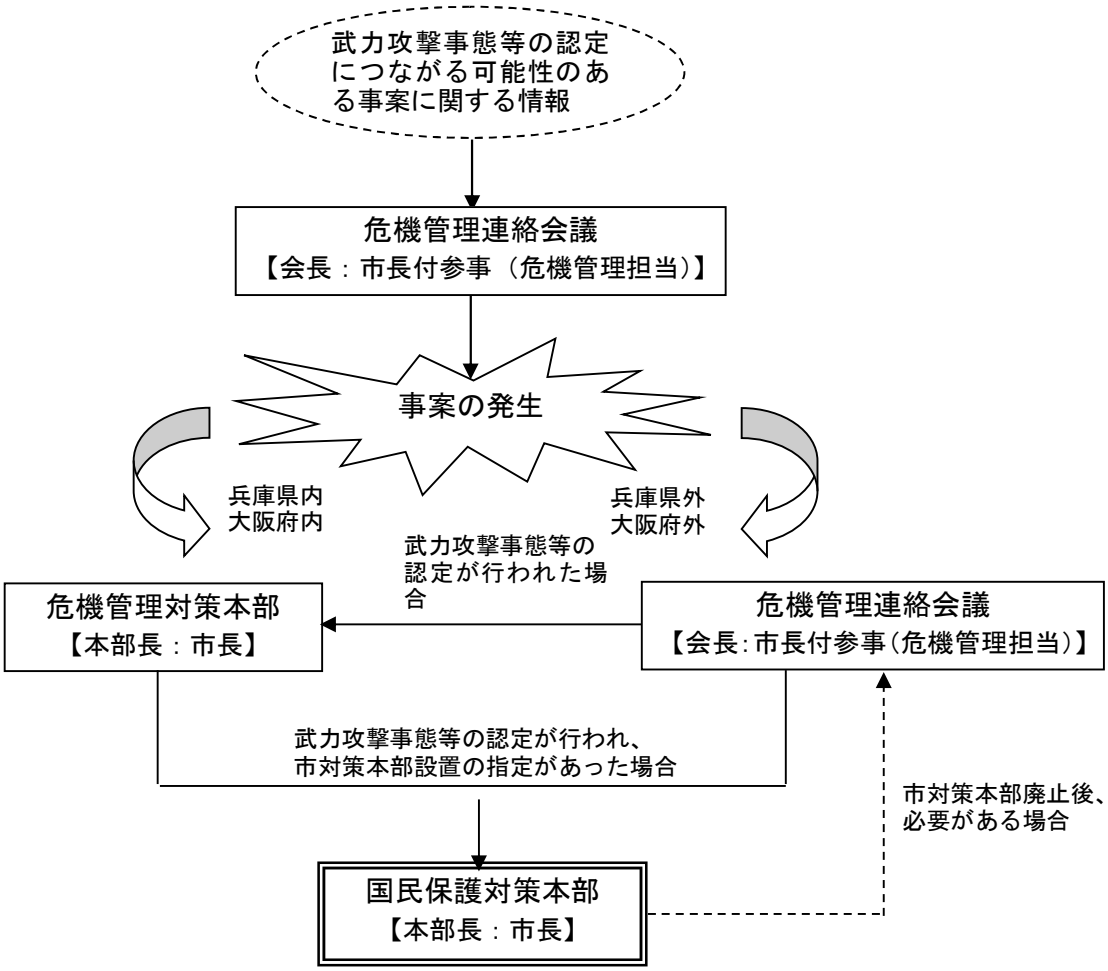

１　危機管理対策本部等の設置

内閣総理大臣から市国民保護対策本部を設置すべき市の指定がない場合で、情報の収集、警戒及び応急対策について全庁的な対応が必要であると認められるときは、「危機管理対策本部（本部長：市長）」又は「危機管理連絡会議（会長：市長付参事（危機管理担当））」を設置する。

（１）危機管理対策本部

①　設置基準

ア　兵庫県内又は大阪府内において、武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合

イ　政府による武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に市対策本部設置の指定がないとき。

ウ　その他、市長が必要であると認める場合

②　危機管理対策本部の設置手順

危機管理対策本部を設置する場合は、次の手順により行う。

ア　危機管理対策本部事務局員は、構成員等に対し、参集の連絡を行う。

イ　危機管理対策本部の設置場所は、原則として、防災センター２階災害対策本部室とする。

ウ　危機管理対策本部の設置その他本市の対応状況について、県対策本部をはじめ関係機関に連絡する。

③　組織構成

区　分	職　　名
本 部 長	市長
副本部長	副市長、教育長
本 部 員	病院事業管理者、自動車運送事業管理者 各部局長（幹事本部員を除く）
幹事本部員	市長付参事（危機管理担当）、総務部長、財政基盤部長、 総合政策部長、都市交通部長、消防局長、 教育次長併市長付参事、上下水道事業管理者

※その他、状況に応じて市長が指名する者

④　対処措置

ア　関係機関を通じて当該事案にかかる情報収集に努め、国、県、指定公共機関等の関係機関に対して迅速に情報を提供するとともに、当該本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

イ　消防機関に対しては、通信を確保のうえ迅速な情報の収集及び提供を行うとともに、必要な指示を行う。

ウ　現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

　また、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

エ　事態認定後においては、必要に応じて、国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定等の措置を行うほか、対策本部を設置すべき市の指定の要請を行

う。

オ　事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し、支援を要請する。

（２）危機管理連絡会議

①　設置基準

ア　武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるとき。

イ　兵庫県外又は大阪府外において、武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生した場合

ウ　市対策本部を廃止した場合で、引き続き全庁的な対応が必要であると認められるとき。

エ　その他、市長付参事（危機管理担当）が必要であると認める場合

②　危機管理連絡会議の設置手順

危機管理連絡会議を設置する場合は、危機管理対策本部の設置手順に準ずる。

③　組織構成

区　分	職　　名	
会　長	市長付参事（危機管理担当）	
副会長	総務部長、財政基盤部長、総合政策部長、都市交通部長、消防局長 教育次長併市長付参事、上下水道事業管理者	
構成員	総合政策部	政策室主幹
	総務部	総務課長　危機管理室室長、主幹
	財政基盤部	市民税課長
	市民自治部	まちづくり推進課長　生活環境課長
	健康福祉部	地域・高年福祉課長
	都市活力部	都市計画課長
	都市交通部	都市安全企画課長
	教育委員会事務局 教育総務部	教育政策課長
	教育委員会事務局 こども未来部	こども若者企画課長
	消防局	警防課長
	上下水道局	経営企画課長
	交通局	総務課長
	伊丹病院	医事課長

※その他、状況に応じて市長付参事（危機管理担当）が指名する者

④　対処措置

情報の収集、警戒等について、全庁的な対応を行うとともに、必要に応じて情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行う。

２　市対策本部との調整

（１）市国民保護対策本部設置前の調整

危機管理対策本部等を設置した後に、内閣総理大臣から市長に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定があったときは、直ちに同対策本部を設置して、新たな体制に移行するとともに、危機管理対策本部等を廃止する。

また、市対策本部の設置前に、関係機関により消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急処置等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

（２）市国民保護対策本部設置後の調整

内閣総理大臣から、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けた場合は、市長は、遅滞なく同対策本部を廃止するが、引き続き、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるときは、危機管理連絡会議に移行する。

第２節　市対策本部の設置等

市長が設置する市対策本部に関して、設置手順や組織、機能等について定める。

１　市対策本部の設置

（１）市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

①　市対策本部を設置すべき市の指定の通知（法２５条２項）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

②　市長による市対策本部の設置（法２７条１項）

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。また、事前に危機管理対策本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。

③　市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、職員参集メールや連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④　市対策本部の開設

市は、防災センターに、市対策本部を設置する。その際、必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。その際、関係機関が相互に電話、ＦＡＸ、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認するよう努める。

また、市長は、指定公共機関、その他の関係機関、市議会等に対して、直ちに、市対策本部を設置した旨を連絡する。

【対策本部の設備】

・電話（内線）2050～2068、緊急電話用専用線、衛星電話、衛星 FAX
・J-ALERT 受信機・専用監視端末
・フェニックス防災システム、衛星通信ネットワーク
・本庁舎屋上カメラモニター、河川監視モニター、TV モニター
・ＩＰ通信システム
・屋外拡声器
・MCA 無線機指令局・指令卓（同報系・移動系）、FM 緊急通報装置
・パーソナルコンピュータ（庁内 LAN 接続・Em-Net 接続）
・FAX
・掲示板、複写機
・防災行政無線（同報系）
・対策用地図（避難所、消防署、消防団施設、重要道路、給水拠点等）

【配置職員】

・常時配置する職員－対策本部事務局職員、各部の責任者及び連絡員
・状況により出席させる者－兵庫県関係（警察含む）、地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊

⑤　交代要員等の確保

市は、市対策本部の設置期間が長期に及ぶ場合においても、その機能が十分に確保されるよう、防災における体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、受水槽自家発電設備及び仮眠設備の運用等を行う。

⑥　本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を防災センター内に設置できない場合に備え、消防局庁舎を予備施設とする。

また、市の区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

（２）市対策本部を設置すべき市の指定の要請等（法２６条２項、２９条１１項）

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

なお、市長は、市対策本部の設置の有無にかかわらず、保護措置を実施することができる。

（３）市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

地域防災計画　資料編【資料１】参照

①　組織構成（法２８条）

区　分	職　　名
本 部 長	市長
副本部長	副市長、教育長
本 部 員	病院事業管理者、自動車運送事業管理者、各部局長（幹事本部員を除く）
幹事本部員	市長付参事（危機管理担当）、総務部長、財政基盤部長、総合政策部長、都市交通部長、消防局長、教育次長併市長付参事、上下水道事業管理者
参　　与	市対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部会議に参与として、市職員以外の者を出席させることができる。 ・自衛隊員（法２８条７項） ・指定地方行政機関その他の国の職員（法２８条６項） ・県職員、県警察 ・電気事業者、ガス事業者、電気通信事業者、運送事業者その他の指定公共機関等の職員（法２８条６項）

ア　対策本部会議

市対策本部は必要の都度、本部員で構成する本部会議を開催し、重要かつ緊急な保護措置に関する協議を行う。必要であれば、参与の出席により協議を行う。

イ　関係部長会議

関係部長会議は、本部会議の指示事項の処理及び重要事項の具体策の検討を行う。

ウ　幹事本部員

危機管理連絡会議の会長及び副会長をもって充て、対策本部会議及び関係部長会議における指示･決定事項を処理するために対策本部事務局へ指示を行う。

エ　対策本部事務局

対策本部会議及び関係部長会議で指示･決定した事項について処理を行うとともに、幹事本部員を補佐する。

②　各部の機能

地域防災計画に定める災害対策本部の機能を活かしながら、資料編【資料２】、【資料７】に定めるとおりとする。

なお、本部長の指示その他連絡事項を所属の部に伝達するとともに、各部所管の被害状況、保護措置の実施状況、その他活動に必要な情報をとりまとめて、市対策本部に連絡するため、各部に情報連絡責任者及び連絡員を置く。

情報連絡責任者は本部事務局員として本部室へ常駐し、連絡員は自部の事務室に詰めるものとする。

（４）市現地対策本部の設置（法２８条８項）

市長は、被災現地における保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

（５）現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、避難誘導の実施などにおいて現場における関係機関（県、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し､）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

（６）市対策本部長の権限（法２９条）

市対策本部長は、その区域における保護措置を総合的に推進するため、各種の保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

①　市の区域内の保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する保護措置に関する総合調整を行う。

②　県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県及び指定公共機関等が実施する保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③　情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④　保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤　市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

（７）市対策本部の廃止（法３０条）

市長は、内閣総理大臣から市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

２　動員の実施

（１）職員の動員体制

①　本部員、幹事本部員、対策本部事務局のあらかじめ定めた職員、情報連絡責任者及び連絡員は、直ちに配備に就く。

②　上記以外の職員については、原則として、市対策本部長が決定する配備体制を取るものとし、その参集基準に従い動員を行う。

③　具体的な配備人員等については、地域防災計画で定める動員計画を基本として、事態の状況等を勘案し、市対策本部の各部長が決定する。

【職員参集基準】

配備体制	事態の状況	参集基準
第１号配備	①　比較的遠方で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、保護措置の実施等に備える必要があるとき ②　武力攻撃予測事態の認定が行われたとき	原則として、地域防災計画に定める警戒配備（水防本部設置）
第２号配備	①　近隣で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、全部局での対応が必要なとき ②　比較的遠方で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、本市に避難住民を受け入れる必要があるなど、	原則として、地域防災計画に定める第２配備

	全部局での対応が必要なとき ③　武力攻撃予測事態の認定が行われ、本市に武力攻撃災害が発生するおそれがあるなど、全部局での対応が必要なとき	
第３号配備	本市で武力攻撃災害による相当規模の被害が発生するなど、全庁を上げての対応が必要なとき	原則として、地域防災計画に定める第３配備

（２）配備の命令を受けた市職員の行動

①　原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就く。

②　勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。

③　勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡する。

④　勤務時間外に配備の命令を受けた場合においては、居住地の周辺及び各所属に赴く途上の地域の被害状況等に注視し、これを随時、所属長又は対策本部事務局に連絡する。この場合において、各所属長は、各職員からの連絡で得た情報を速やかに対策本部事務局へ報告する。

第３節　通信の確保

武力攻撃事態等における情報通信手段の確保等について定める。

１　非常通信体制の確保

（１）情報通信手段の確保

市は、緊急電話、携帯電話、MCA 無線、インターネット、衛星通信ネットワーク、ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）、Em-Net(緊急情報ネットワークシステム)、フェニックス防災システム、屋外拡声器、ＩＰ通信システム、ＦＭラジオ等の通信回線の利用により、情報通信手段を確保する。

（２）情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

（３）通信ふくそうにより生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信ふくそうにより生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

２　情報通信機器等の活用

（１）フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）

市は、武力攻撃事態等において、災害報告、支援要請等の連絡及び関係機関相互の情報共有を図るため、フェニックス防災システムを活用する。

（２）兵庫衛星通信ネットワーク

被災、ふくそう等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワークを使用して関係機関との通信を確保する。

（３）緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）

市は武力攻撃事態等において、災害情報、支援要請等の連絡及び情報共有を図るため国（総理大臣官邸）と地方公共団体間の緊急情報通信のためのシステムである緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）を活用する。

第２章　関係機関相互の連携

的確かつ迅速な保護措置を実施するために必要な国、他の都道府県、市町、指定公共機関等その他の関係機関との連携について示す。

１　国・県対策本部との連携

（１）国・県対策本部との連携

市は、県対策本部及び県を通じ国対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

（２）国・県現地対策本部との連携

市は、国・県現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

２　指定行政機関等との連携

（１）知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請（法１６条５項）

市は、当該市の区域における保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

（２）指定行政機関等の職員の派遣要請（法１５１条１項・２項）

① 市は、保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

② 市の委員会及び委員が、職員の派遣を要請し、又はあっせんを求めようとするときは、あらかじめ、市長に協議する。

（３）職員の派遣のあっせんの求め（法１５２条１項）

市は、（２）の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、（２）の職員の派遣について、あっせんを求める。

３　県との連携

（１）県への措置要請（法１６条４項）

市は、当該市の区域における保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、その所掌事務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

（２）県への応援の要求（法１８条）

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

（３）県職員の派遣要請（地方自治法２５２の１７）

市長は、当該市の区域に係る保護措置を円滑に実施するため特に必要がある場合には、知事に対し、職員派遣の要請を行う。

＜参考＞

地方自治法第２５２条の１７（職員の派遣）

普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

（４）県への職員のあっせんの求め（法１５２条）

市は、他の市町の職員の派遣についての要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、保護措置の実施のため必要があるときは、あっせんを求める。

（５）知事による事務の代行（法１４条）

① 知事は、市がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市長が実施すべき保護措置の全部又は一部を代わって実施するものとされている。

② 知事は、市長の事務を代行した場合において、当該市がその大部分の事務を行うことができることになったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市長に引き継ぎ、知事は、事務の代行を終了した旨及び代行した保護措置を当該市長に通知するものとされている。

４　指定公共機関等への措置要請等

（１）指定公共機関等への措置要請（法２１条３項）

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関等に対し、その業務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

特に、以下の事業者に対しては、当該留意事項を踏まえて要請を行う。

①　日本赤十字社

市が行う救援に関する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての連絡調整等、日本赤十字社が実施する保護措置については、その特性に鑑み、その自主性を尊重する。

②　運送事業者

運送事業者である指定公共機関等に対し避難住民又は緊急物資の運送を求めようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

③　医療事業者

医療事業者である指定公共機関等に対し医療活動を要請する場合には、当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

（２）関係機関に対する協力要請

市は、必要があると認めるときは、関係機関との間であらかじめ締結する協定に基づき、関係機関に対し協力を要請する。

（３）指定公共機関等に対して行う応援等（法２１条２項）

市は、指定公共機関等の行う保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

５　自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

（１）知事による派遣要請（法１５条１項　令３条１項、２項）

知事は、保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）を要請するものとされている。

【想定される自衛隊の保護措置の内容】

①　避難住民の誘導 （誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等） ②　避難住民等の救援 （食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等） ③　武力攻撃災害への対処 （被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、ＮＢＣ攻撃による汚染への対処等） ④　武力攻撃災害の応急の復旧 （危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

（２）国対策本部長による派遣の求め（法１５条２項）

国対策本部長は、知事による派遣要請が行われない場合で、県の区域に係る保護措置を円滑に実施するため緊急の必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を求めることができるとされている。この場合において、国対策本部長は、速やかにその旨を知事に通知するものとされている。

（３）市長による派遣要請の求め等（法２０条）

①　市長は、保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）の要請を行うよう求める。

その際には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話その他の通信手段により行うものとする。

ア　武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　その他参考となるべき事項

②　市長は、通信の途絶等により知事への連絡が取れない場合は、その旨及び当該市の区域に係る保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を、努めて兵庫県地方協力本部長又は市国民保護協議会委員である隊員を通じて防衛大臣に連絡することができる。この場合において、市長は、知事に対して、できるだけ速やかに、当該連絡をした旨を通知するものとする。

（４）出動した部隊との連絡調整

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動(自衛隊法７６条)及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法７８条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法８１条)）により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

（５）留意事項

武力攻撃事態等においては、自衛隊の主たる任務が我が国に対する侵略を排除するための活動を行うものであることから、その活動に支障の生じない範囲で保護措置を可能な限り実施するものであるという点に留意する必要がある。

６　他の市町長等との連携

（１）他の市町長等への応援の要求（法１７条）

①　市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。

②　応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

（２）職員の派遣要請（地方自治法２５２条の１７）

①　市長は、当該市の区域に係る保護措置を円滑に実施するため特に必要がある場合には、他の市町長に対し、職員の派遣の要請を行う。

②　市長は、上記の職員の派遣を要請しようとした場合に、要請が受け入れられなかったり、派遣について適任者がいないときに、知事に対し、上記の職員の派遣についてあっせんを求める。

（３）事務の一部の委託（法１９条）

①　市が、保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

【事務を委託する場合に定める事項】（令４条）

①　委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
②　委託事務に要する経費の支弁の方法
③　その他委託事務に関し必要な事項

②　他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

（４）他の市町に対して行う応援等（法１７条）

①　市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

②　他の市町から保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

第３章　市民の協力等

市民の協力や、市民の自発的活動に対する支援等について示す。

１　市民への協力要請（法４条１項・２項）

（１）住民及び自治会等への協力要請

市は、保護措置の実施のために必要があると認める場合には、住民や自治会等に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、市は、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

協力を要請された住民や自治会等は、必要な協力をするよう努めるものとする。なお、この協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

（２）企業・団体への協力要請

市は、保護措置の実施のために必要があると認める場合には、企業や公共的団体に対し、住民への協力要請に準じて、企業・団体の自衛防災組織による消火や資機材の提供、避難住民の誘導や救援に関する措置等への協力を要請する。

【市民の協力の例】

①　避難住民の誘導（法７０条）

ア　市職員と一体となった避難住民の先導
イ　移動中における食料等の配給
ウ　高齢者、障がい者、乳幼児その他自ら避難することが困難な者の避難の援助
エ　家庭や学校、事業所等における安否確認

②　避難住民等の救援（法８０条）

ア　炊き出しの実施
イ　食料、飲料水等の配布
ウ　生活必需品等の救援物資の整理
エ　避難所名簿の作成等の避難所運営の補助

③　消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（法１１５条）

ア　消火のための水の運搬
イ　救出された負傷者を病院に搬送するための車両の運転
ウ　被災者の救助のための資機材の提供

④　保健衛生の確保（法１２３条）

ア　健康診断の実施
イ　感染症の動向調査の実施
ウ　水道水の検査の実施
エ　防疫活動の実施
・感染症のまん延防止のための消毒を実施する場合の薬剤散布の補助
・臨時の予防接種のための会場設営等
・防疫指導、衛生教育又は衛生広報のために県や市町が作成したパンフレットの配布
オ　被災者の健康維持活動の実施
・衛生指導等の保健指導のために県や市町が作成したパンフレットの配布

・健康食品等の保健資材の配布

２　自主防災組織に対する支援（法４条３項）

市は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

３　ボランティア活動への支援等（法４条３項）

（１）ボランティアの安全の確保

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

また、ボランティアに協力を求める場合であっても、危険を伴う地域で活動したり、危険な業務に携わったりすることのないよう留意するものとする。

（２）市によるボランティア活動への支援

市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、伊丹市社会福祉協議会・ボランティア・市民活動センターや日本赤十字社その他のボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、ボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、ボランティアの技能等が効果的に発揮されるよう必要な支援を行う。

（３）ボランティア受入窓口の設置

市は、ボランティアの受入窓口を、伊丹市災害対応計画の第 4 章　受援計画に基づき、以下のとおり設置する。この場合においては、市対策本部と相互に緊密な連携をとれるよう努めるものとする。

ボランティアの活動内容	担当窓口
総　合　受　付	受援本部（総務部）
福　祉　活　動	援　護　部（健康福祉部他） 伊丹市社会福祉協議会
資格・技能を要する活動 及びその他の活動	受援本部（総務部）

４　民間からの救援物資の受入れ等

市は、県や関係機関等と連携し、救援物資について、受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

（１）救援物資の受入れ

① 市は、市民が希望する救援物資の品目、数量等を把握し、その内容のリスト、送り先等について、市対策本部を通じて公表する。

② 原則として、防災センターを救援物資の受入場所に指定する。

（２）救援物資の搬送

市は、受入場所から避難所への搬送について、運送事業者である指定公共機関等に要請する。その際、要請する運送事業者が重複しないよう県と十分な調整を行うものとする。

（３）救援物資の配分

① 市は、受け入れた救援物資について、品目、数量、物資の提供者、受入日時、保管場所等をリストに整備し、被災者に対して救援物資を配布するものとする。

② 市は、仕分けや運送に際し、専門業者への委託やボランティアの協力を得るなどして、迅速な処理に努める。

（４）担当窓口の設置

① 市は、救援物資に係る総合的な窓口を設け、受入れを行うとともに、市全体の救援物資に係る情報を集約、整理し、その全体調整を行う。

② 市は、救援物資の提供受付リストを整備するとともに、受入状況と搬出状況の定期的な報告を受け、救援物資全体の状況を正確に把握し、的確な措置を講じる。

③ 市が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に係る問い合わせ窓口を設け、県と連携しながら、被災地又は避難先地域への支援を行う。

第４章　警報の伝達等

武力攻撃事態等において警報が発令されたときの警報の通知及び伝達等について示す。

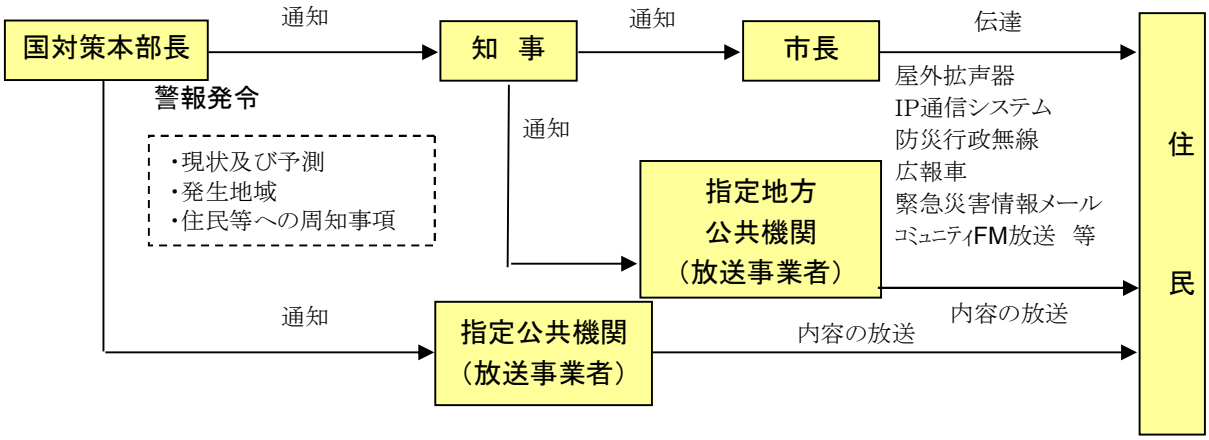

１　警報の伝達等

（１）警報の伝達等（法４７条１項）

①　警報の伝達

市長は、知事から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、直ちに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、商工会議所など）に伝達する。

②　警報の通知

市長は、当該市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。

【警報に定める事項】（法４４条２項・３項）

①　武力攻撃事態等の現状及び予測
②　武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
（地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。）
③　その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

（２）警報の伝達方法（法４７条２項）

市は、当面、現在保有する伝達手段に基づき、原則として、次の要領により、警報の伝達を行うものとする。

①　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれる場合

この場合においては、原則として、屋外拡声器等により国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

②　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれない場合

ア　この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、MCA 無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ　なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

≫警報の伝達は、以下の手段を主とする。
①　屋外拡声器
②　コミュニティＦＭ放送
③　緊急災害情報メール
④　エリアメール
⑤　広報車
⑥　市のホームページ
⑦　ＩＰ通信システム

≫市は、県警察と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図る。

≫消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの市民との連携等によるその他の効果的な方法も検討するものとする。

（３）伝達体制の整備

市長は、その職員及び消防団員を指揮し、あるいは自主防災組織、自治会等の地域コミュニティの自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、市は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配意する。

（４）多数の者が利用する施設に対する警報の伝達（法４８条）

市は、警報の伝達を行う場合においては、工場、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設に対する伝達について配慮するとともに、鉄道事業者である指定公共機関等における各営業路線の駅に対する伝達についても、県の行う要請とあわせて、市域内の駅への伝達について配慮する。

（５）高齢者、障がい者、外国人等への配慮

高齢者、障がい者、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮しながら、正しい情報の迅速な伝達と避難などに備えられるような体制の整備に努める。

①　市は、聴覚障がい者に対しては目に見える情報を、視覚障がい者に対しては音声情報を提供するなど、個々のニーズに応じることができるよう、複数の情報提供手段による警報の伝達に努めるものとする。

②　市は、病院や社会福祉施設等の傷病者、高齢者、障がい者等が入院・入所している施設及び学校、幼稚園及び保育所等の児童や乳幼児が通学、通園している施設については、優先して警報を伝達するよう努めるものとする。

③　市は、自主防災組織や自治会等の自主的な協力を得て、高齢者、障がい者等が居住する世帯、とりわけ高齢者等の独居世帯に対して、戸別に警報の伝達を行うよう努めるものとする。

④　市は、日本語の理解が十分でない外国人に対しては、ホームページ、電子メールを活用した外国語による情報発信や、コミュニティＦＭ放送により多言語で警報の内容を発信するなど警報の伝達が円滑に行われるよう体制について検討する。
⑤　住民との協働により避難行動要支援者支援制度の構築に努める。(H28 年度に避難行動要支援者支援システムを導入。)

（６）放送事業者による警報等の放送（法５０条・法５７条・法１０１条）

放送事業者である指定公共機関等は、警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとされている。

なお、放送の方法については、警報の内容を損なわない範囲内で、放送事業者である指定公共機関等の自主的な判断にゆだねられている。

避難の指示及び緊急通報の放送についても同様の取り扱いとされている。

市が、協定等に基づき放送を依頼する伊丹コミュニティ放送株式会社及び株式会社ベイ・コミュニケーションズの活動についても同様とする。

２　警報の解除（法５１条）

警報が解除されたときは、市長は、警報が発令された場合と同様の方法で警報の解除の通知、伝達を行うものとする。ただし、警報の解除の伝達においては、市長は、原則として、サイレンは使用しないものとする。

第５章　住民の避難

武力攻撃事態等において市長が行う避難の指示の住民への通知・伝達及び避難住民の誘導等について示す。

第１節　避難の指示の通知・伝達等

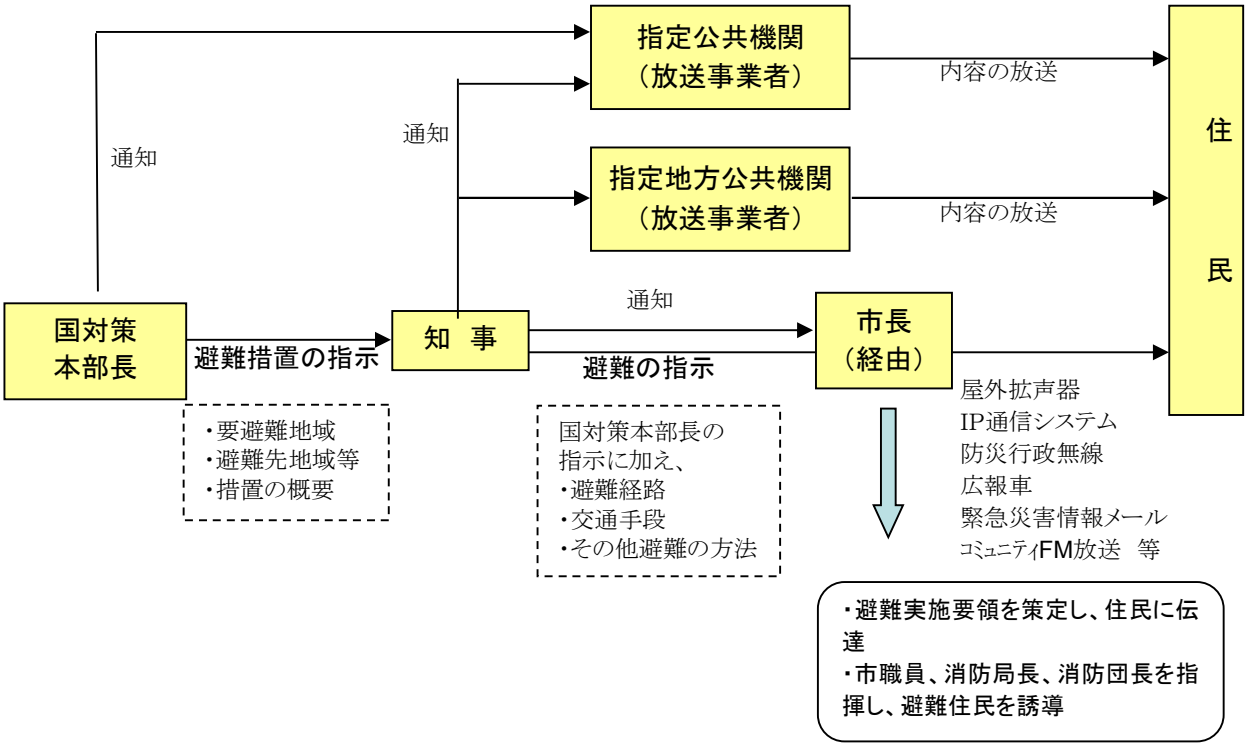

１　避難の指示の際の調整への協力

市は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

（１）避難住民数等の把握への協力

①　市は、要避難地域となった場合、所在する要避難住民数の報告を行うが、その際、当該要避難住民に関して、世帯別、事業所別等の内訳、高齢者、障がい者等の数についても把握するよう努めるものとする。

②　県は、避難先地域を管轄する場合は、その救援の能力等を勘案して、受け入れるべき避難住民数を割り当てることとされており、市は、受け入れが可能な避難住民の人数、保有する物資の量等県が必要とする情報について把握しておく。

（２）避難施設の選定等への協力

市は、避難先地域となった場合、当該避難施設の管理者から施設使用の可否等を聴取するなど、県の避難施設の選定に協力する。

また、知事は、避難の指示をしたときは、直ちに、その内容を避難先地域の避難施

設の管理者（県内に限る）に通知するものとされており、この場合において、市は、県と協力し、避難施設の管理者に、当該施設の開放等を行うことを求める。

２　避難の指示の通知・伝達等

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民及び関係ある公私の団体に対して迅速に伝達するとともに、避難の指示に従い、落ち着いて行動するよう要請する。

また、知事から避難の指示の解除の通知を受けたときも同様とする。

第２節　避難住民の誘導

市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合、避難実施要領を定め、それに基づき避難住民の誘導を行うものとされており、避難住民の誘導について定める。

１　避難住民の誘導

（１）避難実施要領の策定（法６１条１項・２項）

①　市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターン等に基づき、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

【避難実施要領に定める事項】（法６１条２項）

- 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- 避難の実施に関し必要な事項

②　避難実施要領の策定に当たっては、次の点について記載するものとする。
ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

ア　要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

イ　避難先
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

ウ　一時集合場所及び集合方法
避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

エ　集合時間
避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

オ　集合に当たっての留意事項
集合後の近隣住民間での安否確認等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

カ　避難の手段及び避難の経路
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

キ　市職員、消防団員の配置等
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

ク　高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

ケ　要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

コ　避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

サ　避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

シ　避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

③　避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

ア　避難の指示の内容の確認

（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

イ　事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）

ウ　避難住民の概数把握

エ　誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

オ　輸送手段の確保の調整（※　輸送手段が必要な場合）

（県との役割分担、運送事業者との連絡網、指定緊急避難場所の選定）

カ　要援護者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）

キ　避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）

ク　職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）

ケ　関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）

コ　自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

④　国の対策本部長による利用指針の調整

ア　市長は、保護措置の実施について、道路、飛行場施設等における利用ニーズが自衛隊や米軍の行動と競合する場合には、国対策本部長による道路の利用指針等の策定にかかる調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

イ　市長は、県を通じた国対策本部長による意見聴取や国対策本部長からの情報提供の求めに適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

（２）避難実施要領の伝達・通知（法６１条３項・４項）

市長は、避難実施要領を定めたときは、警報の伝達方法に準じて、直ちにその内容を住民に伝達するとともに、市の区域を管轄する消防長、警察署長、自衛隊兵庫県地方協力本部長等に通知するものとする。また、管轄する県地方対策本部長（県民局長）にも、併せて通知するものとする。

（３）避難住民の誘導（法６２条・６３条１項）

①　市長は、その避難実施要領で定めるところにより、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導するものとする。

②　市長は、避難住民を誘導するときは、避難住民及び誘導する職員等の安全の確保に十分に配慮するとともに、必要に応じ、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

③　市長は、十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は保護措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請するものとする。この場合において、市長は、その旨を知事に通知するものとする。
④　市長は、事態の規模等の必要に応じて、自主防災組織や自治会長、事業所等の市民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。
⑤　市長は、現場での調整を行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況の変化に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。
⑥　市長は、大規模集客施設等からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとるものとする。

（４）消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員搬送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

（５）動物の保護等に関する配慮

市は、県保護計画に示すとおり、国（環境省、農林水産省）が示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、県及び関係機関と連携協力を図りながら、可能な範囲で、所要の措置の実施に努める。

①　危険動物等の逸走対策

ア　市は、県と連携しながら、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図る。
イ　市は、県と連携しながら、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。
ウ　市は、県と連携しながら、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行う。

②　要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

ア　市は、県と連携しながら、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施する。
イ　市は、県と連携しながら、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施する。

（６）病院等の施設における配慮（法６５条）

①　病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が入院又は滞在している施設の管理者は、避難が円滑に行われるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。

②　市は、自ら管理する病院、老人福祉施設、障がい者福祉施設、幼稚園、保育所等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努めるものとする。

（７）高齢者、障がい者等への配慮

市は、高齢者、障がい者等の要援護者の避難を万全に行うため、自治会、民生児童委員等と協力して避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導を的確に行うものとする。

（８）残留者への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努める。

（９）避難所等における安全確保

市は、県警察が行う被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止のための活動に必要な協力を行う。

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 避難住民の運送の求め等（法７１条）

①　市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関等に対して、避難住民の運送を求める。

この場合において、市は、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

②　原則として、市の区域内の運送の場合は、市が運送事業者である指定公共機関等に対して運送を求め、市の区域を越える運送の場合は、県から運送を求めるものとする。

③　運送事業者である指定公共機関等は、市長から避難住民の運送の求めがあったときは、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合や求めを受けた運送事業者が別の都道府県知事又は市長から既に避難住民の運送を求められている場合などの正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされ、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、避難住民を運送するために必要な措置を講ずるものとされている。

④　市長は、運送事業者である指定公共機関等が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

この場合において、国対策本部長又は県対策本部長は、運送の求めが行われた当該運送について、必要に応じ、総合調整を行うものとされている。

(12) 避難住民の復帰のための措置（法６９条）

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずるものとする。

２　知事による避難住民の誘導の支援（県に対する要請等）

市長が行う避難住民の誘導が円滑に行われるよう知事は必要な支援を行うよう努めることとされており、県保護計画においては、以下のように定められている。

（１）避難実施要領策定の支援

知事は、市長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

（２）避難誘導の状況の把握

知事は、市長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、避難住民の誘導の状況について把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

（３）避難住民の誘導の支援及び補助（法６７条１項・４項）

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で必要と判断する場合、又は市町長からの要請があった場合には、市長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。

特に、市長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

（４）広域的見地からの市長の要請の調整（法６３条２項・３項）

知事は、複数の市長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合するなど広域的観点から調整が必要であると判断した場合は、それらの優先順位を定めるなど市町長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

（５）市長への避難誘導に関する指示（法６７条２項・３項）

知事は、避難の指示の内容に照らして、市長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合においては、市長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町長により行われないときは、知事は、市長に通知した上で、県職員を指揮し、避難住民の誘導に当たらせる。

（６）国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合においては、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

（７）内閣総理大臣の是正措置に係る対応（法６８条）

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市長に対する支援、是正の指示、避難

住民の誘導の補助等を行う。

（８）避難住民の運送の求めに係る調整

知事は、市町の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合又は複数の市町長による運送の求めが競合した場合若しくは競合することが予想される場合には、広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関等に対し、自ら運送の求めを行う。

３　高齢者、障害者、乳幼児等への配慮（法６５条）

① 病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が入院又は滞在している施設の管理者は、避難が円滑に行われるために必要な措置を講ずるよう務める。

② 市は、自ら管理する病院、老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育所、特別支援学校等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努める。

４　避難所等における安全確保

警察等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

第３節　避難の類型

住民の避難については、武力攻撃事態等の状況により様々な形態により実施することとなるが、避難先地域の区分に応じて、基本的な避難の類型を示す。

１　屋内への避難

弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合などにおいては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に直ちに避難する。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、２～４の類型により、他の安全な地域へ避難する。

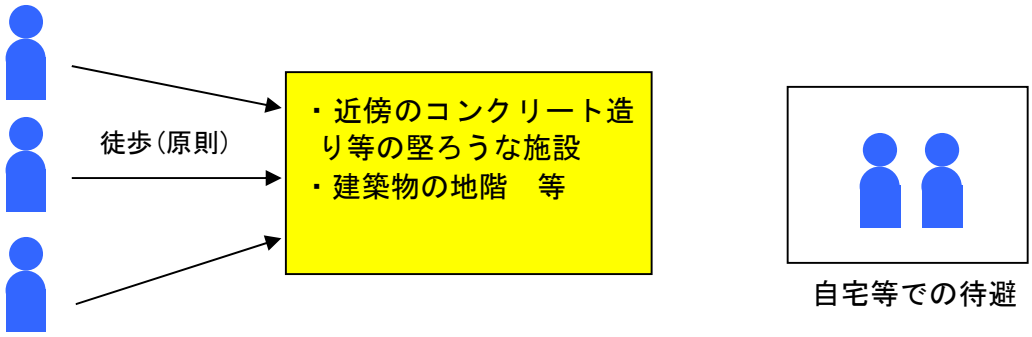

２　市内の避難

市内において避難する場合は、徒歩を原則として、市内の避難施設に避難する。

また、市内であっても遠方への避難が必要な場合は、市長が要請したバス等により避難を行う。この場合においては、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後に、バス等に分乗する。

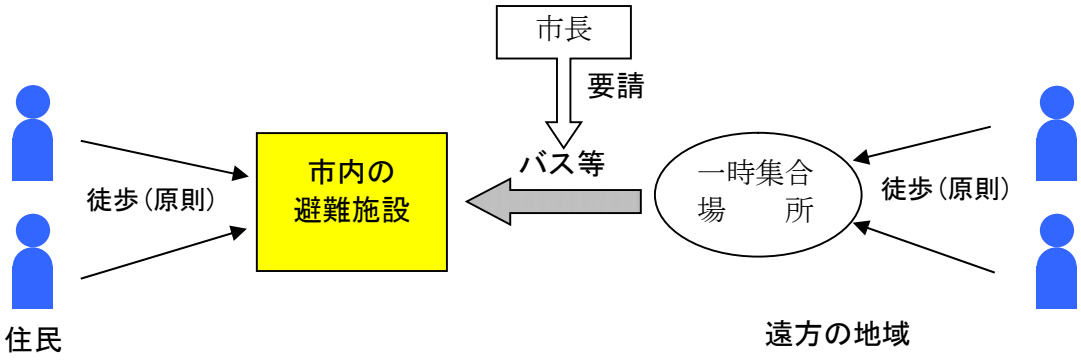

３　県内他市町への避難

県内の他市町へ避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、知事が要請したバス等により避難を行う。

また、鉄道、路線バス等の公共交通機関が利用可能な場合は、当該交通手段による避難も行う。

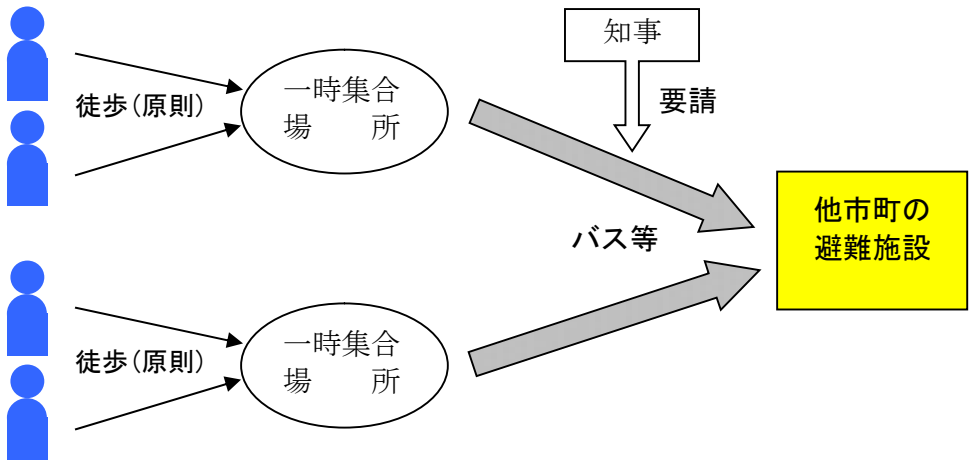

４　県外への避難

大規模な着上陸侵攻等の本格的な侵略事態など他の都道府県への避難が必要な場合は、原則として、鉄道、航空機等の公共交通機関による避難を行う。この場合においては、住民は、徒歩を原則として、駅、空港等に集合し、指定された公共交通機関により避難する。

また、知事が要請したバス等により避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、バス等により避難を行う。

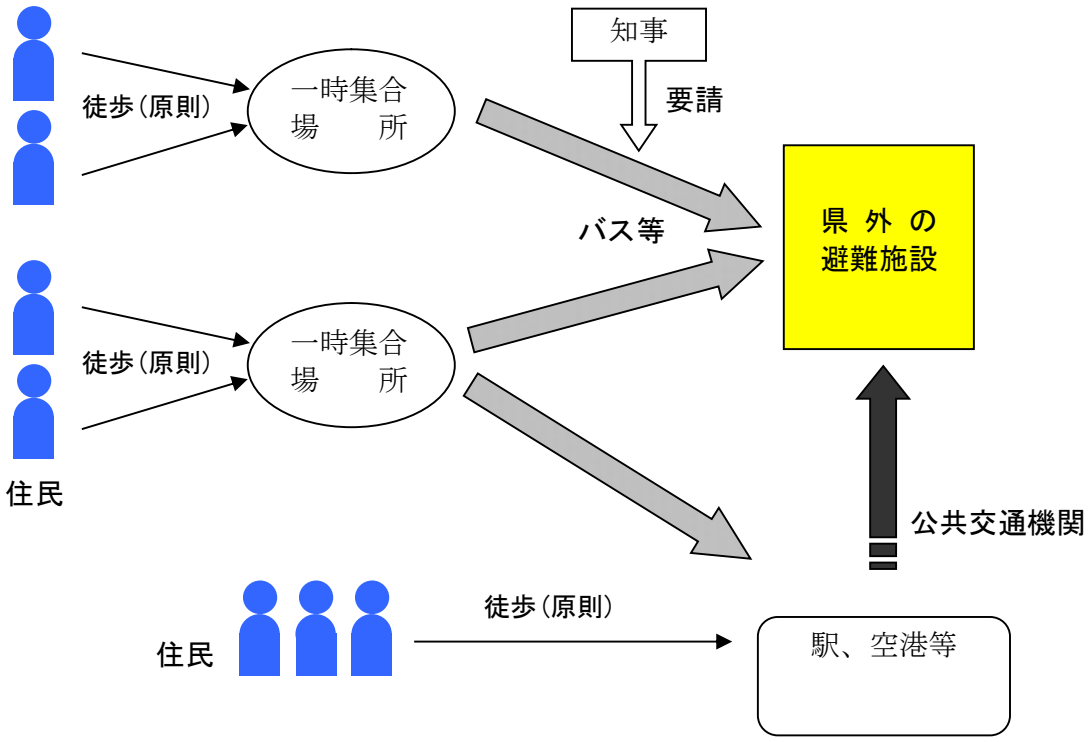

第４節　避難に当たって留意すべき事項

地域の特性や事態の類型等により、住民の避難の形態が大きく異なることから、それぞれの場面における避難に当たって配慮すべき事項について定める。

１　地域特性に応じた留意事項

（１）大都市における住民の避難

大都市の住民を実際に避難させる必要が生じた場合には、国対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。

また、知事は、国対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、まず直ちに近傍の屋内施設へ避難するよう指示することとし、その後の事態の推移に応じた国対策本部長の指示を待って対応するものとされている。

市長は、事態の推移に応じた知事からの避難の指示に従い、迅速かつ的確な避難誘導に努めるものとする。特に、住民の混乱を防止し、円滑に避難誘導するため、自治会、事業所などの単位でまとまって避難することを原則とする。

（２）自衛隊施設の周辺地域における住民の避難

市は、県とともに、自衛隊施設の周辺における住民の避難について、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、平素から国と密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、国と必要な調整を行うものとする。

２　事態の類型等に応じた留意事項

（１）着上陸侵攻の場合

①　大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うことを基本とする。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、平素からの具体的な対応について定めることはしないものとする。

また、国対策本部長は、避難措置の指示に先だって、事前に避難対象となる住民数や想定される避難の方法等について、関係都道府県知事から意見聴取を行うものとされており、国対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行えるよう、市長は、これらの関連する情報について知事に早急に連絡するものとする。

②　市は、避難の誘導に当たっては、県と協力しながら、自治会等の単位毎の避難や的確な情報伝達により、大規模な住民避難が行われることに伴う混乱発生の防止に努めるものとする。

（２）ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

①　市長は、国対策本部長による避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。

②　急襲的な攻撃により、国対策本部長による避難措置の指示又は知事による避難の指示を待ついとまがない場合、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、市長は、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、退避の指示、警戒

区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底するなどの応急措置を実施する。その後、事後的に避難措置の指示等が出された場合は、それらの指示に従って、避難誘導を行う。

③　ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、市民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に避難させることが必要となる。

【避難の指示の内容（例）】

避難の指示（一例）

○　本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。

○　ＡＡ地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。

○　ＢＢ地区の住民については、市町長による誘導に従い、ＣＣ地区へ避難すること。
　健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

（３）弾道ミサイルによる攻撃の場合

①　弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。
　この場合、住民は、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階に避難することとなる。

②　着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、知事は、屋内避難の指示を継続するものとされている。市長は、被害内容が判明後、国対策本部長からの避難措置の指示の内容に沿った知事の避難の指示を踏まえ、避難実施要領を策定し、避難先へ誘導を行う。

※　弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は、変わってくる。
　このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾する可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

【避難の指示の内容（例）】

避難の指示（一例）

○　弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。
○　次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

（特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）
○　要避難地域に該当する伊丹市ＡＡ地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。
　弾頭の種類は、○○剤と考えられることから、・・・・

（４）航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合については、攻撃の目標地を限定せずに広範囲に屋内避難が指示されることから、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応を取るものとする。

（５）武力攻撃原子力災害の場合

①　知事は、国対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととする。
②　市長は、知事の避難の指示を受けて、現場における自衛隊等との調整を踏まえ、避難先へ誘導を行う。
・事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）に相当する地域と同様の措置（まずは屋内退避を指示するとともに、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。）を指示。
・なお、屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意する。

（６）ＮＢＣ攻撃の場合

市長は、消防機関等の避難誘導をする者に防護服を着用させるなど、安全を図るための措置を講ずるよう努めるとともに、攻撃の特徴に留意しつつ、必要な措置を講ずる。

【ＮＢＣ攻撃における避難の留意点】

攻撃の種類	留　意　点
核　攻　撃　等	①核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域 ・攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難 ・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の服用等を指示 ②放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域 ・放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難 ③ダーティボムによる攻撃の場合 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難
生物剤による攻撃	・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療
化学剤による攻撃	・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難 ・化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難

第６章　救　援

市長は、救援を行うこととされている知事と連携し、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、その実施方法等について示す。

第１節　救援の実施

救援の実施手順、関係機関との連携等について定める。

１　県による救援の実施（法７５条）

知事は、国対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次の措置を行うものとされている。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行うものとされている。

① 収容施設の供与
② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
③ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与
④ 医療の提供及び助産
⑤ 被災者の捜索及び救出
⑥ 埋葬及び火葬
⑦ 電話その他の通信設備の提供
⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
⑨ 学用品の給与
⑩ 死体の捜索及び処理
⑪ 障害物の除去

２　市による救援の実施

（１）知事による事務委任（法７６条）

①　救援の実施に係る事務委任の方針

知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町長が行うこととすることができることから、下記の事項に該当するときは、知事は、原則として、その権限に属する救援の実施に関する事務を市長に委任するものとされている。この場合において、知事は、市長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市長へ通知するとともに、直ちにその旨を公示するものとされている。

ア　市長が当該事務を行うことにより、救援の迅速、的確化が図られること。
イ　緊急を要する救援の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の捜索及び救出等）及び県においては困難な救援の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。

なお、県は、救援の実施に関する事務の一部を市長に行わせるに当たっては、市の実情や武力攻撃事態等の状況を踏まえることに留意するとともに、市と密接に連携して、これを支援するものとされている。

〔救援の程度及び基準】　　（平成 29 年 4 月 1 日改正）

救援の種類	対　　象	費用の限度額	備　　考
避難所の設置	避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 １人１日当たり320円以内 （加算額） 冬季　別に定める額を加算 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には「長期避難住宅」を設置でき、費用の限度額等は応急仮設住宅に準ずる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	１　規格　１戸当たり平均29.7㎡（９坪）を基準とする。 ２　限度額　１戸当たり 2,652,000円以内 ３　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	１　平均１戸当たり29.7㎡、2,652,000円以内であればよい。 ２　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ３　賃貸住宅、宿泊施設等の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に収容された者 ２　武力攻撃災害により炊事できない者	１人１日当たり 1,110円以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（１食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	当該地域における通常の実費	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	１　夏季（４月～９月）冬季（10月～３月）の季別は生活必需品の給与等を行う日をもって決定する。 ２　下記金額の範囲内	１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ２　現物給付に限ること

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
夏季	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800
冬季	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100

救援の種類	対　　象	費用の限度額	備　　考
医　　療	医療の途を失った者（応急的処置）	１　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 ２　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 ３　施術所…協定料金の額以内	患者等の移送費は、別途計上
助　　産	助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	１　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 ２　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の捜索及び救出	１　現に生命、身体が危険な状態にある者 ２　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	１　生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 ２　輸送費、人件費は別途計上
埋葬及び火葬	武力攻撃災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当たり 大人（12歳以上）210,200円以内 小人（12歳未満）168,100円以内	武力攻撃災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
電話その他の通信設備の提供	避難又は武力攻撃災害により通信手段を失った者	当該地域における通常の実費	
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 １世帯当たり 574,000円以内	
学用品の給与	避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	１　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 ２　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学校児童　4,400円 中学校生徒　4,700円 高等学校等生徒　5,100円	１　備品物資は評価額 ２　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	１　輸送費、人件費は別途計上 ２　災害発生後３日を経過ししたものは一応死亡した者と推定している。

救援の種類	対　　象	費用の限度額	備　　考
死体の処理	武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） １体当たり3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 １体当たり 5,300円以内 検案　救護班以外は慣行料金	１　検案は原則として救護班 ２　輸送費、人件費は別途計上 ３　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	１世帯当たり 135,100円以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	１　飲料水の供給 ２　医療の提供及び助産 ３　被災者の捜索及び救出 ４　死体の捜索及び処理 ５　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	

②　救援の内容

市長は、救援の事務委任について知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があった場合は、実施することとされた救援に関する措置を、その範囲内において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成２５年内閣府告示第２２９号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県保護計画の内容に基づき、県と密接に連携のうえ、関係機関の協力を得て行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

③　県との連携

ア　市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

イ　市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

また、ＮＢＣ攻撃による特殊な医療活動の実施については、特に、県と密接な連携に留意する。

④　他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

⑤　日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

⑥　緊急物資の運送の求め（法７９条）

ア　市長は、避難住民の運送の求めに準じ、運送事業者である指定公共機関等に対し、緊急物資の運送を求めるものとする。

イ　運送事業者である指定公共機関等は、市長から緊急物資の運送の求めがあったときは、避難住民の運送に準じ、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。

（２）救援の補助（法７６条２項）

市長は、上記で実施することとされる救援の実施に関する事務以外の事務についても、知事が実施する救援を補助する。

第２節　救援に必要な物資の確保等

市長は、救援の措置に関し事務の委任が行われた場合、その範囲内において、知事に代わって、必要な物資の確保等に関し、必要な措置を講ずることができる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ、これらの措置を講ずることに留意する。

以下、この節において、県保護計画に定める措置について示す。

１　物資の売渡しの要請等

（１）売渡し要請（法８１条１項）

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資であって、生産、集荷、販売、配給又は輸送を業とする者が取り扱うもの（特定物資）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

【救援の実施に必要な物資】（法８１条１項、令１２条）

① 医薬品
② 食品
③ 寝具
④ 医療機器その他衛生用品
（注射器、メス、聴診器、脱脂綿、ガーゼ、マスク、おむつ等）
⑤ 飲料水
⑥ 被服その他生活必需品
（外衣、肌着、身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料等）
⑦ 建設資材
（収容施設及び医療の提供を行うための施設に係る建設工事に必要なものに限る。）
⑧ 燃料
（収容施設等における暖房や炊事、非常用電源等に用いるためのガソリン、灯油、軽油、プロパンガス等）
⑨ その他厚生労働大臣が定めるもの

（２）収用（法８１条２項）

知事は、特定物資の所有者が、被災等により当該物資が使用に耐えなくなっている場合や既に他の都道府県知事による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、売渡しの要請に応じないときは、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

（３）保管命令（法８１条３項）

知事は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給又は輸送を業とする者に対し、当該特定物資の保管を命ずることができる。

（４）国への要請（法８１条４項）

知事は、県内では特定物資を十分に確保することができない場合等においては、国に対して特定物資の確保のための措置を講じるよう要請する。

２　土地等の使用（法８２条）

知事は、収容施設や臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資を使用する

必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。この場合において、老朽化等により対象となる家屋等が使用に適さない場合や当該家屋において他の避難住民等が既に収容され、当該家屋の収容の容量に達している場合などの正当な理由がないにもかかわらず、土地等の所有者及び占有者が同意をしないとき、又はその所在が不明であるため同意を求めることができないときは、知事は、特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

３　公用令書の交付（法８３条・令１３～１５条）

知事は、特定物資の収用や保管命令、土地等の使用に当たっては、当該処分の相手方に対し、公用令書を交付して行う。ただし、交付すべき相手方の所在が不明である場合等においては、事後に交付することができる。

【公用令書に記載すべき事項】

① 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所
（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
② 当該処分の根拠となった法律の規定
③ 保 管 命 令：保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
土地等の使用：使用する土地等の所在する場所及び当該処分に係る期間

４　立入検査等（法８４条）

（１）特定物資の収用等に係る検査

知事は、特定物資の収用や保管命令、土地等の使用に当たっては、当該処分を適切に実施するため、職員に対象となる特定物資の所在場所やその保管場所、土地等に立ち入らせて、その状況について検査させることができる。

（２）特定物資の保管に係る報告等

知事は、特定物資を保管させた場合、保管を命じた相手方に保管状況を報告させ、又は職員を保管場所に立ち入らせ、保管状況について検査させることができる。

（３）管理者への通知等

立入検査に当たっては、職員は、事前に当該管理者に通知するとともに、身分証明書を携帯し、関係人からの請求があった場合は、これを提示する。

５　医療の実施の要請等（法８５条）

（１）医療の実施の要請

知事は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の事項を示して、医療を行うよう要請することができる。

（２）医療の実施の指示

知事は、医療関係者が、負傷、交通の遮断等により医療を行うことができないなどの正当な理由がないにもかかわらず、医療の実施の要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、書面により、医療を行うべきこ

とを指示することができる。

（３）医療関係者の安全の確保

知事は、医療関係者に医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、次のとおり、医療関係者の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じる。

① 安全が確保されない地域における医療の実施の要請又は指示はしないこと。

② 要請又は指示を行った場合には、安全に関する情報を可能な限り適時に提供すること。

③ 要請又は指示を受けた医療関係者の活動地域において、状況の変化によって危険が迫った場合には、適切な避難措置をとること。

第３節　救援の実施方法

市長が行う救援の基本的な実施方法について定める。

１　収容施設の供与

（１）避難所

①　収容対象者

避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に避難施設その他の適当な場所に収容し保護する。

②　避難所の開設

ア　原則として、県の指定を受けた避難施設である学校体育館等既存の建物を利用するが、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。

イ　避難所の開設は、原則として市長が行うものとするが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設するものとする。

ウ　市等が避難所を開設したときは、開設日時及び場所、箇所数及び収容人員等について、直ちに県に報告するものとする。

エ　市は、避難所の不足が生じた場合には、立地条件等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設をはじめ、避難所として追加すべき施設を県に報告するものとし、県は、管理者の同意を得た上で、避難所として位置付けるものとされている。

③　避難所の運営

ア　避難所の運営は、原則として、市が行うものとする。

イ　市は、避難所を開設したときは、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、テレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するものとする。

ウ　市は、避難所の維持、管理のため、管理責任者を派遣する。

エ　避難所開設当初は、学校職員と連携して運営にあたるものとし、その後避難者の自治組織や自主防災組織等の協力を得て、運営を進めるものとする。

なお、避難所運営が長期化することが予想されるときは、ボランティア団体の応援協力を求め避難所運営に努めるものとする。

オ　市は、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、避難元の都道府県又は市町村の職員に対して協力を求めるものとする。

カ　学校に避難所が開設された場合、教職員が、次の避難所運営業務に従事できるものとし、この期間は７日以内を原則とする。

・施設等開放区域の明示
・避難者誘導・避難者名簿の作成
・情報連絡活動
・食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
・ボランティアの受入れ
・炊き出しへの協力
・避難所運営組織づくりへの協力
・重傷者への対応

キ　市は、市と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保するものとする。

ク　市は、ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等

と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努めるものとする。

ケ　市は、高齢者、障害者等に対しては、障害者用トイレ、スロープ等の仮設等、個々の状況に応じた十分な配慮を行うものとする。

コ　市は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難住民等の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めるものとする。

④　福祉避難所

ア　市は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者を収容するため、必要に応じて、福祉避難所を設置するものとする。

イ　福祉避難所は、福祉施設、医療機関、養護施設等を利用して設置するが、これらの施設等が不足する場合は、公的な宿泊施設等を利用するものとする。

⑤　長期避難住宅

ア　避難が長期にわたることが見込まれる場合には、県は、早急に長期避難住宅のための仮設住宅等の手配を行い、避難住民等が避難所から長期避難住宅等に移ることができるよう配慮するものとされている。

イ　長期避難住宅の設置については、（２）の応急仮設住宅の規定を準用するものとされている。

【参考】第２編　第２章　災害応急対策計画
第２０節　収容避難所の開設・運営

（２）応急仮設住宅

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設して、一時的な居住の安定を図る。

①　応急仮設住宅の設置及び供与の方法

ア　応急仮設住宅の規格、規模、構造、単価等について市町間で格差の生じないよう広域的な調整を行う必要があるため、原則として、県が応急仮設住宅を設置するものとされている。また、市が設置する場合には、県は、市町別に必要な戸数を算定し、その規格等を定めるなど、同質のものを作らせるよう指導するものとされている。

イ　市は、応急仮設住宅の設置が困難な場合、必要に応じ、次の事項を示して県に建設あっせんを要請するものとする。

・被害戸数
・設置を必要とする戸数
・調達を必要とする建設業者数
・連絡責任者
・その他参考となる事項

②　応急仮設住宅の構造

ア　段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障害者等の安全性及

び利便性に配慮した構造とするものとされている。

イ　高齢者、障害者等特に配慮を要する者を収容するため、必要に応じて、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置するものとされている。

ウ　応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、必要に応じて居住者の集会等に利用するための施設を設置し、地域コミュニティの確保を図るものとされている。

③　入居者の認定

入居者の認定は、市において行うものとする。この場合において、高齢者、障害者等の優先入居に十分配慮するものとする。

④　生活環境の整備

市は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めるものとする。

【参考】第２編　第２章　災害応急対策計画
第７節　住宅対策

２　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

（１）炊き出しその他による食品の給与

避難住民又は武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者に対し応急的に炊き出し等による食品の提供を行い、一時的に避難住民等の食生活を確保する。

①　炊き出しその他による食品の給与の方法

ア　避難者数、調理不能者（ガス供給停止等による）数、防災要員数等を早期に把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児の数についても把握する。

イ　災害の状況により、炊き出しの必要がある場合は主として給食センターにおいて行うものとする。給食センターの炊き出し能力は、地域防災計画資料編【資料２５】のとおりである。また、民間の炊飯等可能業者は、地域防災計画資料編【資料２６】のとおりである。

避難施設において炊き出し可能なところでは、日赤奉仕団、自治会、伊丹いずみ会、伊丹市栄養士会、公衆栄養グループの協力を得て実施するものとする。

なお、給食設備を有する施設は、地域防災計画資料編【資料２４】のとおりである。

ウ　給食基準

・食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
・配給品目は、米穀、乾パンまたは麦製品（乾うどん等）及び副食品とする。
・配給数量は、炊き出しとして配給する場合、１人１食精米２００ｇ以内（配給基準数量）とする。通常の配給ができない場合は、１日当たり４００ｇ、副食品の数については制限しない。
・　乳幼児がいる場合については、調整粉乳を支給する。
・　弁当によることもできる。
・　高齢者や障害者にもできるだけ配慮する。

・　米穀、パンの調達については、以下の業者から行い、その他の食糧については市内の各小売店から必要に応じ購入する。

食糧取扱業者一覧表

品　名	住　　所	社　　名	電話番号
米　穀	中央５丁目５－10	伊丹産業㈱　米穀部	778－7071
パ　ン	池尻２丁目 23	㈱オイシス　営業部	781－8331

エ　給食の方法

・各現場ごとにそれぞれ実施責任者を定め、炊き出し及び食品の給与を実施する。
・速やかに炊き出しが行われるよう給食可能設備を有する施設を調査し、協力方を要請し、炊き出し体制の確立を図る。
・状況により、地域の団体、日赤奉仕団または自衛隊等の協力を得て実施する。
・野外炊飯に備えて、移動炊飯器による野外炊飯も考慮する。

②　県との連携

ア　市は、食料の供給が困難な場合、必要に応じ、次の事項を示して県に供給あっせんを要請するものとする。

・供給あっせんを必要とする理由
・必要な品目及び数量
・引渡しを受ける場所及び引渡責任者
・荷役作業者の派遣の必要の有無
・その他参考となる事項

イ　引渡し場所については、原則として、スワンホールとし、状況に応じて指定するものとする。

③　輸送

ア　市は、市有車両を活用するほか、車両が不足する場合には、民間事業者から車両の借り上げや、輸送協定を締結する運送事業者等に依頼して食料の輸送を行う。

イ　交通規制中の緊急輸送車両の通行確保については、知事又は県公安委員会に申し出て、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。

効率的に交付を受けるため、運送事業者から県警察に「緊急通行車両事前届出書」を提出し、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けておくこととする。

④　食品の配付については、原則として、避難所を拠点にした配給体制をとるものとする。このため、市は、各避難所等の人員を的確に把握する。

【参考】第２編　第２章　災害応急対策計画
第１８節　緊急食糧供給体制の確立

（２）飲料水等の供給

武力攻撃災害の発生により、水道等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたこと等により、現に飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し、必要な飲料水を供給する。

①　飲料水等供給の方法

ア　市は、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施するものとする。

イ　給水需要の把握

災害の発生により、給水機能の停止等が生じた時、速やかに被害状況の把握に努め、応急給水及び復旧班等の編成を図り、状況によっては他都市や伊丹市水道局指定給水装置工事事業者の応援等を求め、必要な給水・復旧対策等の措置を講じるものとする。

◇　被害状況の把握

被害状況の把握は、以下の事項について留意する。

・取水・浄水施設及び幹線導・配水管、配水能力、配水可能量の状況
・被害場所・区域
・被害戸数

◇　応急給水活動措置の有無

給水の停止により、応急給水所設置等、応急給水活動の必要性の有無について、把握を行う。

・応急給水対策を要する地域
・避難所施設の開設状況
・医療機関、収容施設、その他主要な施設の応急給水対策の有無

ウ　給水方針の決定

給水量、給水方法、給水施設の応急復旧順位は、給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度等を参考に、対応する。

なお、武力攻撃災害発生から３日以内は１人１日３㍑、10 日目までには３～20㍑、20 日目までには 20～100㍑を供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させるものとする。

内　容 時系列	期　　間	１人当たり水量 （㍑／日）	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第１次給水	発災から ３日間	3	生命維持のため最小限必要量	自己貯水による利用と併せ水を得られなかった者に対する応急拠点給水
第２次給水	４日目から 10 日まで	３～20	調理、洗面等最低限生活に必要な水量	・自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水 ・仮設配管による給水 ・復旧した配水幹線・支線に設置する仮設給水管からの給水
	11 日目から 20 日まで	20～100	最低限の浴用、洗濯に必要な水量	
第３次給水	21 日目から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ同量	・仮設配管からの各戸給水 ・共用栓の設置

※　期間は、水道が４週間以内に応急復旧を終了することを目標とする

エ　応急給水

応急給水については、次に掲げる内容により、実施する。

また、給水停止等により、給水を要する地域、避難所等への応急給水活動が必要になったときは、速やかに給水場所（原則として小学校単位）を決定し、市民への周知が図られるように留意する。

◇　飲料水の確保と給水

○　浄水場が壊滅的打撃を受け、浄水機能が不能な場合

・飲料水兼用耐震性貯水槽及び県水エリアの消火栓等からの給水を行う
・県水・隣接市末端緊急連絡管からの給水を実施する
・救援用飲料水の確保・備蓄飲料水・受水槽の活用・他都市応援の要請等により給水車等による供給を行う
・簡易浄水機や井戸等の活用

○　浄水場機能が可能または配水池浄水が使用可能な場合
基本的に、給水を要する地域、避難所等の校区小学校へ、浄水場の飲料水を給水車により輸送し、実施するものとする。また、上記による給水方法も状況により実施するものとする。

オ　トイレ、洗濯等の生活用水については、防火水槽・学校プール・井戸水等を活用する。

カ　病院、救護所等へは、最優先で給水するものとする。

②　給水応援

ア　市は、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、応急給水用資機材を保有、調達して相互応援等を行うものとする。

イ　市は、必要な人員、資機材等が不足するときは、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請するものとする。
・給水を必要とする人員
・給水を必要とする期間及び給水量
・給水する場所
・必要な給水器具、水道用資材等の品目別数量
・給水車両借上げの場合は、その必要台数
・その他必要な事項

ウ　県は、協定に基づき、被災地の近隣市町へ緊急応援を要請するものとされている。なお対応が困難な場合は、厚生労働省、他府県、自衛隊や日本水道協会等の関係団体に対して、応援を要請するとともに連絡・調整に当たるものとされている。

【参考】　災害応急対策活動の相互応援に関する協定書による要請

市町名	所　在　地	電話番号	相互応援協定書に基づく内容
尼崎市	660-8501　尼崎市東七松町２－４－16	06-6489- 7402	水道工事給水施設復旧のための・職員の応援・車両の提供・所要の器具の提供
西宮市	662-8567　西宮市池田町　８－11	0798-32-2278	
芦屋市	659-8501　芦屋市精道町　７－６	0797-38-2080	
宝塚市	665-0032　宝塚市東洋町　１－３	0797-73-3681	
川西市	666-8501　川西市中央町　12－１	072-740-1111	
三田市	669-1595　三田市三輪２－１－１	079-563-1111	
猪名川町	666-0292　川辺郡猪名川町上野字北畑11－１	072-766-0001	

③　**給水施設等の応急復旧**

市は、給水施設等の応急復旧を行ううえで、伊丹市管工設備協同組合等の協力を得、復旧計画に基づき、速やかに実施するものとする。

３　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与し、一時的に避難住民等の生活を安定させる。

（１）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の方法

①　供給数等は被災程度で異なることから、住家被害程度別に被災者数を把握する。

②　被害程度及び世帯構成人員に応じて物資部が配給するが、地区民生委員、自治会、ボランティア等の協力を得て、迅速かつ正確に実施するものとする。

③　生活必需品の調達にあたっては、以下の業者より行うものとする。

生活必需品の調達先（支援協定締結企業名）

物　資　名	調　　達　　先		
	住　　所	業　者　名	電話番号
生活必需品	中央５丁目３－３８	㈱関西スーパー	772－0341
	中央４丁目６－２４	㈱エース	775－2020
	平松５－１－３１	コープ伊丹	772－0631
	行基町１丁目１６－１	コープ行基	783－2503
	野間８－５－２６	コープ野間	779－1321
	中野北４－１－３８	コープ協同購入ｾﾝﾀｰ伊丹	772－0634
	行基町１－１０７	㈱阪神月星	781－0331
	中央５－５－１０	伊丹産業㈱	783－0001
	藤ノ木１－１－１	イオン伊丹店	773－8766
	池尻４－１－１	イオン伊丹昆陽店	773－6937

④　市は、緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に次に定める事項を可能な限り明らかにして供給あっせんを要請するものとする。

ア　供給あっせんを必要とする理由
イ　必要な緊急物資の品目及び数量
ウ　引渡しを受ける場所及び引受責任者
エ　連絡先及び連絡担当者
オ　荷役作業員の派遣の必要の有無
カ　その他参考となる事項

（２）被服、寝具その他生活必需品の品目

給与又は貸与する主な品目は、一般に次のとおりであり、高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮するものとする。

①　**被服、寝具及び身の回り品**

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

② **日用品**

石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等

③ **炊事用具及び食器**

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

④ **光熱材料**

マッチ、ＬＰガス等

※　哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮するものとする。

４　医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず医療又は分娩の途を失った避難住民等に対し、救護班を編成し、応急的な医療又は助産を提供する。

（１）救護所の設置

① 市は、次の場合に救護所を設置するものとする。なお、県は、救護所では対応しきれない場合には、救護センターを設置するものとされている。

ア　現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合

イ　患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合

ウ　被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

② 救護所は、災害の状況によって以下の場所に適宜開設する。

【救護所の設置場所等】

救護所を設置する施設等の名称	所　在　地	医療器具等の配備内容
伊丹小学校	伊丹市船原１丁目１－１	多人数用応急医療セット 担架兼用ベッド 発電機 キャリー型酸素吸入器 酸素ボンベ
神津小学校	〃　森本１丁目８－１	
東　中学校	〃　高台２丁目５４	
松崎中学校	〃　山田２丁目１－１	
荒牧中学校	〃　荒牧５丁目２－１８	

③ 救護班の編成は「医療部」救護班及び「伊丹市医師会災害救護活動要領」に基づき、地域防災計画　資料編【資料１８】　伊丹市医師会災害救護隊編成表に従って行うものとする。

④ 市は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、地元医師会と協議の上、救護所を廃止するものとする。

（２）県等との連携

① 県は、市から要請があった場合、又は必要と認める場合は、関係機関に対し次の

要請を行うものとされている。

ア　災害拠点病院をはじめ日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、県立病院、国立病院機構病院、公的病院、その他の医療機関に対する救護班の編成及び被災地への派遣要請

イ　患者搬送等に係る県・神戸市等のヘリコプターの出動要請

ウ　近隣府県に対する救護班の編成・派遣要請と医療機関への患者受入れの要請

エ　自衛隊、管区海上保安本部に対する船艇・航空機による患者搬送の要請

オ　電気事業者に対する被災医療機関の優先的な復旧の要請並びに水道事業者及びプロパンガス事業者に対する医療機関への優先供給の要請

カ　厚生労働省を通じた救護班の派遣等の要請

②　災害医療センターは、県の指示に基づき、救護班の派遣調整、患者搬送に関する待機要請を行うものとされている。

③　県は、医薬品の確保について、必要に応じて、次の要請を行うものとされている。

ア　赤十字血液センターに対する血液の安定供給の要請

イ　厚生労働省、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医理化機器協会、日本医療ガス協会兵庫県支部等に対する医薬品及び医療機器の確保の要請

④　救護班の活動

ア　被災地に入った救護班は、被災市の指揮の下に、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急処置、重症者の搬送の指示・手配等を行うものとする。

イ　発災後３日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たるものとする。

（３）医療マンパワーの確保

県健康福祉事務所は、地域医療情報センター等と連携を図り、管内市町の被災状況や市の要望に基づき、救護班、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の配置、調整、医療提供内容の指導等マンパワーの活動調整を行うものとされている。

（４）患者等搬送体制

①　県は、県内の各消防本部及び県警察と情報交換を図りながら、円滑な患者の搬送が行われるよう調整を行うものとされている。

②　災害医療センターは、緊急に対応を要する場合は、県の指示を待たずに患者搬送に係る要請、調整を行い、対応後は速やかに県に報告するものとされている。

③　県、災害医療センターは、道路の寸断や交通渋滞等で救急車による搬送が困難な場合、ヘリコプターや船艇による患者搬送を行えるよう神戸市消防局、自衛隊、管区海上保安本部への要請、調整を行うものとされている。

④　災害医療センターは、ヘリコプターによる患者搬送等に当たって、被災地外から同乗できる医師の確保に努めるものとされている。

⑤　県は、被災地への医療従事者等の派遣について、ヘリコプターや船舶を活用するものとされている。

⑥　県は、必要に応じ、国、国立病院機構及び日本赤十字社に被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を依頼するものとされている。

（５）医薬品等の供給

①　品目

市は、県等と協力しながら、次の品目の医薬品を確保するものとする。特に、発災後３日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮するものとする。

区　分	期　間	主な医薬品
緊急処置用	発災後３日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤　等
急性疾患用	３日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤　等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

②　調達方法

ア　市は、救護所等で使用する医薬品を各医療機関、伊丹市薬剤師会及び以下の業者から調達するものとする。また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、県健康福祉事務所等と連携し、補給を行うものとする。

【医薬品調達業者】

所　在　地	業　者　名	電　話　番　号
尼崎市西昆陽２丁目　15－４	㈱ケーエスケー	06-6432-2221
伊丹市荻野６丁目　56－1	㈱メディセオ	770－5591
〃　高台１丁目４番地	㈱スズケン	782－0521

【参考】地域防災計画　資料編　資料１９　伊丹市薬剤師会

イ　県は、市で供給が困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給のあっせんを行うものとされている。

ウ　県は、県内の医薬品卸売業者が、約１週間分の医薬品の在庫を有していることから、流通在庫の活用を図ることとし、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医理化機器協会等との連携を強化するものとされている。

エ　県は、供給に困難が生じる場合は、他府県や厚生労働省に協力を要請するものとされている。

③　供給方法

ア　市は、集積基地での仕分けについて安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材による整理分類が必要であるため、薬剤師会等へ協力を要請する。

イ　販売業者は、市域の集積基地まで搬送し、市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行うものとする。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への迅速な供給に努めるものとする。

（６）医療機関のライフラインの確保

①　県は、医療機関への上水の提供について水道事業者と調整を行うとともに、透析医会を通じ、断水した透析医療機関を把握するものとされている。

②　県は、市と連携を図りながら、(社)兵庫県エルピーガス防災協会に対し医療機関へのガスの優先的な供給について要請するとともに、都市ガス利用地域においても都市ガスが復旧するまでの間、代替ガスが利用できるようガス設備の調整等について配慮を要請するものとされている。

③　県は、ライフラインの途絶等により患者の食事の提供が不可能となった医療機関に対し給食を提供するため、給食事業者等に要請を行うなどの措置を講じるものとされている。
④　県は、市と連携を図りながら、水道、電気、ガス等ライフライン関係事業者に対し、医療機関のライフラインの早期復旧のための協力を要請するものとされている。

（７）ＮＢＣ攻撃の際に特に留意すべき事項

市は、以下の事項を踏まえながら、県と連携してＮＢＣ攻撃に対する特別な医療活動を実施する。

①　核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

ア　内閣総理大臣は、必要に応じ、知事に対し、医療関係者等からなる救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で、緊急被ばく医療活動を行うよう要請するものとされている。
イ　内閣総理大臣から派遣された、放射線医学総合研究所、国立病院機構、国立高度専門医療センター、国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームは、県対策本部のもとで、トリアージの実施、汚染・被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとされている。

②　生物剤による攻撃の場合の医療活動

ア　病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合、県は、必要に応じて、感染症指定医療機関等への入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のための適切な対応を図るものとされている。また、医療関係者に対して、ワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講ずるものとされている。
イ　国〔厚生労働省、文部科学省〕は、病原体等の特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、技術的助言を行う専門家の派遣、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療機関及び地方公共団体への的確な支援を行うものとされており、県は、国からの協力要請に応じて、救護班を編成し、医療活動を行うよう努めるものとされている。

③　化学剤による攻撃の場合の医療活動

ア　厚生労働省は、原因物質が特定された場合はその特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、医薬品等の供給、その他必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への適切な支援を行うものとされており、県は、国からの協力要請に応じて、救護班を編成し、医療活動を行うよう努めるものとされている。
イ　県警察及び消防機関等は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送するなど、使用された化学剤の特性に応じた救急医療等を行うよう努めるものとされている。

５　被災者の捜索及び救出

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

① 市

ア　市は、職員を動員し、県警察等と連携して、負傷者等の捜索、救出活動を行うものとする。

イ　市は、救出活動が困難な場合においては、県に対し、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請するものとする。

・応援を必要とする理由
・応援を必要とする人員、資機材等
・応援を必要とする場所
・応援を必要とする期間
・その他必要な事項

ウ　市は、被災市町等からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

エ　知事は、県内の消防力で対応が困難な場合、消防庁長官に要請し、他の都道府県管内の消防機関の応援を求めるものとされている。なお、消防庁長官は、知事の要請を待つ暇がない場合、要請を待たずに応援のための措置を行うことを指示することができるものとされている。

② 県

県は、市から要請のあった場合、又は必要と認める場合は、次の措置を講じるものとされている。

ア　県職員の派遣
イ　他の市町長に対する応援の指示
ウ　自衛隊に対する派遣要請
エ　あらかじめ締結する協定に基づく関係機関への要請
オ　捜索、救出活動に関する総合調整

③ 県警察

県警察は、次の措置を講じるものとされている。

ア　負傷者、行方不明者の捜索、救出活動の実施
イ　必要な交通規制の実施

６　埋葬及び火葬

武力攻撃災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がない場合などに、遺体の応急的な埋葬及び火葬を実施することにより、遺体が葬られないまま放置されることを防ぐ。

（１）埋葬の方法

① 埋火葬は、正式な葬祭でないことから、原則として、棺等埋葬に必要な物資及び火葬等の役務の提供をもって行うものとする。

② 市内の火葬場は下記のとおり１カ所のみであるため、火葬能力を超える事態が発生した場合には、県又は近隣他都市へ要請し、事態の解消に努めるものとする。

名　　称	所　在　地	火葬能力	電話番号
伊丹市営斎場	船原２丁目４番 20 号	18 体　（12 時間）	（782）　2176

【参考】地域防災計画　第２編第２章第１６節　指定の捜索、処理及び埋・火葬

③　市は、武力攻撃災害の状況により必要があるときは、遺体の引渡しが行われた後に、埋火葬を実施するものとする。

（２）広域火葬の実施

①　県は、県内市町の火葬能力では不十分な場合、直接若しくは厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の市町での火葬の受入れを要請するものとされている。

②　県は、受入れが認められれば、火葬場の受入可能数に応じて調整を行い、被災市に通知するものとされている。

③　市は、県の調整結果に基づき具体的に他市町の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送するものとする。

７　電話その他の通信設備の提供

市長は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、避難所に電話その他の通信設備を設置することにより、避難住民等が無用の不安や混乱に陥ることを防ぐものとする。

８　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

武力攻撃災害により住家が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしては、応急修理ができない者の住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、もって居住の安定を図る。

①　避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施するものとする。

②　市は、建築業者が不足し、又は建築資機材の調達が困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼するものとする。

ア　被害戸数（半焼・半壊）
イ　修理を必要とする戸数
ウ　調達を必要とする資機材の品目及び数量
エ　派遣を必要とする建築業者数
オ　連絡責任者
カ　その他参考となる事項

９　学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して学用品を給与する。

（１）学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

（２）学用品給与の方法

①　市は、県と連携しながら、その所管する学校及び教育委員会の協力を受け、学用品の調達、配分を行うものとする。

②　給与の対象となる児童生徒の確実な人員数を調査把握するため、被災者名簿と当該学校における学籍簿等とを照合するなど、学年別に給与対象人員を正確に把握するよう努めるものとする。

10　死体の捜索及び処理

（１）死体の捜索

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情からすでに死亡していると推定される者（死体）を捜索する。

①　市等は、死体を発見した場合は、速やかに管轄の警察署に連絡するものとする。

②　管轄の警察署は、警察官が死体を発見したとき、又は死体があるという届出を受けたときは、死体見分その他の所要の処置を行った後、関係者（遺族又は市長）に引き渡すものとなっている。

③　市は、管轄の警察署から死体の引き渡しについて連絡を受けたときは、直ちに職員を派遣し、必要に応じて関係事業者の協力を得て、引き渡しを受けるものとする。

（２）死体の処理

武力攻撃災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため死体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、これらの処理を実施する。

①　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理

（死体の識別、確認のための措置として行う）

②　死体の一時保存

死体の身元確認のため相当の時間を必要とし、また死亡者が多数のため早急に処理できない場合、死体を特定の場所に集めて一時保存する。

③　検　案

災害が発生し、死亡した者については、県警察に連絡し、その指示により死体を処理する。

なお、死体の死因・その他のことについての医学的検査については、原則として県警察の指示に従う。

検案は、原則として救護班及び監察医において行うこととするが、民間の開業医によって行われた場合には、その医師に対して費用の限度内で実費を弁償するものとする。

④　死体の収容

死体収容については、学校（体育館、運動場）等の公共施設及び仮設テント等に収容し安置するものとする。また納棺用品、仮葬祭用品の確保を行い、 気温の高い時期にはドライアイスの準備等を行うものとする。

⑤　死体処理台帳

死体は、死体処理台帳を作成し、事後確認のため死体の写真撮影、遺品の保存等の措置をとり、身元の発見に努める。

⇒地域防災計画　資料編　「様式－６　死体処理台帳」参照。

11　障害物の除去

武力攻撃災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対し、これを除去することにより、その被災者を保護する。

① 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場、便所等生活に欠くことのできない場所又は玄関に運び込まれた障害物を除去するものとし、必要最小限の日常生活を営み得る状態にする。除去に関しては、施設部が関係業者等の協力を得て行うものとする。

② 市は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求めるものとする。

ア　除去を必要とする住家戸数
イ　除去に必要な人員
ウ　除去に必要な期間
エ　除去に必要な機械器具の品目別数量
オ　除去した障害物の集積場所の有無
カ　その他参考となる事項

③ 除去した障害物の集積場所は、公有地であって交通並びに市民生活に支障のない場所をできる限り選定し、確保する。

ただし、災害の規模が大きい場合は、民有地についてもその所有者と協議のうえ、一時集積場所を確保する。また、最終の処理は用地を確保のうえ、埋立てする等実情にあった処置をとるものとする。

第７章　安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。

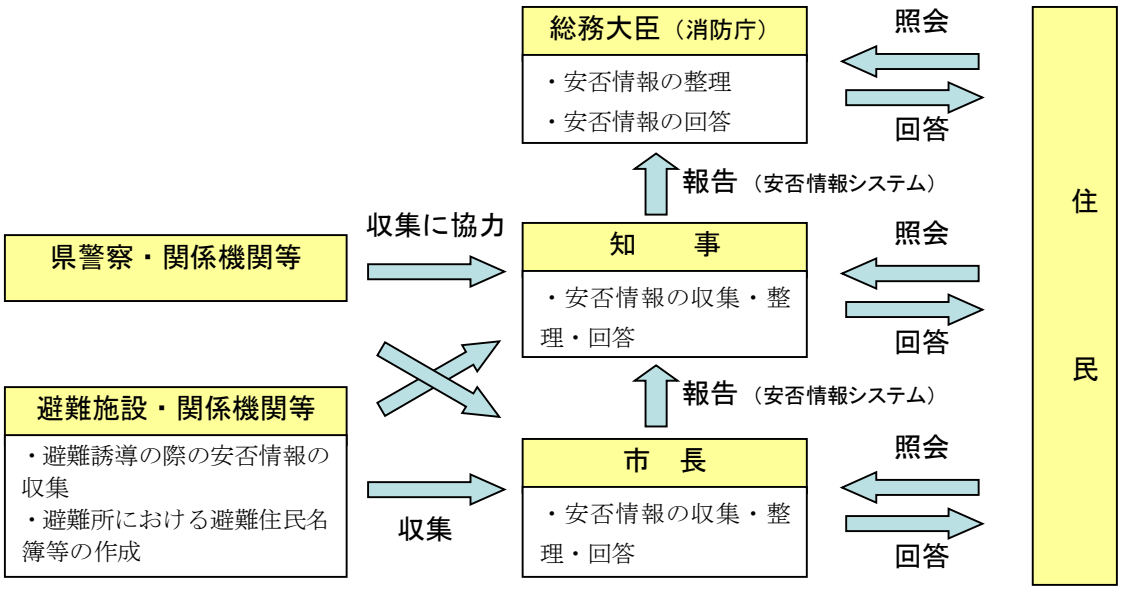

１　安否情報の収集（法９４条）

（１）安否情報の収集

①　市は、安否情報の収集の中心を担う役割であるとの認識のもと、避難住民の誘導の際に、又は避難所において、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報の収集を行うものとする。

②　市は、安否情報の収集にあたっては、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

　避難所や市立病院等において安否情報の収集を行い、適時県へ報告を行う。

③　市は、あらかじめ把握してある医療機関や、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

④　県が、平素から把握している県立病院、県立学校等からの情報収集、県警察への照会などにより、自ら収集された安否情報について情報提供を受けるなど県と連携を図りながら、収集に努める。

⑤　収集にあたっては、やむを得ない場合を除き、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については、安否情報省令第１条に規定する様式第１号を、武力攻撃災害により死亡した住民については、同様式第２号を用いて行う。

　ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法により行う。

【様式第１号】（安否情報省令１）

別 添 1

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（　　年　月　日　時　分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年　月　日
④ 男女の別	男　女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本　その他（　　）
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷　非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

(注 1)　本収集は国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2)　親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注 3)　「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注 4)　回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

【様式第２号】（安否情報省令１）

別 添 2

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（　　年　月　日　時　分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年　月　日
④ 男女の別	男　女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本　その他（　　）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

(注 1) 本収集は国民保護法第 94 条第１項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法 95 条第１項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注 3)「③出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続　柄	

(注 5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

25

（２）安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する。この場合において、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであるとともに、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

（３）安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

２　県に対する報告（法９４条１項）

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第２条に規定する様式第３号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。）を、電子メールで県へ送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

【様式第３号】（安否情報省令２）

安 否 情 報 報 告 書

報告日時：　　年　　月　　日　　時　　分

市町村名：　　担当者名：

避難住民に該当するか否かの別	武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	同意の有無	氏　名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住　所	国籍	その他個人を識別するための情報	居　所	負傷又は疾病の状況	連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報	備考

備　考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
３　「同意の有無」欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。
この場合において、当該同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。
４　「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
５　「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
６　武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

３　安否情報の照会に対する回答

（１）安否情報の照会の受付（法９５条１項）

①　市は、市対策本部を設置したときは、安否情報の照会窓口を設け、電話及びＦＡＸ番号、メールアドレスを住民に周知する。

②　住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第３条に規定する様式第４号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

③　照会の受付にあたっては、様式第４号に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードなどにより、当該照会者が本人であることを確認する。

ただし、やむを得ない理由により当該書類を提示若しくは提出することができない場合、又は電話、電子メール等の方法で照会があった場合においては、市長があらかじめ定める適当と認める方法により本人確認を行う。

【様式第４号】（安否情報省令３）

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣　　年　月　日
（都道府県知事）　殿
（市町村長）

申　請　者
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第９５条第１項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由		
備考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	
	その他個人を識別するための情報	
※　申請者の確認		
※　備考		

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
３　「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
４　※印の欄には記入しないこと。

（２）安否情報の回答（法９５条１項）

①　市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第４条に規定する

様式第５号により、当該照会に係る者に関する次の安否情報項目を回答する。
ア　避難住民に該当するか否かの別
イ　武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別

②　市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第５号により回答する。

③　市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【様式第５号】（安否情報省令４）

安 否 情 報 回 答 書

年　　月　　日

殿

総務大臣
（都道府県知事）
（市町村長）

年　　月　　日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別			
照会に係る者	住　所		
	氏　名		
	フリガナ		
出生の年月日		男女の別	
国　　籍 （日本国籍を有しない者に限る。）		その他個人を識別するための情報	
居　　所		負傷又は疾病の状況	
連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報			

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
３　「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
４　武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

（３）個人の情報の保護への配慮（法９５条２項）

①　市は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底し、安否情報データの管理を徹底する。

②　市は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

４　日本赤十字社に対する協力（法９６条）

市は、日本赤十字社兵庫県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

５　市による安否情報の収集・提供

⑴　市による安否情報の収集

①　市は、避難住民の誘導の際に、又は、避難所において、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報の収集を行うものとする。

②　市による安否情報の取集は、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

③　市は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係期間に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

⑵　市による安否情報の報告及び照会に対する回答

市はよる安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

第８章　武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を定める。

第１節　武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害への対処における基本的な考え方を示す。

１　基本的考え方

（１）武力攻撃災害への対処（法９７条１項・２項）

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講じる。

（２）知事への措置要請（法９７条６項）

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、ＮＢＣ攻撃による災害が発生し、保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、県警察、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の実施を要請する。

（３）消防による対処（法９７条７項）

消防は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するものとする。

（４）対処に当たる職員の安全の確保（法２２条）

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

２　武力攻撃災害の兆候の通報

（１）市長への通報（法９８条１項・２項）

武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者は、市長又は消防吏員、警察官へ通報しなければならないとなっており、消防吏員は、直接の通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

（２）知事への通知（法９８条３項）

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

３　緊急通報の発令

（１）緊急通報の発令（法９９条１項）

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令するものとされている。

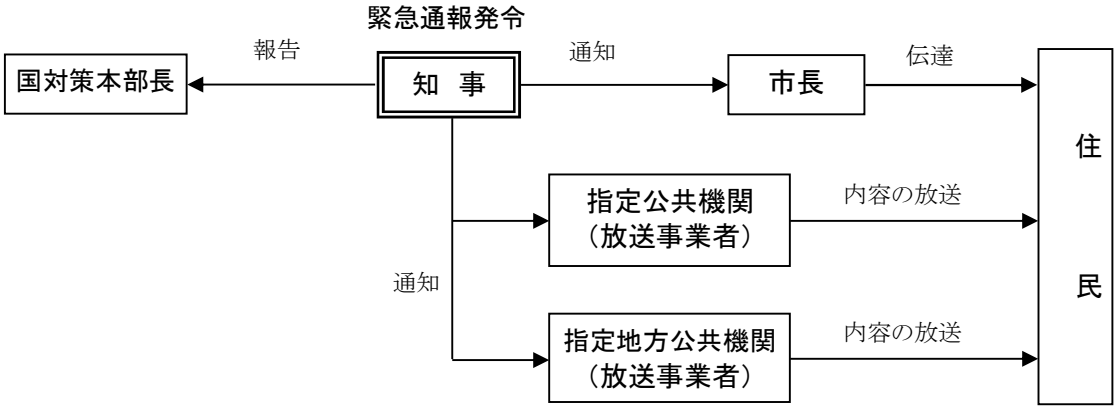

（２）緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとするとされている。

【緊急通報の内容】（法９９条２項）

①　武力攻撃災害の現状及び予測 ②　その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

（３）緊急通報の通知・伝達（法１００条１項・２項）

①　緊急通報の関係機関への通知・伝達方法については、原則として警報の通知・伝達方法と同様とするものとされている（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）。

②　市長は、緊急通報の通知を受けた際、原則として、警報の伝達方法に準じて、住民及び関係のある公私の団体その他の関係機関に緊急通報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努める。

③　知事は、放送事業者である指定公共機関等に対し、迅速に緊急通報の内容を通知するものとされている。

第２節　応急措置等

市長は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について定める。

１　武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示（法１１１条）

（１）市長による指示

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

（２）知事による指示

知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、市長に代わって（１）の指示を行うことができるものとされている。この場合において、知事は、直ちに、その旨を市長に通知するとともに、その他関係機関に通知するものとされている。

（３）警察署長による指示

① 警察署長は、市長又は知事から要請があったときは、（１）の指示を行うことができるものとされている。

② 警察署長は、指示を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知するものとされている。

２　退避の指示

（１）退避の指示（法１１２条）

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所に逃れるため、退避の指示を行うものとする。この場合において、知事は、緊急の必要があると認めるときは、市長に代わって退避の指示を行うものとされている。

この場合において、必要により現地調整所を設けて、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示（一例）】

・「伊丹市○○町×丁目、××市△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
・「伊丹市○○町×丁目、××市△△町○丁目」地区の住民については、○○地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

（２）屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示する。

【屋内への退避が行われる例】

①　ＮＢＣ攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
②　敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

（３）退避の指示に伴う措置

①　市長は、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施するとともに、伊丹コミュニティ放送株式会社及び株式会社ベイ・コミュニケーションズに対して、その内容を連絡する。退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。

②　市長は、退避の指示をした場合は、速やかに、その旨を知事に通知するものとする。また、退避の必要がなくなったときも同様とする。また、知事が退避の指示をした場合は、直ちに、その旨を市長に通知するとともに、その他関係機関に通知するものとされている。

③　市長は、知事、警察官、又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

（４）警察官による退避の指示

①　警察官は、市長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示を行うことができるものとされている。

②　警察官は、退避の指示をした場合は、直ちに、その旨を市長に通知するものとされている。

（５）安全の確保等

①　市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、県警察、自衛隊等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

②　市職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

③　市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

３　警戒区域の設定

（１）市長による警戒区域の設定（法１１４条１項）

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行うものとする。

（２）知事による警戒区域の設定（法１１４条２項）

知事は、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、市長に代わって警戒区域の設定を行い、その際、市長に通知しなければならないものとされている。

（３）警察官による警戒区域の設定

① 警察官は、市長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行うことができるものとされている。

② 警察官は、警戒区域の設定をした場合は、直ちに、その旨を当該地域を管轄する市長に通知するものとされている。

（４）警戒区域の設定方法等

警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

① 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。

② 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、屋外拡声器や広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。また、伊丹コミュニティ放送株式会社及び株式会社ベイ・コミュニケーションズに対してその内容を連絡する。

③ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。

（５）警戒区域の設定に伴う措置等

① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

ＮＢＣ攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 市長は、警戒区域を設定した場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

⑤ 市長は、大規模集客施設等からの一時滞在者等を誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとるものとする。

（６）安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

４　土地、建物の一時使用等（法１１３条）

（１）土地、建物の一時使用等（法１１３条１項）

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

また、知事も同様の措置を講ずることができるものとされている。

（２）障害物の除去等

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を講ずることができる。

この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管するものとする。

また、知事も同様の措置を講ずることができるものとされている。

（３）警察官による土地、建物の一時使用等

① 警察官は、市長若しくは知事による（１）又は（２）の措置を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、（１）又は（２）の措置を行うことができるものとされている。

② 警察官は、（１）又は（２）の措置を行った場合は、直ちに、その旨を当該地域を管轄する市長に通知するものとされている。

③ 警察官が工作物等を除去したときは、当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長は、当該工作物を保管するものとされている。

５　消防に関する措置等

（１）市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

（２）消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消防活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し、武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄のもとで、消防団が保有する装備・資機材の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

（３）消防相互応援協定等に基づく応援要請

市は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、消防長を通じて、県又は他の市町に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

（４）緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、（３）による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

（５）消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

（６）消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動のための必要な措置を行う。

（７）医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

（８）安全の確保

① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全確保のための必要な措置を行う。

② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等とともに、現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し、情報の提供及び支援を行う。

④ 消防団は、設備・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職員、消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し、着用させるものとする。

第３節　生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、必要な事項を定める。

１　生活関連等施設等の安全確保

（１）生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

（２）消防機関による支援（法１０２条４項）

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

（３）市が管理する施設の安全の確保

市は、武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、市保護計画で定めるところにより、浄水場等市が管理する生活関連施設以外の施設について、生活関連施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講じる。

この場合、市は、県警察その他の関係機関に対し、必要に応じて支援を求める。

（４）大阪国際空港における武力攻撃事態等への対処

①　施設管理者等との連携

市は、平素から、大阪空港事務所、空港ターミナル施設の管理者、県警察、県、関係市、関係消防機関等と連携しながら整備した緊急連絡体制により、直ちに連絡をとりあい、武力攻撃事態等への対処を行う。

②　現地調整所の設置

ア　市は、事態の変化等に機敏に対応するとともに、武力攻撃災害への対処や避難住民の誘導等を効率的かつ安全に実施するため、現場直近の安全を確保できる場所に現場で活動する関係機関（県、県警察、医療機関、自衛隊等）と連携して、現地調整所を設置する。

イ　市は、現地調整所において、被災状況や現場で活動する関係機関の活動状況を把握するとともに、情報を共有し、関係機関からの助言を踏まえ、消火・救助・救急活動や、退避の指示、警戒区域の設定、避難住民の誘導など、必要な措置を実施することを基本とする。

ウ　大阪国際空港は、本市、池田市、豊中市にまたがって位置しているため、両市と連携して対処できるよう、現地調整所を設置するなど、両市との緊密な連携体制を確保する。

２　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法１０３条）

（１）危険物質等の取扱所の警備の強化（法１０３条１項・２項）

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、既存の法令に基づく規制措置を講ずるとともに、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の取扱所の警備の強化を求める。

【危険物質等】（法１０３条１項）

武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの

【危険物質等の種類】（令２８条）

号番号	物　質　の　種　類
１号	消防法第２条第７項の危険物（同法第９条の４の指定数量以上のものに限る。）
２号	毒物及び劇物取締法第２条第１項の毒物及び同条第２項の劇物（同法第３条第３項の毒物劇物営業者、同法第３条の２第１項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）
３号	火薬類取締法第２条第１項の火薬類
４号	高圧ガス保安法第２条の高圧ガス（同法第３条第１項各号に掲げるものを除く。）
５号	原子力基本法第３条第２号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第１項に規定する事業者等並びに当該事業者等から運搬を委託された者及び同法第60条第１項に規定する受託貯蔵者が所持するものに限る。）
６号	原子力基本法第３条第３号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の２第１項第３号に規定する核原料物質を除く。）
７号	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第２条第２項に規定する放射性同位元素及びこれによって汚染された物（同法第32条に規定する許可届出使用者等が所持するものに限る。）
８号	薬事法第44条第１項の毒薬及び同条第２項の劇薬（同法第46条第１項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）
９号	電気事業法第38条第３項の事業用電気工作物（発電用のものに限る。）内における高圧ガス保安法第２条の高圧ガス（当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。）
10号	細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第２条第１項に規定する生物剤及び同条第２項に規定する毒素（業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。）

号番号	物　質　の　種　類
11号	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第２条第１項の毒性物質（同法第７条第１項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第１項第２号の承認輸入者及び同法第18条第２項の廃棄義務者並びに同法第24条第１項から第３項まで（同法第26条及び第27条において準用する場合を含む。）又は同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。）

（２）危険物質等に関する措置命令（法１０３条３項・４項）

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急に必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、次の措置を講ずべきことを命ずる。

また、当該措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

①　対　象

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第２条第７項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（令第２９条）

②　措　置

ア　危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法１２条の３）

イ　危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（法第１０３条３項２号）

ウ　危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（法第１０３条３項３号）

【危険物質等に係る武力攻撃災害を防止するため緊急に講ずべき措置】（令２９条）

物質の種類		措　置			市長が命ずる措置の対象
施行令第28条に規定する危険物質等		①取扱所の一時使用停止又は制限	②製造、運搬等の一時禁止又は制限	③廃棄場所又は変更	
１号	消防法の危険物	消防法第12条の３	○	○	消防本部等所在市の区域に設置される消防法第２条第７項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの
２号	毒劇法の毒物及び劇物	○	○	○	
３号	火薬類取締法の火薬類	火薬類取締法第45条			
４号	高圧ガス保安法の高圧ガス	高圧ガス保安法第39条			

物質の種類		措置			市長が命ずる措置の対象
施行令第28条に規定する危険物質等		①取扱所の一時使用停止又は制限	②製造、運搬等の一時禁止又は制限	③廃棄場所の変更又は	
５号	原子力基本法第３条第２号の核燃料物質等（原子炉等規制法）	国民保護法第106条（原子炉等規制法第64条第３項）			
６号	原子力基本法第３条第３号の核原料物質（原子炉等規制法）	○	○	○	
７号	放射性障害防止法の放射性同位元素	放射性障害防止法第33条第４項			
８号	薬事法の毒薬及び劇薬	○	○	○	
９号	電気事業法の高圧ガス	○	○	○	
10号	細菌兵器禁止法の生物剤及び毒素	○	○	○	
11号	化学兵器禁止法の毒性物質	○	○	○	

凡例：○は、施行令第 29 条において付与する措置を示す。
備考：この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第２条第７号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。

第４節　武力攻撃原子力災害及びＮＢＣ攻撃による災害への対処

市は、武力攻撃原子力災害への対処については、原則として、地域防災計画等に準じた措置を、ＮＢＣ攻撃による災害については、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、必要な事項を定める。

１　武力攻撃原子力災害への対処

（１）地域防災計画等に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、伊丹市地域防災計画（放射性物質事故災害対策）及び兵庫県地域防災計画（原子力等防災計画）に定められた措置に準じた措置を講ずる。

（２）放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

①　市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。

②　市長は、消防機関等からの連絡により、放射線物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会並びに知事に連絡する。

③　市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、消防機関を出動させるなど、応急対策を行う。

（３）モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、伊丹市地域防災計画又は兵庫県地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

（４）住民の避難誘導

①　市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

②　市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避の指示をし、その旨を知事に通知する。

（５）国現地対策本部との連携

①　市は、内閣総理大臣が県庁等に設置する国現地対策本部に職員を派遣するなど、同対策本部と必要な連携を図る。

②　市は、国現地対策本部において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

（６）国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請す

るよう求める。
　また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

（７）安定ヨウ素剤の服用
　市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、伊丹市地域防災計画又は兵庫県地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

（８）避難退域時検査及び簡易除染の実施
　市は、避難の際に住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、原則として、伊丹市地域防災計画（放射線物質事故災害対策）及び兵庫県地域防災計画（原子力等防災計画）の定めの例により行うものとする。

（９）飲食物の摂取
　市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、伊丹市地域防災計画又は兵庫県地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

（10）要員の安全の確保
　市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、国現地対策本部等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

２　ＮＢＣ攻撃による災害への対処

　市は、ＮＢＣ攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

（１）応急措置の実施
　市長は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。
　市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

（２）国の方針に基づく措置の実施
　市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

（３）関係機関との連携
　市長は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。
　その際、必要により現地調整所を設置し、又は他の機関が設置する現地調整所に職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

（４）汚染原因に応じた対応

市は、ＮＢＣ攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

【主な汚染原因】（法１０７条１項）

主な汚染原因	汚染原因となる物質の例
放射性物質、放射線	核爆発による放射線及び放射性降下物等
サリン等若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質	サリン、ソマン、タブン、ＶＸ、マスタード類等
生物剤又は毒素	炭疽菌、天然痘、ウイルス性出血熱、ボツリヌス毒素、リシン等
危険物質等	国民保護法施行令第２８条で定める危険物質等

①　核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

②　生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。このため、危機管理室においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健センターや県健康福祉事務所等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

③　化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

（５）市長の権限（法１０８条２項）

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【措置内容】（法１０８条１項）

号番号	対象物件等	措　置
１号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対する移動の制限又は禁止、廃棄の命令
２号	生活の用に供する水	管理者に対する使用及び給水の制限又は禁止の命令

号番号	対象物件等	措　置
３号	死体	移動の制限又は禁止
４号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	廃棄
５号	建物	立入りの制限又は禁止、封鎖
６号	場所	交通の制限又は遮断

①　市長は、上記表中の第１号から第４号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

②　上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【名あて人に対し通知すべき事項】（令３１条１項）

①　当該措置を講ずる旨
②　当該措置を講ずる理由
③　当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中１号～４号）
　当該措置の対象となる建物又は場所（上記表中５号及び６号）
④　当該措置を講ずる時期
⑤　当該措置の内容

（６）要員の安全の確保

市長は、ＮＢＣ攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

①　市長は、上記表中の第１号から第４号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

②　上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【名あて人に対し通知すべき事項】（令３１条１項）

①　当該措置を講ずる旨 ②　当該措置を講ずる理由 ③　当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中１号～４号） 　当該措置の対象となる建物又は場所（上記表中５号及び６号） ④　当該措置を講ずる時期 ⑤　当該措置の内容

（６）要員の安全の確保

市長は、ＮＢＣ攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第９章　被災情報の収集・報告及び公表

武力攻撃事態等における被災情報の収集及び報告の仕組み、市民への適切な広報等について示す。

１　被災情報の収集・報告

（１）被災情報の収集（法１２６条）

市は、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

情報収集に当たっては県警察等関係機関との連携を密にするとともに、特に、消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

以下のように市各部の職員を情報収集に当たらせる。

①　人的、建物被害等

調査部は消防部、消防団及び自主防災組織の協力を得て調査を実施する。人的被害については、県警察と連絡をとり調査するものとする。

②　道路、橋梁、河川等土木関係被害

土木施設の被害については施設部が、県警察等の協力を得て調査を実施するものとする。

③　農林水産関係被害

農林水産関係の各種被害については物資部が担当し、実施するものとする。

④　商工業関係被害

商工業関係被害については物資部が担当し、実施するものとする。

⑤　文教施設被害

教育関係施設の被害については避難部が担当し、学校長等の協力を得て調査を実施するものとする。

⑥　上下水道施設被害

水道施設の被害については水道部が担当し、下水道施設については施設部が調査を実施するものとする。

⑦　その他の被害

市有財産施設の被害については、各施設を所管する部において調査を実施するものとする。

（２）被災情報の報告（法１２７条）

①　市は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和５９年１０月１５日付け消防災第２６７号消防庁長官通知）に基づき、原則として、武力攻撃災害等を覚知後３０分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、電子メール、ＦＡＸ等により被災情報の第一報を報告する。

②　市は、第一報を報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した

情報について、指定された時間ごとに、原則としてフェニックス防災システムにより県に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

【火災・災害等即報要領様式】

第３号様式（救急・救助事故等）　　第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1　救急事故　2　救助事故　3　武力攻撃災害　4　緊急対処事態		
発生場所			
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（　　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

【被災情報の報告様式】

年　　月　　日に発生した○○○による被害（第　　報）

平成　年　月　日　時　分

伊　　丹　　市

１　武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時　　平成　　年　　月　　日

(2) 発生場所　　伊丹市△△町Ａ丁目Ｂ番Ｃ号（北緯　　度、東経　　度）

２　発生した武力攻撃災害の状況の概要

３　人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	（人）	（人）	（人）	（人）	（棟）	（棟）	

※　可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

２　被災情報の公表

（１）市民への広報

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供を行うものとする。

①　広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、市長付参事（危機管理担当）を広報責任者とし、広報の一元化を図る。

②　広報手段

記者会見、広報紙、広報番組、ホームページ等の様々な広報手段を活用するとともに、問い合わせ窓口を開設するなど、市民に迅速に提供できる体制を整備する。

③　留意事項

ア　広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応するよう努める。

イ　市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うよう努める。

（２）総合相談窓口の設置

市は、武力攻撃事態等に関する情報、安否情報、または各種行政相談等にきめ細やかに対応するため、総合相談窓口を設置する。

第１０章　保健衛生の確保その他の措置

武力攻撃災害が発生した場合における住民の健康や環境を保持するための保健衛生の確保や廃棄物の処理に必要な事項について定める。

１　保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

（１）健康対策

① 市は、県と連携して、避難先地域に対して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行うものとする。

② 市は、県と連携して、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するものとする。

③ 市は、県と連携して、巡回健康相談の実施に当たり、高齢者、障害者等の把握に努めるものとする。

（２）感染症対策

① 市は、予防教育及び広報活動の推進、塵芥及び汚泥等の埋立又は焼却、し尿の処置、家屋・便所・ごみため等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除など、感染症対策を実施するものとする。ただし、被害が甚大な場合には、県と連携して、職員派遣等により対応する。

② 市は、県の指導のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図るものとする。

（３）食品衛生確保対策

市は、県と連携して、梅雨期や夏期等を中心に、武力攻撃災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努めるものとする。

（４）栄養指導対策

① 市は、県と連携して、避難所や仮設住宅等を巡回して、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施するものとする。

② 市は、県と連携して、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援するものとする。

③ 市は、巡回栄養相談の実施に当たり、県と連携して高齢者、障害者その他特に配慮を要する者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努めるものとする。

（５）飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等を防止するため、県と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、直ちに、あらかじめ定めるところにより応急対策人員を動員し、応急対策を実施する。

③　市は、水道の各施設（貯水、取水、導水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。

④　市は、応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

（６）こころのケア対策

①　市は、県が、必要に応じて、武力攻撃事態時におけるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対応するために行うこころのケアについて、ホームページ、広報紙等により周知を図る。

②　市教育委員会は、県教育委員会と連携し、必要に応じ次のとおり、家族等が被災した児童生徒などに対するこころのケア対策を実施する。

ア　教職員によるカウンセリング

イ　電話相談等の実施

ウ　カウンセラーの派遣

エ　教育相談センター、健康福祉事務所・保健所、こころのケアセンター、こどもセンター等の専門機関との連携

③　医療機関においてもこころのケアの視点を取り入れた治療に努めるものとする。

④　救助機関等の責任者は、武力攻撃災害時の救援活動に従事した者にはＰＴＳＤの症状が比較的早期に現れやすいことに留意し、緊張をやわらげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努めるものとする。

　また、救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合には、業務命令により休養をとらせたりするなどの配慮に努めるものとする。

２　廃棄物の処理

（１）廃棄物処理の特例（法１２４条）

①　環境大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定し、当該地域においてのみ適用のある特例基準（特例的な廃棄物処理基準及び委託基準）を定めるものとされている。

②　市長は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。この場合において、環境省と連携するとともに、県に対し情報提供を行う。

③　市長は、②により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者が特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分を行ったことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて特例基準に従った廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

④　市は、県と連携して、平素から、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討するものとする。

（２）廃棄物処理対策

市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

①　市は、次の点に留意して、がれき処理を実施することとする。

ア　損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡する。

イ　がれきの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保する。

ウ　損壊した建物から発生したがれきについては、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。

エ　計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。

オ　最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、速やかに県に支援を要請する。

②　市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予測される場合については、県に対して、他の市町及び関係団体に広域的な応援に係る要請を行う。

３　文化財の保護

市教育委員会は、文化庁長官が市の区域に存する重要文化財等の武力攻撃災害による被害を防止するため命令又は勧告を行い、県がこれに応じて市の区域に存する県指定文化財等の被害防止のための勧告を行う場合、市指定文化財等（市指定重要有形文化財、市指定重要有形民族文化財及び市指定史跡名勝天然記念物をいう。）についても、速やかに所有者等に対し当該勧告を告知する。

第１１章　市民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等において、生活関連物資等の安定した供給等が必要であることから、市民生活の安定に関する措置について示す。

１　生活関連物資等の価格安定（法１２９条）

（１）生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力を行う。

（２）価格の高騰又は供給不足の防止

県は、武力攻撃事態等において、生活関連物資等の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行うものとされている。

① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施

② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、市民への情報提供や相談窓口を設置

（３）価格の高騰又は供給不足への対処

県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施するものとされている。

① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号。以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

県は、国が買占め等防止法第２条第１項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、県の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずるものとされている。

なお、市の区域内のみに事業所等がある場合は、市長がその措置を講ずるものとする。

ア　特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第３条）

イ　特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第４条第１項）

ウ　売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第４条第２項）

エ　売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第４条第４項及び第５項）

オ　売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第５条第１項及び第２項）

②　国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法第３条第１項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずるものとされている。

なお、市の区域内のみに事業所等がある場合は、市長がその措置を講ずるものとする。

ア　指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第第６条第２項及び第３項）

イ　指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第７条）

ウ　ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第 30 条第１項）

③　物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）に係る措置

県は、国が物価統制令第４条及び第７条並びに物価統制令施行令第２条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、次の措置を講ずるものとされている。

ア　統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第３条第１項但書）

イ　履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第８条ノ２但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第 30 条第１項）

２　避難住民等の生活安定等

（１）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

（２）公的徴収金の減免等（法１６２条２項）

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免、使用料及び手数料の減免等の措置を、災害の状況に応じて実施する。

３　生活基盤等の確保

（１）水の安定的な供給（法１３４条２項）

市は、水道事業者及び工業用水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

（２）公共的施設の適切な管理

市は、道路管理者として、道路を適切に管理する。

（３）指定公共機関等による生活基盤等の確保（法１３４～１３７条）

① 電気事業者及びガス事業者である指定公共機関等は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとされている。

② 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である指定公共機関等は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、水の安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとされている。

③ 運送事業者である指定公共機関等は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとされている。

④ 電気通信事業者である指定公共機関等は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び保護措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うために必要な措置を講ずるものとされている。

⑤ 病院その他の医療機関である指定公共機関等は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずるものとされている。

⑥ 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者である指定公共機関等は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理するものとされている。

第１２章　特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理するにあたり、必要な事項を定める。

１　特殊標章の意義及び普及啓発

（１）特殊標章等の意義

１９４９年８月１２日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

（２）特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県その他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

２　特殊標章等（法１５８条）

特殊標章等は、武力攻撃事態等において、保護措置に係る職務を行う者等及びそのために使用される場所及び車両、船舶、航空機等を識別する。

（１）特殊標章等の様式

①　特殊標章

第一追加議定書第６６条３に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

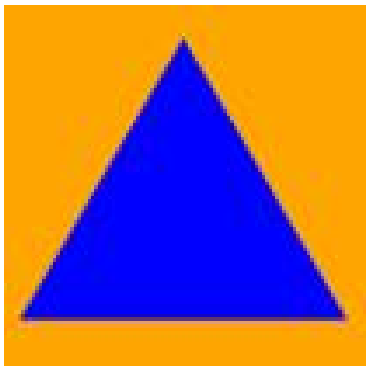

② 身分証明書

第一追加議定書第 66 条３に規定される身分証明書

表面

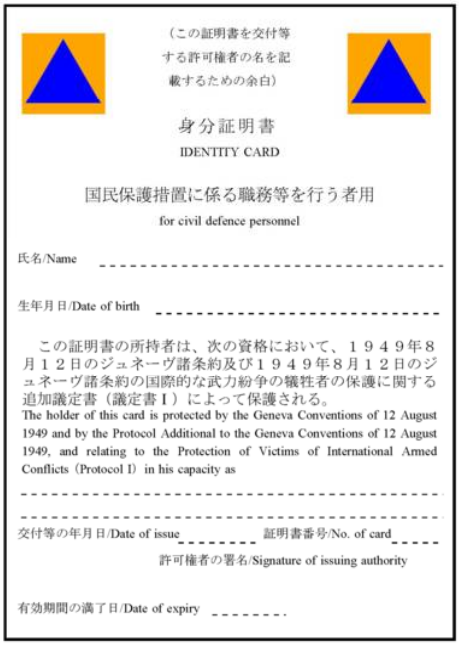
（この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白）

身分証明書
IDENTITY CARD

国民保護措置に係る職務等を行う者用
for civil defence personnel

氏名/Name

生年月日/Date of birth

この証明書の所持者は、次の資格において、１９４９年８月１２日のジュネーヴ諸条約及び１９４９年８月１２日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）によって保護される。
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as

交付等の年月日/Date of issue　証明書番号/No. of card
許可権者の署名/Signature of issuing authority

有効期間の満了日/Date of expiry

裏面

身長/Height　眼の色/Eyes　頭髪の色/Hair

その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:

血液型/Blood type

所持者の写真
/PHOTO OF HOLDER

印章/Stamp　所持者の署名/Signature of holder

（２）特殊標章等の交付及び管理

① 市長等は、許可権者として、交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア　市長
- 保護措置に係る職務を行う市の職員、消防団長及び消防団員
- 市長の委託により保護措置に係る業務を行う者
- 市長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ　消防長
- 保護措置に係る職務を行う消防職員
- 消防長の委託により保護措置に係る業務を行う者
- 消防長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

ウ　水防管理者
- 保護措置に係る職務を行う水防団長及び水防団員
- 水防管理者の委託により保護措置に係る業務を行う者
- 水防管理者が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 特殊標章等の交付及び管理は、市においては、危機管理室が総務部人材育成室と連携しながら所掌する。

第４編　復　旧　等

第１章　応急の復旧

武力攻撃災害によって被害が発生した施設及び設備の一時的な修繕や補修など応急の復旧について示す。

１　基本的考え方

（１）市が管理する施設及び設備の緊急点検等（法１３９条）

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

（２）通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

（３）県に対する支援要請（法１４０条）

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

２　ライフライン施設等の応急の復旧

（１）市が管理するライフライン施設等の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する上下水道、工業用水道等のライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

（２）市が管理する輸送施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

（３）指定公共機関等が管理するライフライン施設等の応急の復旧への協力

市は、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である指定公共機関等から応急の復旧のため協力の要請があった場合には、県と連携しながら、所要の措置を講じる。

第２章　武力攻撃災害の復旧

武力攻撃事態の終了後に行われる武力攻撃災害の復旧について示す。

１　国における所要の法制の整備等（法１７１条）

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

２　市における当面の復旧

市は、本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

３　市が管理する施設及び設備の復旧（法１４１条）

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

３章　財政上の措置等

保護措置の実施に要した費用の支弁及び損失補償等に関する手続、市民の権利利益の救済に係る手続等について示す。

１　費用負担及び支弁

（１）国及び地方公共団体の費用の負担（法１６４条・１６８条）

市が実施する保護措置その他国民保護法に基づいて実施する措置に要する費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護法施行令で定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

【国と地方公共団体の費用分担】（法 168、令 47～51）

１　国が負担する費用
①　住民の避難に関する措置に要する費用
②　避難住民等の救援に関する措置に要する費用
（厚生労働大臣が定める程度、方法及び期間による救援に要する費用）
③　武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用
④　損失補償若しくは実費弁償、損害補償又は損失補てんに要する費用
（地方公共団体に故意又は重大な過失がある場合を除く。）
⑤　国が地方公共団体と共同して行う保護措置についての訓練に係る費用

２　地方公共団体が負担する費用
①　地方公共団体の職員の給料及び扶養手当その他政令で定める手当
（地域手当、住居手当、通勤手当その他の手当）
※　保護措置に係る職務を行う職員の特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び武力攻撃災害派遣手当は国が負担
②　地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用で政令で定めるもの
（消耗品費、通信費その他の費用）
③　地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用で政令で定めるもの
（当該施設の維持管理に通常要すると認められる費用）

（２）他の市町村の応援に要する費用の支弁（法１６５条）

市は、他の市町村の応援を受けたときは、当該応援に要した費用を支弁する。この場合において、市が当該費用を支弁するいとまがないときは、応援を求めた市町村に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

（３）市の措置を代行した場合の費用の支弁（法１６６条）

市が、武力攻撃災害により事務を行うことができなくなったときに県が市の実施すべき保護措置を代行したときは、県が当該費用を支弁するものとされている。

（４）救援の事務を行う場合の費用の支弁（法１６７条）

市が行う救援に関する事務に要した費用は、県が支弁するものとされている。この場合において、県の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市長が行うことと

したとき、又は県が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該市に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁させることができるものとされている。

（５）関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

２　損失補償、実費弁償及び損害補償

（１）損失補償（法１５９条１項・令４０条）

市は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

（２）実費弁償（法１５９条２項・令４１条・４２条）

市は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める手続等に従い、その実費を弁償する。

（３）損害補償（法１６０条・令４３条・４４条）

市は、保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

３　総合調整及び指示に係る損失の補てん（法１６１条２項・令４５条・４６条）

市は、保護措置の実施に関し、県対策本部長が総合調整を行い、又は指示をした結果、市が損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める対象及び手続等に従い、県に対し損失の請求を行う。

ただし、その責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

４　市民の権利利益の救済に係る手続等

（１）市民の権利利益の迅速な救済

① 市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するための総合的な窓口を開設する。

② 市における救済に係る手続は、その原因となった保護措置を実施した課室において処理するものとし、総務部危機管理室は、その取りまとめを行う。また、不服申立て又は訴訟が提起された場合は、総合政策部法制課が補佐する。

③ 市は、必要に応じ外部の専門家等の協力を得るなどにより、市民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【市民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償（法第159条第１項）	特定物資の収用に関すること。（法第81条第２項）
	特定物資の保管命令に関すること。（法第81条第３項）
	土地等の使用に関すること。（法第82条）
	応急公用負担に関すること。（法第113条第３項）

	車両等の破損措置に関すること。(法第155条第２項において準用する災害対策基本法第76条の３第２項後段)
実費弁償 (法第159条第２項)	医療の実施の要請等に関すること。(法第85条第１・２項)
損害補償 (法第160条)	市民への協力要請によるもの（法第70条第１・３項、80条第１項、115条第１項、123条第１項)
	医療の実施の要請等によるもの（法第85条第１・２項)
不服申立てに関すること。(法第６条、175条)	
訴訟に関すること。(法第６条、175条)	

（２）市民の権利利益に関する文書の保存

①　市は、市民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、文書管理規則の定めるところにより、適切に保存する。

②　市は、これらの手続きに関する文書の保存に当たっては、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐため、安全な場所への確実な保管等について配慮する。

③　市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。

５　市に於ける費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市が保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県保護計画に準じて定めるものとする。

(3) 権利利益の救済のための体制整備

市は、住民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

第５編　緊急対処事態への対処

１　緊急対処事態（法１８２条）

市保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第１編第５章２に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

２　緊急対処事態における警報の通知及び伝達（法１８３条）

緊急対処事態においては、国対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

【本計画における主な用語の読み替え】

武力攻撃事態等	緊急対処事態
保護措置	緊急対処保護措置
国民保護対策本部（長）	緊急対処事態対策本部（長）
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害

資　　料　　編

【資料1】　伊丹市国民保護対策本部組織図

（本部設置前）

本　　部　　長（市長）
副本部長（副市長、教育長）

総括本部会議

◎市長付参事（危機管理担当）

◇総務部長
財政基盤部長
総合政策部長
教育次長
都市交通部長
消防局長
上下水道事業管理者

◎責任者
◇副責任者

（本部設置）

本部会議

◎本部長　　市長
◇副本部長　副市長、教育長
本部長付　消防団長

総括本部員
市長付参事（危機管理担当）
財政基盤部長、総務部長、総合政策部長、教育次長
消防局長、都市交通部長、上下水道事業管理者

本　部　員
市長付参事（特定施策推進担当）
市民自治部長、健康福祉部長、
都市活力部長、代表監査委員、市議会事務局長
教育総務部長、学校教育部長、こども未来部長
生涯学習部長、病院事業管理者、自動車運送事業管理者
モーターボート競走事業管理者、会計管理者

伊丹市議会災害対策支援本部

本部会議
◎本部長（議長）
◇副本部長（副議長）
本部役員（会派代表）
本部員（その他の議員）

議会災害対策支援本部事務局
◎市議会事務局

関係部長会議

◎副本部長
総括本部員
関係部長

関　係　機　関

大阪空港事務所	新関西国際空港（株）
関西電力㈱	猪名川河川事務所
大阪ガス㈱	自衛隊
西日本電信電話㈱	阪神北県民局
伊丹市医師会	伊丹健康福祉事務所
伊丹郵便局	宝塚土木事務所
西日本旅客鉄道㈱	伊丹警察署
阪急電鉄㈱	伊丹市薬剤師会
伊丹市歯科医師会	伊丹市助産師会

協　力　団　体

伊丹市社会福祉協議会	日赤奉仕団
民生児童委員連合会	自治会連合会
兵庫県建設業協会伊丹支部	いずみ会

総　括　本　部　事　務　局

◎危機管理室　◇総務部　総合政策部
市民自治部　ボートレース事業局　消防局

受援本部

調査部
◎財政基盤部
総合政策部
市民自治部

環境部
◎市民自治部

施設部
◎都市交通部
◇都市活力部
上下水道局
市民自治部
安全・安心施策推進班

避難部
◎教育委員会
事務局

援護部
◎健康福祉部
◇教育委員会
事務局(こども未来部)
会計室
地域医療体制整備推進班

物資部
◎都市活力部
◇選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・各事務局

消防部
◎消防局

水道部
◎上下水道局

医療部
◎伊丹病院

輸送部
◎交通局

消防団
◎内台分団
大鹿分団
下河原分団
◎中野分団
池尻分団
東野分団

【資料２】　平素の準備業務

部	課	災　害　予　防　事　務
各所属共通事項 （行政委員会等を含む）		1　市保護計画の習熟に関すること。 2　保護措置の実施にかかる的確な活動方法・体制の整備に関すること。
危機管理室		1　室の非常配備に関すること。 2　市保護計画の企画、立案、見直しに関すること。 3　広域応援協定に関すること。 4　保護措置にかかる総合調整に関すること。 5　備蓄計画に関すること。 6　備蓄倉庫、資機材等の管理、点検、整備に関すること。 7　市民・事業者に対する国民保護の啓発に関すること。 8　緊急通信システムの運用管理に関すること。 9　情報伝達方法の整備及び啓発に関すること。 10　市保護協議会の運営に関すること。 11　市対策本部に関すること。 12　避難実施要領の策定に関すること。 13　保護措置についての訓練に関すること。 14　安否情報の収集体制の整備に関すること。
総合政策部	秘書課 （政策室） 政策室 施設ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ課 （空港・広報戦略室） 広報課 都市ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ ・観光戦略課 空港政策課	1　部の非常配備に関すること。 2　調査に関する資料の整備に関すること。 3　伊丹コミュニティ放送株式会社等放送事業者との協力・連携体制の整備に関すること。 4　警報、避難の指示等の伝達に関すること。 5　避難誘導における体制整備に関すること。
総務部	契約・検査課 （総務室） 総務課 管財課 情報管理課 （法務室） 法制課 法務管理課 （人材育成室） 人事課 給与制度課 研修厚生課	1　部の非常配備に関すること。 2　災害関連法規の整理に関すること。 3　ボランティアの受入れに関すること。 4　職員の防災研修とその効果の検証に関すること。 5　職員の動員計画の立案に関すること。 6　幹部職員の初動体制整備に関すること。 7　職員の連絡態勢の検証に関すること。 8　庁内電話等通信施設の整備に関すること。 9　電子計算システムの安全性の確保に関すること。 10　代替システムの確保に関すること。 11　非常電源等電気施設の整備に関すること。 12　庁舎の安全対策に関すること。 13　調査に関する資料の整備に関すること。 14　特殊標章等の交付等に関すること。 15　警報、避難の指示等の伝達に関すること。 16　避難誘導における体制整備に関すること。

部	課	災　害　予　防　事　務
財政基盤部	(財政企画室) 財政企画課 経営企画課 (税務室) 市民税課 資産税課 徴収課	1　部の非常配備に関すること。 2　調査に関する資料の整備に関すること。 3　避難誘導における体制整備に関すること。
市民自治部	(まちづくり室) まちづくり推進課 市民相談課 消費生活ｾﾝﾀｰ 市民課 (共生推進室) 同和・人権推進課 国際・平和課 人権啓発ｾﾝﾀｰ (環境政策室) ごみ減量・資源化担当 生活環境課 環境保全課 公園課 みどり自然課 環境ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	1　部の非常配備に関すること。 2　所管施設の安全確保に関すること。 3　災害廃棄物等の処分計画に関すること。 4　災害ごみの処分方法に対する啓発に関すること。 5　衛生医薬品の確保等に関すること。 6　災害時の専門的相談体制の確立に関すること。 7　自治会との連携に関すること。 8　避難所施設としての対策に関すること。 9　外国人市民向け防災冊子の作成等外国人に対する援護策の検討に関すること。 10　警報、避難の指示等の伝達に関すること。 11　避難誘導における体制整備に関すること。
健康福祉部	(地域福祉室) 地域・高年福祉課 介護保険課 障害福祉課 法人監査課 (生活支援室) 支援管理課 生活支援課 自立相談課 こども福祉課 (保健医療推進室) 国保年金課 後期医療福祉課 健康政策課	1　部の非常配備に関すること。 2　福祉施設整備に関する企画・立案・実施時の防災的配慮に関すること。 3　ボランティア（福祉活動に関するもの）の受入れに関すること。 4　要援護者に対する援護策の検討に関すること。 5　民生児童委員、社会福祉協議会との協力・連携体制の整備に関すること。 6　所管施設の安全確保に関すること。 7　医薬品の調達計画に関すること。 8　災害時における保健予防計画に関すること。 9　義援金に対する受入れ事務に関すること。 10　警報、避難の指示等の伝達に関すること。 11　避難誘導における体制整備に関すること。
都市活力部	(産業振興室) 商工労働課 農業政策課 まちなかにぎわい課 文化振興課 (都市整備室) 都市計画課 建築指導課 営繕課 住宅政策課	1　部の非常配備に関すること。 2　物資供給計画に関すること。 3　救援物資の保管計画に関すること。 4　警報、避難の指示等の伝達に関すること。 5　避難誘導における体制整備に関すること。

部	課	災　害　予　防　事　務
都市交通部	（交通政策室） 都市安全企画課 交通政策課 （道路室） 道路建設課 道路保全課 土地調査課	1　部の非常配備に関すること。 2　都市計画道路の企画・立案・実施時の防災的配慮に関すること。 3　下水道施設計画における防災的配慮に関すること。 4　道路・橋梁・街路樹等の所管施設の防災性の向上に関すること。 5　水防倉庫、備蓄資機材の管理、点検、整備に関すること。 6　警報、避難の指示等の伝達に関すること。 7　避難誘導における体制整備に関すること。
会計室		1　義援金収納事務の整備に関すること。 2　警報、避難の指示等の伝達に関すること。 3　避難誘導における体制整備に関すること。
教育委員会 事務局 教育総務部	教育政策課 職員課 施設課	1　部の非常配備に関すること。 2　教育施設の防災性の向上に関すること。 3　避難所施設としての対策に関すること。 4　警報、避難の指示等の伝達に関すること。 5　避難誘導における体制整備に関すること。
教育委員会 事務局 学校教育部	学校指導課 学事課 総合教育ｾﾝﾀｰ 保健体育課 小学校給食ｾﾝﾀｰ 中学校給食ｾﾝﾀｰ	1　部の非常配備に関すること。 2　中学、高校におけるボランティア教育・研修に関すること。 3　教職員の防災活動計画に関すること。 4　所管施設の安全対策に関すること。 5　児童、生徒への防災教育に関すること。 6　警報、避難の指示等の伝達に関すること。 7　避難誘導における体制整備に関すること。
教育委員会 事務局 こども未来部	こども若者企画課 子育て支援課 （幼児教育保育室） 幼児教育推進課 教育保育課 こども発達支援ｾﾝﾀｰ	1　部の非常配備に関すること。 2　所管施設の安全確保に関すること。 3　避難所施設としての対策に関すること。 4　要援護者に対する援護策の検討に関すること。 5　警報、避難の指示等の伝達に関すること。 6　避難誘導における体制整備に関すること。
教育委員会 事務局 生涯学習部	社会教育課 ｽﾎﾟｰﾂ振興課 公民館 図書館 博物館 （人権教育室） 人権教育担当	1　部の非常配備に関すること。 2　市民の防災教育に関すること。 3　所管施設の安全対策に関すること。 4　警報、避難の指示等の伝達に関すること。 5　避難誘導における体制整備に関すること。

部	課	災　害　予　防　事　務
消防局	(管理室) 消防総務課 予防課 (警防室) 警防課 救急課 情報管理課 東消防署 西消防署	1　局の非常配備に関すること。 2　消防職員の研修、訓練に関すること。 3　備蓄倉庫、資機材等の管理、点検、整備に関すること。 4　自主防災組織の育成、指導に関すること。 5　緊急通信指令システムの運用に関すること。 6　広域応援協力体制に関すること。 7　警報、避難の指示等の伝達に関すること。 8　避難誘導における体制整備に関すること。
上下水道局	(経営企画室) 経営企画課 営業課 (整備保全室) 水道課 下水道課 浄水課	1　局の非常配備に関すること。 2　所管施設の防災性の向上に関すること。 3　災害時における給水計画の作成に関すること。 4　警報、避難の指示等の伝達に関すること。 5　避難誘導における体制整備に関すること。
交通局	総務課 企画営業課 運輸サービス課	1　局の非常配備に関すること。 2　所管施設の防災性の向上に関すること。 3　警報、避難の指示等の伝達に関すること。 4　避難誘導における体制整備に関すること。
伊丹病院 事務局	総務課 医事課	1　病院の非常配備に関すること。 2　所管施設の防災性の向上に関すること。 3　警報、避難の指示等の伝達に関すること。 4　避難誘導における体制整備に関すること。

【資料３】伊丹市国民保護対策本部事務分掌

部	担当課	事務分掌　（◎責任者　◇副責任者　◆各部責任者）
対策本部事務局 ◎危機管理室 ◇総務部 （危機管理室を除く連携部） ・総合政策部 ・市民自治部 ・消防局	◆危機管理室 政策室 法務室	1　本部長・副本部長の指示命令事項に係る総合調整及び指示の総括に関すること。 2　本部会議、関係部長会議で決定された重要事項の処理の総括に関すること。 3　本部会議、関係部長会議の庶務に関すること。 4　災害に係る情報の収集・記録及び伝達に関すること。 5　各部の総合調整及び連絡に関すること。 6　自衛隊の派遣要請に関すること。 7　防災行政無線の運用管理に関すること。 8　防災倉庫の管理に関すること。 9　避難実施要領の策定に関すること。 10　県対策本部との連絡調整に関すること。 11　関係機関との相互連携・連絡調整に関すること。 12　対策本部事務局の庶務に関すること。
	受援本部 ◆人材育成室 援護部と連携 物資部と連携	1　受援計画に関すること。 2　応援要請の総合受付に関すること。 3　各対策部との応援要請の調整に関すること。 4　受援状況の取りまとめに関すること。
	◆秘書課	1　国・県関係等の視察者、見舞者に対する応対及び名簿、礼状等の作成に関すること。 2　本部長，副本部長の被災地視察への対応に関すること。
	◆まちづくり推進課 ・広報課 ・都市ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ・観光戦略課	1　市民に対する情報提供に関すること。 2　報道機関に対する情報提供に関すること。 3　報道機関に対する広報活動の要請に関すること。 4　警報、避難の指示等の広報活動に関すること。 5　被災者の相談及び要望，苦情等の処理に関すること 6　共同利用施設の避難所の開設に関すること。 7　自治会への協力要請に関すること。 8　本庁舎、支所、分室等における災害関連情報の掲示に関すること。 9　災害の記録に関すること。 10　安否情報の収集・提供に関すること。

部	担当課	事務分掌
	◆人事課 ・給与制度課 ・研修厚生課 ﾎﾞｰﾄﾚｰｽ事業局 総務課 事業課	1　本部長・副本部長の指示命令事項に係る総合調整及び指示に関すること。 2　本部会議、関係部長会議で決定された重要事項の処理に関すること。 3　職員の動員計画に関すること。 4　総合相談窓口に関すること。 5　職員の給食及び仮眠室の確保並びに保健に関すること。 6　応援要請の総合受付に関すること。 7　受援状況の取りまとめに関すること。
	◆総務課 ・管財課 ・契約・検査課	1　業者契約に関すること。 2　緊急資材の確保、用品の調達及び輸送に関すること 3　庁内電話等通信施設、電気施設の整備及び維持管理に関すること。 4　車両配車計画及び管理に関すること。 5　対策本部室の開設に関すること。 6　会議室・作業室の確保及び管理に関すること。 7　市議会との連絡調整に関すること。 8　市有財産（普通財産）及び財産区財産の管理に関すること。 9　不服の申立て、訴訟等の処理に関すること。
	◆情報管理課	1　被災者名簿等の電算処理に関すること 2　所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること
	◆国際・平和課	1　在日外国人等に対する窓口・支援・情報提供に関すること。 2　翻訳に関すること。
共通事項		1　「国民保護推進本部組織図」による全ての「部」は、事務分掌による業務が開始されない場合にあっては、既設の「部」の協力部として活動すること。 2　本部長の特命に関すること。 3　職員の動員計画による応援・協力体制に関すること。 4　被害状況及び応急対策状況の報告に関すること。 5　所管部局の被害状況の把握及び応急復旧に関すること。 6　対策本部事務局指示事項に対する事務処理及び報告に関すること。

部	事　務　分　掌
調　査　部 ◎財政基盤部 ・総合政策部 ・市民自治部	1　警報、避難の指示等の伝達に関すること。 2　被災者の避難誘導に関すること。 3　災害応急対策予算の措置に関すること。 4　保護措置関係経費のとりまとめに関すること。 5　公共施設の被害状況等の取りまとめに関すること。 6　被害状況の調査及び報告書の作成並びに対策本部事務局への報告に関すること。 7　被害に伴う苦情電話等の対応及び指令書の作成に関すること。 8　所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 9　対策本部事務局の事務に関すること。 10　公的徴収金の減免等の措置に関すること。 11　対策本部事務局への情報提供及び連絡調整に関すること。 12　「調査部」の庶務に関すること。
環　境　部 ◎市民自治部	1　警報、避難の指示等の伝達に関すること。 2　被災者の避難誘導に関すること。 3　廃棄物等の処分計画に関すること。 4　廃棄物の処分に関する他都市・関係機関への協力要請に関すること。 5　死亡者の収容及び埋火葬に関すること。 6　廃棄物、し尿の相談業務に関すること。 7　廃棄物等の量の把握に関すること。 8　被害に伴う苦情電話等の対応及び指令書の作成に関すること。 9　所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 10　廃棄物の処理場及び仮置き場の管理に関すること。 11　感染症対策業務に関すること。 12　二次災害の防止対策に関すること。 13　廃棄物・し尿の相談業務に関すること。 14　支所、分室への情報の伝達に関すること。 15　対策本部事務局への情報提供及び連絡調整に関すること。 16　「環境部」の庶務に関すること。

部	事務分掌
施　設　部 ◎都市交通部 ・都市活力部 ・上下水道局 ・市民自治部	1　警報、避難の指示等の伝達に関すること。 2　被災者の避難誘導に関すること。 3　対策本部事務局の事務に関すること。 4　施設部業務に関する被害情報等の収集及び対策本部事務局への報告に関すること。 5　災害に関する諸情報の速報及び連絡に関すること。 6　交通規制に伴う関係機関等との協議及び連絡調整に関すること。 7　避難道路の選定及び確保に関すること。 8　被害に伴う苦情電話等の対応及び指令書の作成に関すること。 9　所管施設の被害状況の調査及び保全・応急復旧に関すること。 10　障害物の除去に関すること。 11　緊急要員及び必要資材の要請に関すること。 12　応急仮設住宅の建設等に関すること。 13　対策本部事務局への情報提供及び連絡調整に関すること。 14　「施設部」の庶務に関すること。
避　難　部 教育委員会事務局 ◎教育総務部 ◇学校教育部 こども未来部 生涯学習部 人権教育室	1　警報、避難の指示等の伝達に関すること。 2　被災者の避難誘導に関すること。 3　避難所の開設及び閉鎖並びに管理運営に関すること。 4　避難者の誘導及び収容に関すること。 5　避難者等の調査及び名簿の作成に関すること。 6　避難所日報の作成に関すること。 7　避難所間の連絡調整に関すること。 8　避難所のボランティア活動の運営に関すること。 9　教育関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 10　文化財の保護に関すること。 11　学用品の供給に関すること。 12　児童・生徒等の保護及び応急教育に関すること。 13　ＰＴＡ等教育関係団体への協力要請に関すること。 14　被害に伴う苦情電話等の対応及び指令書の作成に関すること。 15　対策本部事務局への情報提供及び連絡調整に関すること。 16　「避難部」の庶務に関すること。

部	事務分掌
援　護　部 ◎健康福祉部 ◇教育員委会事務局（こども未来部） ・会計室	1　警報、避難の指示等の伝達に関すること。 2　被災者の避難誘導に関すること。 3　日本赤十字社との連絡調整に関すること。 4　義援金等の取り扱い並びに配分に関すること。 5　ボランティア（福祉活動）の受入れに関すること。 6　要援護被災者・児に対する援護に関すること。 7　ショートステイ等，避難所外の収容に関すること。 8　福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 9　医師会等との連絡調整に関すること。 10　衛生医薬品等の調達に関すること。 11　被災者等に対する保健・予防に関すること。 12　救護所の設置及び救護班の編成に関すること。 13　社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 14　応急救助に要する資金前渡に関すること。 15　対策本部事務局への情報提供及び連絡調整に関すること。 16　「援護部」の庶務に関すること。
物　資　部 ◎都市活力部 ◇選挙管理委員会事務局 ・監査委員事務局 ・農業委員会事務局	1　警報、避難の指示等の伝達に関すること。 2　被災者の避難誘導に関すること。 3　被災者に対する食糧の確保、生活必需品・救援物資の調達及び管理並びに配付に関すること。 4　物資の供給計画に関すること。 5　救援物資等の集配及び保管並びに管理に関すること。 6　物資に関するボランティア活動の運営に関すること。 7　商工業及び農業関係の被害調査に関すること。 8　被災商工業者等に対する経営相談に関すること。 9　所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 10　対策本部事務局への情報提供及び連絡調整に関すること。 11　「物資部」の庶務に関すること。

部	事　務　分　掌
消　防　部 ◎消防局	1　被災者の救助及び救急活動に関すること。 2　消防活動に関すること。 3　警報、避難の指示等の伝達に関すること。 4　被災者の避難誘導に関すること。 5　災害に関する諸情報の速報及び連絡に関すること。 6　危険物の取り扱い及び搬出除去に関すること。 7　被害状況の把握に関すること。 8　防災倉庫の管理に関すること。 9　防災行政無線の運用に関すること。 10　本部との連絡調整に関すること 11　被害に伴う苦情電話等の対応及び指令書の作成並びに統括に関すること。 12　消防分団との協調及び連絡調整に関すること。 13　対策本部事務局への情報提供及び連絡調整に関すること。 14　「消防部」の庶務に関すること。
水　道　部 ◎水道局	1　警報、避難の指示等の伝達に関すること。 2　被災者の避難誘導に関すること。 3　上水道施設の保全及び応急復旧に関すること。 4　給水施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 5　復旧資材の調達に関すること。 6　飲料水の供給に関すること。 7　給水活動及び応急復旧等に係る広報活動に関すること。 8　被害に伴う苦情電話等の対応及び指令書の作成に関すること。 9　対策本部事務局への情報提供及び連絡調整に関すること。 10　「水道部」の庶務に関すること。
医　療　部 ◎伊丹病院	1　警報、避難の指示等の伝達に関すること。 2　被災者の避難誘導に関すること。 3　被災患者の医療助産に関すること。 4　救護班の編成に関すること。 5　病院施設の保全及び応急復旧に関すること。 6　対策本部事務局への情報提供及び連絡調整に関すること。 7　「医療部」の庶務に関すること。

部	事　務　分　掌
輸　送　部 ◎交通局	1　警報、避難の指示等の伝達に関すること。 2　被災者の避難誘導に関すること。 3　被災者の輸送に関すること。 4　物資の輸送等における物資部への支援に関すること。 5　交通局所管施設及び車両の保全・応急復旧に関すること。 6　対策本部事務局への情報提供及び連絡調整に関すること。 7　「輸送部」の庶務に関すること。
市議会災害対策支援本部事務局 ◎市議会事務局	1　議会災害対策支援本部長の指示命令事項の総合調整及び指示に関すること。 2　市災害対策本部との連絡調整に関すること。 3　議会災害対策支援本部会議の庶務に関すること。

31 総-212-1-011-A4